

令和3年第6回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和3年6月 7日

閉会 令和3年6月25日

熊本県球磨郡湯前町

令和3年第6回定例会

会期 令和3年6月 7日(月) から 19日間
令和3年6月25日(金) まで

会期日程表

月	日	曜	区分	時刻	日程
6	7	月	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、全員協議会、議案審議
	8	火	休会		
	9	水	休会		
	10	木	休会		13:30 企画経済建設常任委員会 15:30 総務厚生文教常任委員会
	11	金	本会議	午前10時	一般質問
	12	土	休会		
	13	日	休会		
	14	月	休会		
	15	火	休会		
	16	水	休会		
	17	木	休会		

	18	金	休 会		
	19	土	休 会		
	20	日	休 会		
	21	月	休 会		
	22	火	休 会		
	23	水	休 会		
	24	木	休 会		
	25	金	本会議	午前10時	一般質問、議案審議

第 1 号

6 月 7 日 (月)

令和3年第6回湯前町議会定例会

[第1号]

令和3年6月7日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告 (全員協議会)
日程第 5	報告第 1号	令和2年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 6	報告第 2号	令和2年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 7	議案第43号	湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第44号	湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第45号	湯前町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第46号	令和3年度湯前町一般会計補正予算(第3号)について
日程第11	議案第47号	令和3年度湯前町水道事業会計補正予算(第1号)について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	長	高	橋	誠
税	務	課	北	崎	真	教	育	課	長	中	園	誠
保	健	課	高	木	堅	建	設	水	道	課	長	赤
企	画	課	本	山	り	農	林	振	興	課	長	兼
教	育	課	浅	田	か	農	業	委	員	会	事	務
社	会	係	工	藤	陽	企	画	振	興	係	長	岩
												中
												池
												昌
												一
												彦
												平

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第6回湯前町議会定例会を開会します。これから、議事日程に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、黒木議員、味岡議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの19日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

3月18日、水上村において、市房発電所リニューアル事業完了式典が開催されましたので、出席しました。熊本県企業局が管理しております市房第一発電所及び市房第二発電所の発電機の入替えをはじめとする、全面リニューアルによるものであります。

3月24日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。令和3年度事業計画等について協議が行われ、新型コロナの影響も懸念されますが、例年どおりの要望活動をはじめ、議員研修などが予定されることになりました。また、くま川鉄道再生協議会について、必要に応じて説明を求めると決定しました。

3月25日、多良木町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、金子副議長と共に出席しました。令和2年度の町村負担金について、新型コロナの影響で未執行となった分15万円を、各町村に返金することになりました。なお、町村への返金は、令和2年度内に完了しております。

4月1日、議長室において、議会事務局会計年度任用職員辞令交付式を開催いた

しました。

4月8日、錦町において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。冒頭に、九州地方整備局八代河川国道事務所の服部所長より、令和2年7月豪雨災害に対する国の復旧・復興に関する方向性について報告され、令和3年4月1日付けで八代復興事務所を設置し、50人余りの体制で、道路、河川の災害復旧が進められるとの説明がありました。

続けて、くま川鉄道再生協議会事務局から、総会の概要が報告され、上下分離方式の下の部分の保有主体は、県と地元10市町村で構成する新法人が立ち上げられる予定であるとの説明がありました。

4月9日、西米良村において、三市町村議会国道整備促進合同協議会の委員長会が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。令和2年度は、新型コロナの影響により事業が執行できませんでしたので、令和3年度の負担金については徴収しないこととなりました。総会において正式に決定した後、予算の減額を行う予定であります。なお、5月17日に予定されていましたが国道219号現地調査については、新型コロナの影響により延期となりました。

4月24日、八代市において、八代復興事務所開所式典が開催されましたので、出席しました。

4月27日、多良木町において、上球磨消防組合消防庁舎総合落成式が開催されましたので、出席しました。

4月30日、議長室において、上球磨正副議長会の監査が開催されましたので、出席しました。

5月13日、あさぎり町において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。役員の改選が行われ、会長にあさぎり町の徳永議長、副会長に多良木町の高橋議長、山江村の中竹議長、監事に錦町の金山議長と私倉本が選任されました。

5月21日、水上村において、上球磨正副議長会定期総会が開催される予定でしたが、新型コロナの影響により書面議決となりました。役員改選については、会長に水上村那須議長、副会長に私倉本、監事にあさぎり町徳永議長と多良木町高橋議長が選任されました。また、令和3年度の事業計画については、例年どおりの事業を予定することになりました。

6月1日、熊本市において、熊本県町村議会議長会臨時総会が開催されましたので、出席しました。任期満了に伴う役員選挙が行われ、会長に美里町の吉田議長、副会長にあさぎり町の徳永議長、芦北町の宮尾議長、監事に大津町の桐原議長、御船町の池田議長が選任されました。また、負担金の減額が報告され、本町分は3万円の減額となり、25万8,000円となりました。

終了後、同会場において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。くま川鉄道再生協議会の事務局から、災害復旧事業の市町村負担割合は、「くま川鉄道の経営安定化を図るための負担割合」を用いることが決定されたと報告がありました。なお、本町負担額は792万1,000円となります。

湯前町監査委員から、3月、4月、5月の例月現金出納検査結果報告書が議長あてに提出されていますので、タブレットに掲載されています。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されています。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○2番（西 靖邦君） おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和3年第1回定例会最終日が3月25日に、第2回臨時会が5月31日に、それぞれ人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれ、私西と椎葉議員が出席しました。

主な項目について報告します。

1つ目、新年度の一般会計予算と負担金総額について。令和3年度の一般会計予算は、歳入歳出16億4,256万9,000円、前年度当初より7,395万円の減額となっています。これは、汚泥再生処理センターアクアパークの災害復旧事業による設備更新で、年次計画していた定期整備などの減額が主なものです。10市町村の負担金総額は14億3,289万9,000円、湯前町の負担金は6,720万円です。以上、予算と負担金を可決しました。

2つ目、令和2年度一般会計補正予算と負担金総額の補正について。被災したアクアパークの代替処理が予定より一月早く完了したため、事業費を1,548万円減額した補正予算と、この減額に伴う負担金総額の補正を可決しました。10市町村の負担金総額のうち、清掃費負担金が774万円の減額となり、湯前町の負担金は31万円の減額となりました。

令和2年度一般会計補正予算の専決処分を承認しました。アクアパークの災害復旧において、全国町村会建物災害共済の共済金9億3,844万2,000円が、3月末に確定したことによるものです。災害復旧事業に共済金を充当したため、国庫補助金と地方債の金額を減額補正した結果、令和2年度一般会計予算の総額は、44億2,211万4,000円となりました。

3つ目、その他の項目について。相良村議会議員の4月改選に伴い、欠員となった議

会運営委員会委員に、錦町の右田宣之議員を選出し、委員長にあさぎり町議会議員の皆越てる子議員を選びました。監査委員の選任について、前任者が5月末で任期満了を迎えるため、後任に山崎信治氏の選任に同意しました。山崎氏は現在、多良木町と上球磨消防組合の代表監査委員を務められています。

臨時会終了後、議員定数の削減に関する全員協議会が開かれました。構成市町村議会からの意見を取りまとめた後に、議会運営委員会、全員協議会で方向性を決めることになりました。湯前町議会においては、1月13日の全員協議会において、削減する意見を取りまとめているところです。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○5番（森山 宏君） 上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和3年4月27日に、上球磨消防組合消防庁舎総合落成式の後、令和3年第1回上球磨消防組合議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。会期は4月27日の1日限りに決定しました。

日程第3、議案第3号、物品売買契約の締結については、水難救助車購入事業にて、指名競争入札後に、物品売買契約の締結を原案どおり可決しました。

日程第4、委員会調査報告。上球磨消防組合消防庁舎建設調査特別委員会により、付託された調査の結果報告書が提出されました。

最後に、新旧組合長の挨拶があり、5月1日より、中嶽水上村長が新組合長に就任されました。

以上、令和3年第1回上球磨消防組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日からどうぞよろしく願いいたします。町長行政報告のほうをご覧いただきたいと思います。

令和3年第6回湯前町議会定例会に当たり、行政報告を行います。なお、主な行政報告のみ報告をさせていただきます。

3月8日、議会全員協議会が保健センターで開催されましたので、出席いたしました。

3月9日から19日まで、第3回議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。

3月16日、湯前町農業再生協議会臨時総会を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

3月22日、湯前町社会福祉協議会共同募金役員会を福祉センターで開催しましたので、出席いたしました。

3月23日、湯楽里株式会社取締役会を開催しましたので、出席いたしました。

同日、行政区担当職員制度の職員説明会を保健センターで開催しましたので、出席いたしました。

3月24日、くま川鉄道再生協議会がオンライン会議で開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨川流域治水協議会がオンライン会議で開催されましたので、出席いたしました。

3月25日、人吉球磨広域行政組合議会定例会がクリーンプラザで開催されましたので、出席いたしました。

終了後、定例理事会が開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、令和3年4月人事異動について、第2次定員管理適正化計画の策定について、規則の一部改正について、随意契約について、その他でした。

同日、農業公社理事会を開催しましたので、出席いたしました。

3月29日、湯前町社会福祉協議会評議員会を保健センターで開催しましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨地域公共交通活性化協議会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

3月30日、人・農地プラン検討委員会を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨観光地域づくり協議会理事会があさぎり町で開催されましたので、出席いたしました。

3月31日、湯前町政治倫理審査会及び湯前町情報開示審査会を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

4月1日、職員の辞令交付式並びに会計年度任用職員の辞令交付式を行いました。

同日、社会福祉協議会職員の辞令交付式を福祉センター湯愛で行いましたので、出席いたしました。

同日、湯楽里株式会社の社員辞令交付式を行いましたので、出席いたしました。

同日、教職員辞令交付式が農村環境改善センターで行われましたので、出席いたしました。

同日、公共施設の指定管理者指定書交付式を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

4月5日、湯前町消防団辞令交付式をB&G海洋センター体育館で行いましたので、

出席いたしました。

4月7日、熊本県庁の幹部との意見交換会のため、副町長と県庁を訪問しました。当日は、企画振興部交通政策・情報局、情報政策課、総務部等との意見交換を行いました。

4月12日、湯前町商工会との意見交換会を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

4月13日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、くま川鉄道再生協議会の現状報告について、管内主軸事業上京要望について、その他でした。

4月15日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、普通交付税に係る算入率に関する協議書の締結について、その他でした。

4月20日、第4回湯前町議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

同日、湯前町議会全員協議会が開催されましたので、出席いたしました。

同日、上球磨消防組合正副組合長会議が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

4月24日、令和2年7月豪雨災害からの復興・復旧を更に加速し、強力に推進するため、国土交通省・九州地方整備局の八代復興事務所の開所式が八代市で開催されましたので、出席いたしました。

4月26日、国の緊急事態宣言が4都府県に発令されたことに伴い、特別措置法に基づく湯前町新型コロナウイルス対策本部を設置し、本部会議を開催しました。

4月27日、上球磨消防組合消防庁舎総合落成式が開催されましたので、出席いたしました。

同日、上球磨消防組合議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

4月28日、くま川鉄道株式会社臨時株主総会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

5月7日、各課の主要事業・新規事業説明会を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、農業公社理事会を開催しましたので、出席いたしました。

5月11日、湯前町新型コロナウイルス対策本部を応接室で行いましたので、出席いたしました。

5月12日、日本郵便株式会社との包括連携協定調印式が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、組合議会臨時会の招集及び提出案件について、入札及び契約締結結果について、その他でした。

同日、人吉・球磨しごと創生連絡協議会総会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が山江村で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、人吉球磨における田んぼダムの取組状況等について、農林水産部における幸野溝等への土砂流出抑止対策について、球磨郡体育協会役員改選及び球磨郡民体育祭開催について、その他でした。

同日、くま川鉄道株式会社臨時取締役会が山江村で開催されましたので、出席いたしました。

5月14日、球磨地域振興局を訪問し、本町の災害復旧事業に係る要請協議を行いました。

5月15日、議会全員協議会が保健センターで開催されましたので、出席いたしました。

5月17日、湯前町新型コロナウイルス対策本部を応接室で行いましたので、出席いたしました。

同日、湯前町農業振興地域整備促進協議会を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

5月18日、新型コロナウイルスワクチン集団接種を農村環境改善センターで開始しました。

同日、南九州ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会総会がWEB会議で開催されましたので、出席いたしました。

5月20日、梅雨前線の活発化により、湯前町災害警戒本部会議を応接室で行いました。その後、保健センターに避難所を開設し、予防的避難を呼びかけ、4世帯6名が避難されました。

5月26日、第5回湯前町議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

同日、議会全員協議会が開催されましたので、出席いたしました。

5月27日、大雨警報・土砂災害警戒情報が発令され、湯前町災害警戒本部会議を応接室で行いました。保健センターに避難所を開設し、避難指示を発令し、2世帯2名が避難されました。

同日、湯前町戦没者慰霊祭が遺族会館で開催されましたので、出席いたしました。

5月29日、本町職員の新型コロナウイルス感染が確認されたため、新型コロナウイルス対策本部会議を応接室で行いましたので、出席いたしました。

5月31日、新型コロナウイルス対策本部会議を応接室で行いましたので、出席いたし

ました。

同日、人吉球磨広域行政組合議会臨時会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、議会全員協議会及び議会運営委員会が開催されましたので、出席いたしました。

6月1日、湯前町農業公社の監査を行いましたので、出席いたしました。

以上で、行政報告を終わります。

なお、今回の6月議会定例会におきましては、コロナ感染に伴いまして、議員の皆様方の御理解によりまして、会期中の日程等につきまして特段の御配慮をいただきましたことを、厚く御礼を申し上げるところでございます。ありがとうございました。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ここで、町長依頼の全員協議会を開催するため、休憩します。

全員協議会は、本議場において、準備が整い次第始めますので、そのままお待ちください。

-----○-----

休憩 午前10時24分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 報告第1号 令和2年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、報告第1号、「令和2年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和2年度湯前町一般会計予算のうち、通常事業分、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業分、そして災害復旧事業分を、それぞれ令和3年度に繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 令和2年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

1ページをご覧ください。繰越明許費繰越計算書です。

一般会計の繰越明許費の総額が、8億3,298万9,000円であります。繰越計算書のほう、3部構成で分けさせていただいております。

1つ目に、繰越計算書の「通常事業分」でございます。農林水産業費、植木地区用排水路改修事業、深田地区排水路改修事業ほか、土木費の社会資本整備総合交付金事業の道路舗装事業など、また教育費の下里御大師堂保存修理事業まで、8事業、2億5,979万5,000円の繰越しをしたものでございます。

ページをおめくりください。

2つ目に、繰越計算書の「地方創生臨時交付金事業分」でございます。総務費、役場庁舎自動ドア設置事業ほか、農林水産業費の農業経営継続支援対策機械等利用事業、また、商工費のレールウイング改修事業、教育費の中学校体育館トイレ改修事業ほか、まんが美術館自動ドア設置事業まで、10事業、1億1,878万4,000円の繰越しをしたものでございます。

ページをおめくりいただきたいと思っております。

3つ目に、繰越計算書の「災害復旧事業分」でございます。農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧事業ほか、長谷場線・火の谷線の災害復旧、また公共土木施設災害復旧費まで、8事業、4億5,441万円の繰越しをしたものでございます。

なお、事業ごとのそれぞれの財源内訳につきましては、計算書のとおりであります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑に入ります。発言を許します。

○1番（吉田精二君） 繰越計算書の2ページですかね、地方創生臨時交付金事業分の5番目、商工費についてですけども、現在、レールウイングの手前のところに足場を組んで建っておりますが、その事業についても、この繰越しの部分に入るのかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） はい、その工事も入っております。

○1番（吉田精二君） 以前の全協の時に、この対象事業については、レールウイングの上部について改修をするというような意見のようでしたが、そのへんの経緯をよろしくお願いたします。

○企画観光課長（本山りか君） 今回、レールウイング上の空間整備工事ということでございまして、あそこにいろんな備品等を設置するようなことも内容に入っております。実はその備品関係の収納場所に当たるものが、今御指摘の倉庫ということになります。

○1番（吉田精二君） 一応、今足場を組んで建設中ですけども、駐車スペースが狭くなるというようなことで、場所の選定について、あそこが一番良かったのか、確認をお願いたします。

○企画振興係長（岩野浩平君） ただいま御指摘の場所の選定についてですが、実は、駐車場側にせり出てきたわけではなく、あそこはそもそもレールウイングの上にあったスペースでして、その一角に、今回倉庫のほうを建築中でございます。

○5番（森山 宏君） 今の件に関連してですけれども、確かこれは空間の上空部分だったのですかね。だから、ターフか何かかなとは思っていたのですけれども。このときに、昨年の10月の時に質問したと思うのですけれども、この時に設計料が300万円でした。これは、専門家のデザイン料も入っているということで、そういうふうにしたときに、備蓄するところは要らないのですかというのは、そういうのは要らないという答弁だったと私は記憶しているのですけれども。今作ってらっしゃるのは倉庫っていう名称が、正式な工事名は書いてありませんけれども、倉庫を改築なのか新築なのか、新築だろうとは思いますが、新築及びまんが図書館の改修、レールウイングの改修を行っておりますという、工事名ではない案内看板は立っております。

この時に、専門家の方に空間までデザイン設計してもらおうということで300万円の高額な予算が立てられており、その時に備蓄するところは要らないというふうに伺っておりますけれども、10月の時の答弁との整合性がどうなっているかお知らせください。

○企画観光課長（本山りか君） 今の御指摘の倉庫が不要ですという答弁をしたかということは、私の記憶の中にないところなのですが、空間整備の工事の設計をしていただく中で、どうしてもそういった備品が必要になりまして、備品を収納するスペースとして、今回倉庫のほうも設計の中に上がってきたということになりまして、また、予算の300万円につきましては、内訳を申しますと、現況、設計に関する契約委託料が209万円で収まっておりまして、あと残りの部分は、監理委託料ということで計上しているものでございます。

○5番（森山 宏君） 空間の設計、多分ターフか何かだったと思うのですけれども、その予算、それも実行予算の中に入っているかどうか分かりませんが、今実際躯体までというか、パーツ的にはもうほとんど出来上がっているように見えるのですけれども、これと別個に設計されている空間事業、そもそも空間事業というのはどういったものが出来上がるわけですかね。というのが、備蓄倉庫というのは想定していなかったし、ましてや備蓄倉庫でしたら、床板はレールウイングの高さと合うのでしょうか。それとも、GLで考えていったら、わざわざ今のレールウイングの高さまで、一回倉庫に置いて、そこからまたスロープなりで傾斜を考慮して運搬しなければならない。若しくは、階段を使って出し入れしなければならないというふうにしかならぬ、外側からしか見ていないから分からないのですけれども、同じレベルの高さではないなというふうな感じが、外観から見受けられるものですから、そここのところはどうなっているのでしょうか。

○企画振興係長（岩野浩平君） すいません、ちょっと分けてお答えさせていただきます

す。

まず、後半部分の倉庫の高さという部分ですが、実は通常ですと、GLから基礎を上げて倉庫というふうになるのですが、今回レールウイングの高さのところまでコンクリート基礎が上がっておりましたので、その上に乗せているという感じなので、倉庫の出入口としては、レールウイングの高さと同じになっております。以上です。

すいません、確認をさせていただきます。前半部分の御質問をもう一度お願いいたします。

○5番（森山 宏君） 最初の300万円の設計の時には、空間ですね、結局上部工といえますか、ターフというふうに考えていたのですけども、その時で、そういう設計を業者のほうに委託しているということでした。その備蓄倉庫の件に関しては別に考えて、1,000万円の工事で倉庫を建てて、そして空間設計まで入れてもらう、私が思っているのがターフというふうに考えているものですから、そういう設備がこの繰越しの中に全部含まれているということでしょうか。

○企画振興係長（岩野浩平君） 今、ターフという表現をしていただきましたが、それ以外にも、主にキャンプ用の用品を使って空間整備を図っていくということですので、倉庫プラス、そういった空間整備用の備品といえますか、用品が、1,000万円の工事の中で全部含まれているということですか。

○5番（森山 宏君） 確認ですけども、確か10月に聞いた時にも、あまりにも設計が300万円だったので、デザイン料まで含めているということで、もうそれから再度質問はしなかったのですけども、これでいきますと、現状で考えたとき、1,000万円そこそこの事業費で、そのうちで倉庫を建てて、残りが結局キャンプ用品のような野外活動か、多分火は使うことができないから違うと思いますけども、俗にいう備品といえますか、そういう部分のほうの倉庫まで含めたところの予算が1,000万円ということで、何と言いますか、キャンプ用品を持ってくるというだけで、空間デザインまで入っていた高額な設計料なのではないでしょうか。300万円ではなくて209万円とおっしゃいましたけども、209万円といっても、総事業費が1,000万円であれば、209万円といっても、設計料、そして業務監理料にしても、あまりにも高額であるし、デザイン料が含まれている結果がキャンプ用品でしたら、どうしても私は予算的に整合性が取れないと思うのですけども、その配分はどうなっているのでしょうか。

○企画振興係長（岩野浩平君） 設計委託料がちょっと高いという御指摘をいただきましたが、当然積算の中で、そういったデザイン的な部分で、専門的な方との打合せでありましたり、その方に描いていただくイメージ図であったり、そういったかたちで、通常の設計であれば、建築士さんが図面、それから積算をしていただくだけで済むのですが、そういった時間であったり、手間であったりという部分も設計委託料の中に含まれ

ておりますので、その分が少し高くなったというところで御認識いただければと思います。

○5番（森山 宏君） せっかく係長がおっしゃったので、これで質問は閉じますが、結局 209 万円のうちの今倉庫を作っている設計費以外に、空間デザインとかが入って、それで高くなったとおっしゃって、そのデザイン料の対価がキャンプ用品という備品というふうな認識でよろしいのですね。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時16分

再開 午後1時16分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○企画振興係長（岩野浩平君） すいません、説明がちょっと不足しておりました。先ほど来出ております工事費の内訳なのですが、最初に御指摘のあった倉庫の部分、それから今回、今までいろんな雨漏りとか、その関係でちょっと使いにくくなっていたホーム側の倉庫、あちらのほうも防水工事でありましたり、電気工事でありましたり、その分も一部入っております。

それと、キャンプ用品と一言で申しましたが、それを活用して、いろんな配置の仕方であったり、季節に応じた使い分けの仕方であったり、単に備品の導入ではなくて、いろんな時期に応じた配置の仕方であったり、いろんな空間というか、デザインの提案をすることで、来ていただく方にもいろんな楽しみ方をしてもらおうというところで、そのへんも含まれての事業費となっております。

○5番（森山 宏君） すいません、最後と言って、あと一つ、最後の最後で、空間のところまでとって、改修工事なので、備品購入に充てるのはどうかなというふうには思います。いろんなシチュエーションを考えたときの備品ということで、結局委託先の業者が提案していると思うのですね。後日で構いませんので、パースなり計画書を見せてください。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 地方創生臨時交付金の中で、款5の農林水産業費で農業経営継続支援対策機械等利用事業の中で、機械のほうを今度購入されるわけですけども、利用につきましては、いつ頃から利用されるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稻森一彦君） 機械関係につきましては、7月末の納入予定でございます。後になりますけども、機械倉庫のほうの工期が10月としておりますので、実際には機械倉庫までできた後の11月からになるのかなというふうに思っております。現在、

その使用料関係ですね、そこらへんも今積算といいますか、検討している段階でございます。

○3番（遠坂道太君） 一応、今度7月までに納入されるということでございますけれども、皆さんご存知の方はいつ頃から使えるのだろうかということのを待っていらっしゃいます。これも公社のほうで管理ということになります。そのへんの公社のほうの活動といいますか、それにつきまして町長のほうにお伺いしたいのですが、公社のほうの動きは、これを含んだ中でどのような動きをされていくのか、よろしくお願ひします。

○町長（長谷和人君） 今公社のほうにつきましても、理事会のほうでようやく協議を始めたところでございます。建設が完了した後、先ほど11月か12月ぐらいというふうな話になるわけでございますけれども、実は規程等がまだできていない状況でございます。そこらへんを急ぎながら整備をする必要があるわけでございますけれども、ちょっと冬場になりかけるということでございますので、少々時間がずれるような感じがいたします。というのが、もうその時点になりますと、草刈りというのがちょっと時期的に遅れてしまう可能性がございますものですから、早く言いますならば、もう来年の2月、3月くらいからの利用になるのかなと。そこまでは、先ほどいましてのように、整備はするつもりではおるわけでございますけれども、皆様方も御利用していただけるのは、そのくらいになろうかなと。それまでに整備をさせていただきまして、周知のほうもさせていただければと、かように思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 活用については来年というかたちになりますけれども、ここで一つだけ提案をさせていただきたいのですけれども、今現在、畜産関係の機械利用等もありますけれども、その中で、自家飼料といいますか、それを作る中で、やはりトウモロコシ等の自家飼料が今非常に不足している状態でございます。その中で、播種機を考えたなら良かったなと私も思ったところでございます。今後とも、そのへんを御検討されたいければ、非常に土地利用型のかたちができていけるのではなかろうかというふうにご考慮しておりますので、そのへん課長どのお考えでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回の地方創生臨時交付金につきましては、コロナ対策ということで、それに見合ったような機械ということで、草刈り機等を選定したわけでございます。今おっしゃられた播種機につきましては、もし導入するならば、公社単独の事業というふうなことになろうかと思っておりますので、また今後そういうふうなことも含めまして、今後、受託作業とかというのが公社のメインとなってくるような事業になろうかと思っておりますので、それも公社のほうの予算もありますけれども、理事会のほうでも諮っていただければなというふうにご考慮しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第1号、「令和2年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第6 報告第2号 令和2年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、報告第2号、「令和2年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度湯前町水道事業会計予算のうち、配水管敷設工事などを、令和3年度に繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（赤池昌信君） それでは、報告第2号、令和2年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

タブレットの資料2ページ目をご覧くださいと思います。

地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越額となります。

まず、収益的支出、款1水道事業費用、項1営業費用、事業名、田上地区配水管布設工事に伴う消火栓設置工事につきまして、予算計上額660万円、翌年度繰越額370万9,200円としております。

続きまして、資本的支出でございます。款1資本的支出、項1建設課良費、事業名、田上地区配水管布設工事（第1から4工区）、予算計上額6,010万円に対しまして、翌年度繰越額3,960万円としております。

事業名、田上地区給水管布設工事（第1から4工区）、予算計上額700万円、翌年度繰越額700万円としております。

併せまして、翌年度繰越額の合計が5,030万9,200円となります。なお、その財源内訳については、ご覧のとおりでございます。

いずれも田上地区配水管布設工事及びそれに付帯する工事におきまして、路線の変更や業者の施工人員確保ができないなどによりまして、年度内完了が困難であったため繰り越したものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） 以上で、説明を終わります。

質疑に入ります。発言を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第2号、「令和2年度湯前町

水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第43号 湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第43号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第43号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律に係る傷病手当の国の財政支援の適用期間を規則に定める改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第43号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間に関するものでございます。昨年2月5日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律におきまして、新型コロナウイルス感染症が定義に追加されたことにより、被保険者等に係る傷病手当金の支給が円滑になり、また、その支給に国の財政支援、すなわち国民健康保険の特別調整交付金や後期高齢者医療の特別調整交付金により措置されることは、3月定例会の際に御説明しましたとおりでございます。

全国的にもワクチン接種が進んできてはおりますが、現時点では、先行きがまだまだ不透明であることなどがあり、その支援の期間延長が度々継続してきているため、近隣町村の条例に倣い、今回、傷病手当金の支給の対象となる労務に服することができない期間、その適用対象となる期間を規則に委任するという形での改正でございます。

3ページの新旧対照表にて説明いたします。

附則におきまして、改正前下線部分の「令和3年3月31日」としていたものを、改正後下線部分の「規則で定める日」に改正するものです。

2ページに戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行となります。

なお、御参考に、議案説明資料に新旧対照表を載せておりますが、今回の改正に併せて、湯前町健康保険条例規則も一部改正し、この改正の「規則で定める日」を、国の示す財政支援の適用期間に合わせ、令和3年9月30日とし、この一部を改正する条例と同時に公布、施行で進めております。

また、この傷病手当金の支給に関しましては、本日現在、申請、情報共にありませんので申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 44 号 湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、議案第 44 号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 44 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、納期限の期間の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 44 号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免について、令和 2 年 5 月の厚労省からの通知により、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について」に基づいて行う減免措置について財政支援が行われているのは、既に議会の皆様にも御説明し、条例改正を行い、実施されてきております。

今回は、令和 2 年度までの限定措置としていたものを、令和 3 年度の取扱いについても同様に、減免措置について特別調整交付金の財政支援の対象となることになり、それは条例等に基づいて行うこととなっておりますので、年度の追加及びその納期限の延長ということでの改正となります。

また、財政支援の額、特別調整交付金の額としましては、先週金曜日、4日の午後に来たばかりの通知でやっと示されまして、減免に要する費用、減免総額の10分の4相当額とされております。

3ページの新旧対照表から御説明いたします。

前回、制定附則にて規定しました改正前の附則第14項の二行目、令和元年度分及び令和2年度分となっていたところの「及び」を削除し、改正後の二行目に「及び令和3年度分」を加えました。それらに対応して、三行目に、対象となる保険税の納期限を、「令和2年2月1日から令和4年3月31日」までに改めました。

なお、適用期間内であれば、既に納められた保険税も対象となりますので、該当する申請がありましたら、7月の本課税後、再計算したものに適用することになります。

2ページに戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行としています。

この減免については、前年同様、町ホームページと7月発行の旬報にて掲載し、また、令和3年度の税額が確定する7月に、国保全世帯に送付する国民健康保険税納税通知書にも周知文を同封する予定でおります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第45号 湯前町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、議案第45号、「湯前町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第45号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、行政手続きにおける特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 45 号、湯前町手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」の中の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については、同機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれております。

このため、「通知カード及び個人カードの再交付手数料の取扱いについて」を踏まえ、マイナンバーカードの再交付手数料について条例の定めのある団体においては、その改正部分の施行期日の令和 3 年 9 月 1 日以降は条例の規定が不要となることとなりますので、今回は、そのための改正となります。

6 ページからの新旧対照表から御説明しますが、8 ページの途中で以降は従前のおりのため省略しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、7 ページをご覧ください。

右側の列が改正前となりますが、下から二段目、下線部分の左から、個人番号、個人番号カードの再交付手数料、1 件につき、800 円と記載があります欄を削除するものでございます。

5 ページに戻りまして、附則において、この条例は令和 3 年 9 月 1 日から施行としています。

元々、この再発行手数料は、発行にかかる材料費や製作費等の実費であり、再発行にかかる経費ですので、この改正により、これまで町の収入として受け入れていたものが、施行日以降は、地方公共団体情報システム機構の収入となることとなります。同機構のほうから町に徴収委託された場合には、一般会計に受け入れず、同機構のほうに送金することとなります。ただ、その場合には、事務費補助金におきまして、人件費等の経費として加算されることも考えられますが、まだ内容が示されておきませんので、県にお尋ねをしておりますけれども、そのへんは分かっておりません。

また、発行に関する事業費補助金は、直接国と同機構のやり取りとなり、町を通すことは無くなるため、事務の負担は多少軽減するものと思われまます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） このマイナンバーカード再発行においては、現在 800 円の部分

と 200 円の電子証明書の部分の徴収があると思っています。これまでは、200 円の部分は既に地方公共団体情報システム機構というところから委託を受けて対応されていると思います。実際、委託料というのは、この 200 円の部分は、歳入でいくと、どの項目が該当しているのでしょうか。

○**税務町民課長（北崎真介君）** これは、歳計外扱いになっております。

○**議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号、「湯前町手数料条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 46 号 令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 3 号）について

○**議長（倉本 豊君）** 日程第 10、議案第 46 号、「令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 議案第 46 号、令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 402 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 37 億 2,459 万 9,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、くま川鉄道経営安定化補助金、農業機械・施設導入支援補助金、湯前町事業承継サポート事業補助金、社会資本整備総合交付金事業による町道等整備費、御大師堂保存修復工事費、地域活性化起業人負担金等が主なものでございます。

また、併せまして、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○**総務課長（高橋 誠君）** 一般会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

事項別明細書の歳出 13 ページをご覧ください。

それでは、主なものにつきまして御説明申し上げます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 9 企画調整費、節 18 負担金補助及び交付金、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費）は、令和 2 年 7 月豪雨災害の災害復旧に係るもので、流された橋梁撤去工事、土砂撤去工事、踏切設備等の工事負担金です。国費 2 分の 1、県費 4 分の 1、そして地元 10 市町村の合計 4 分の 1 で、本町分の負担金 792 万 1,000 円を計上しました。なお、財源については、歳入にて、地方債として災害復旧事業債を借入れて計上し、償還の 70 パーセント分を交付税措置されるものでございます。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 1 報酬から節 8 旅費まで、保健福祉課の社会福祉士の会計年度任用職員 1 名の雇用に係る人件費を計上いたしました。

次のページ、14 ページでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 1 報酬、会計年度任用職員報酬、保健福祉課の集団健診の際の時間外勤務手当分の不足額を補正計上しました。

また、目 4 新型コロナワクチン接種事業費、節 1 報酬、会計年度任用職員報酬ですが、ワクチン接種の際の時間外勤務手当分の不足額を補正計上しました。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金、農業機械・施設導入支援補助金 1,486 万 4,000 円は、経営規模拡大に意欲のある農家や新規就農者等に対し、機械施設の導入に対し補助するもので、今回 9 件の農家に、コンバイン、トラクター等の農業機械の購入、また牛舎の増設に対しまして補助するものでございます。

次に、目 5 農地費、節 12 委託料、深田 2 地区排水路改修工事測量設計業務委託料 799 万 9,000 円は、今年度の工事施工分の用水路改修工事の国・県補助金の内示がありましたので、予算を計上しました。なお、歳入のほう、国庫補助金、県補助金合わせて 69 パーセント分を計上し、そして受益者分担金 10 パーセント分も歳入に計上し、それぞれ充当しております。

次に、款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 18 負担金補助及び交付金、湯前町小規模事業者持続化補助金 12 万 4,000 円は、町内商工事業者の販路開拓の取組支援を行うもので、1 事業者の方の取組が行われるもので、国庫補助金の残りの自己負担金分の 2 分の 1 を町が補助するものでございます。

次に、湯前町事業承継サポート事業補助金でございます。119 万 9,000 円は、商工業事業者の高齢化、後継者不足を抱える課題、そして担い手育成を支援するもので、親族内承継及び第三者承継に取り組まれる町内の 2 つの事業者から申請があったことにより、月額 10 万円の 6 か月分を計上いたしました。

次に、営業時間短縮要請協力金に係る市町村負担金 121 万 7,000 円は、熊本県の新型コロナウイルス感染症対策における飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、協力的

ただいた事業者の方に協力金をお支払いするもので、協力金総額の1割分を町に負担を求められるものでございます。

次に、目3観光費、節18負担金補助及び交付金、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金（事務費分）103万円は、協議会へ派遣されている錦町とあさぎり町の職員の人件費に係る構成町村の負担金として、本町の負担金分を計上いたしました。

次のページです。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、橋梁点検業務委託料819万9,000円は、町内35橋の点検を行うものでございます。また、橋梁補修詳細設計業務委託料389万9,000円は、竹ノ谷橋の補修を行うものの設計費を計上いたしました。

次に、節14工事請負費、町道舗装修繕工事5,099万9,000円は、町道松原上車線、町道向田上辻線、町道植木二本柿線の3路線の舗装修繕を行うものでございます。なお、委託料、また工事請負費ともそれぞれ、歳入のほうの社会資本整備総合交付金の配分決定によるもので、3,686万5,000円を計上し、併せて地方債を充当しております。

次に、項5住宅費、目1住宅管理費、節12委託料、地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託料799万9,000円は、湯前駅前の元JR用地のところでございますが、令和4年度以降に年次計画します住宅建設の設計を行うものでございます。6棟6戸の建設を考えているところでございます。なお、歳入のほう、社会資本整備総合交付金213万2,000円を計上し、充当してございます。

次に、款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、節7報償費、偉人マンガ検討委員会等有識者謝金51万9,000円は、B&G財団の補助金を活用させていただき、本町出身の風刺漫画家、那須良輔氏を偉人マンガとして制作と発行を行うもので、小中学校の生徒の皆さんへの配布、また学習教材で活用をしていただく事業でございまして、冊子の制作は委託するものの、企画構成など有識者による主要な部分の検討を行う場を設けるため、謝金費用を計上しました。また、節8旅費に、那須先生親族様への訪問旅費、風刺漫画審査員の先生方への取材旅費等を計上しました。また、節12委託料、偉人マンガ制作業務委託料399万2,000円を計上いたしました。なお、歳入のほうには、雑入に海洋センター所在自治体による偉人マンガ制作補助金299万9,000円を計上し、充当してございます。

次に、目3文化財保護費、節10需用費、光熱水費は、城泉寺駐車場トイレの建設に伴い、上水道料、電気料、そして使用料及び賃借料に下水道使用料を、それぞれ7か月分を計上しました。

節12委託料は、御大師堂保存修復工事設計監理業務委託料1,199万9,000円を計上し、また、城泉寺トイレ等整備工事監理業務委託料99万9,000円を計上しました。

節14工事請負費は、御大師堂保存修復工事5,799万9,000円を計上しました。財源に

は、歳入のほう、社会資本整備総合交付金 3,477 万 8,000 円を計上し、充当してございます。

また、城泉寺トイレ等整備工事 1,199 万 9,000 円を計上しました。財源には、歳入のほう、水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金 999 万 9,000 円を計上し、充当してございます。

次に、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、節 18 負担金補助及び交付金、地域活性化起業人（旧地域おこし企業人）負担金 550 万 2,000 円は、三大都市に所在する民間企業の社員 1 名を派遣していただき、健康づくりや介護予防、スポーツ振興といった場面に企業のノウハウを取り入れることを目的とした事業でございまして、3 年間の派遣期間のうち、令和 3 年度分の人件費分を派遣元へ支払う負担金を計上しました。財源には、特別交付税として 420 万円を計上してございます。

16 ページでございます

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 2 農業用施設災害復旧費、節 10 需用費、修繕料 200 万円を、今後の支出見込みに不足を要するもので計上しました。

節 12 委託料、登記委託料は、上山ノロ土捨て場、仁原地区土捨て場の民有地購入によるものでございます。

仮設ポンプ管理業務委託料 120 万円は、令和 2 年 7 月豪雨災害での牧良地区で被災した用水路で、災害査定において、その経費等が認められたことにより、工事請負費に一括で計上していたその費用を、今回委託料に組み替えるものでございます。よって、節 14 工事請負費、農業用施設災害復旧工事費から、歳出更正により減額して組替えを行うものでございます。

節 16 公有財産購入費、排土先の用地等購入費でございます 89 万 9,000 円は、先ほどの登記委託料のところで説明した用地購入の経費でございます。

次に歳入です。11 ページに戻ってください。

先ほどの歳出の説明の中で、歳入の説明をした以外のものについて説明いたします。

款 14 国庫支出金、目 3 衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等国庫補助金 17 万 4,000 円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増額分でございます。

款 19 繰越金は、今回の補正予算の財源の調整分として、4,054 万 6,000 円を計上しました。

12 ページでございます。

款 21 町債は、道路整備債 2,370 万円、文化財施設整備債 3,519 万 9,000 円、公共土木施設災害復旧債 790 万円をそれぞれ計上いたしました。

17 ページに給与費明細書を載せております。

8 ページをご覧いただきたいと思います。

第2表、地方債の補正で「変更」です。歳入で説明いたしました道路整備事業、文化財施設整備事業、公共土木施設災害復旧事業、それぞれ事業費計上に伴い、限度額を変更するものです。よって、町債の合計は、4億4,610万3,000円となるものです。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時54分

再開 午後2時08分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、議案第46号、令和3年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について、説明が終わったところです。

これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 10ページですけども、歳出の款9教育費、海洋センター所在自治体による偉人マンガの制作補助金299万9,000円とありますけれども、歳入のほうでマンガ制作の補助金となっております。歳出のほうに多数の款・項・目がありますけど、そのへんの款・項・目に、前に検討された上で、最終的に教育費のマンガ制作の補助金に予算計上されたのでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 偉人マンガ制作にかかる費用ということで、B&G財団のほうから300万円の補助が出るようになっております。1,000円の存目計上した残りを、そこに計上しているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 海洋センター所在自治体補助金というのは、教育以外にも使えるわけですね。頭から、そういうふうな私のところの教育のほうにという話になるのですかね。

○社会体育係長（工藤陽平君） はい、今の御質問にお答えいたします。こちらの補助金がB&G財団さんが行う補助となっております。補助要項のほうに、地域の偉人のマンガを制作する際に係る業務委託であったり、有識者の謝金等に係る補助金ということで定められておりますので、昨年申請を行いまして、今年の4月に補助決定があったものとなっております。ですので、教育課のほうで予算計上しておるところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 15ページの保健体育費だったのですかね、企業版の地域おこし協力隊といいますか、この部分で全部持ち出しになっておりますけども、今までの地域おこし協力隊という事業においては、総務省だったのですかね、補助があったように記憶しておりますが、今回の場合は全て町単で持ち出しということになるわけでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） はい、これについては補助金の対象となっております。年間の総額で 560 万円ということで話は進んでいたのですが、確認の結果、月割にということで、すいません、地方交付税のほうで予算を計上しております。

すいません、11 ページの一番上になりますけど、地方交付税の特別交付税ということで 420 万円を計上しております。

○4 番（椎葉弘樹君） 14 ページの農業機械・施設導入支援補助金についてお尋ねします。本事業の目的は、経営規模の拡大と経営発展ということで把握しております。この 5 年間で 4,400 万円の投資ということで、平成 29 年度に、この補助金を受けた方は 5 名ほどいらっしゃいました。もうこの方々は 3 年経ちましたので、事業報告等をされているはずですが、本事業の目的は、先ほど言いました経営規模の拡大と経営発展ということですので、これに対して、平成 29 年度分に申請された方々の成果はどうだったのかについて、まずお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 平成 29 年度事業分につきましては、その後 5 年ということで、数字的にどれだけ増やしてくださいとかかという基準は設けていなかったと思います。まず、確認としましては、まだその機械を持っておられて、農業を継続されているかというふうな確認のみになります。

現在の農業機械の補助金要項、令和 2 年度からになっておりますけども、これにつきましては、経営規模をいくらずつ増やしてくださいと、3 年後には 1 ヘクタール増やしてください。施設関係につきましては、0.5 ヘクタール増やしてくださいという基準を設けておりますので、それにつきましては毎年確認をしていくというふうなことで、要項のほうもうたっているところでございます。

○4 番（椎葉弘樹君） つまり、平成 29 年度からの 3 年分というのは、明確な基準というのは設けていなかったから、把握しようがないということですね。

今年度から、総合計画の実施計画を見たときに、予算が 500 万円、500 万円、500 万円、合計 1,500 万円計上してありますが、令和 3 年度の補正予算を見ると、約 1,500 万円ということで、3 年分の補助額になっています。本事業として、予算額の上限に達しているわけで、もう達したから、来年度、再来年度は支出していかないのか、それとも本町としては積極的に、上限に達しても出していくのか、そのあたりの考えをお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議員おっしゃられるとおり、総合計画の中では、毎年度 500 万円ずつということで計上しておりますが、毎年 2 月になろうかと思いますが、その時期に要望調査を行います。今、総合計画に毎年度 500 万円ずつというのは、明確な要望調査を行ったところでの 500 万円ずつというわけではございません、毎年これくらいはあるだろうということで、毎年 500 万円ずつ上げているところです。

今後につきましても、そういう要項に合うような、また積極的に規模拡大であったり

とかをされる方につきましては、要望に見合うような予算、要望に見合うようなこと、そしてまた私たち農林振興課としては、内容をしっかりと精査・確認いたしまして、今後規模拡大の見込みがあるというようなことであれば、予算のほうは計上していきたいというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） この補助事業がすごく成果があるのであれば、予定額よりも出していても問題ないのかなと思っています。平成30年度が954万円、令和元年度が629万円、令和2年度が923万円ということで、常に500万円以上になっています。だから、早く成果の確認をしていただいて、これは意義ある補助事業だと分かったら、そういう積極的な投資をしていても良いのではないかと考えております。

町長に伺います。この事業というのは、もしかしたらすごく良い事業かもしれませんが、しっかりと基準値・目標値を定めて、今後積極的に投資をしていく考えなのか、町長の考えを伺います。

○町長（長谷和人君） 今回、1,500万円近い予算を計上させていただいております、実は、私としては、財政は別にいたしまして、非常に農家の担い手の皆様方が積極的に、経営体として意欲ある投資をしていただいたということで、私としては非常に嬉しく思っているところでございます。

今御質問がございました内容につきましては、当然、計画的にそこは進めるべきというふうに思うわけでございますけれども、私、昨年、農業機械・施設導入関係につきましては内容を変えさせていただきまして、ハードルを実は上げさせていただいております。といいますのが、先ほど課長が答弁したように、これまでのスタイルでは、経営体として、ただ機械を導入するだけに終わっていたわけですが、今度は地域の担い手として、我が家の農業の経営ばかりではございませぬに、地域の中で農地を流動化していただくというかたちを、実は採択条件の中に上げさせていただいております、ハードルを上げたところでございました。

その中で、私が先ほど冒頭で言いましたように、今回1,500万円近いような予算額が出てきたということで、私としては非常に嬉しく思っておりますので、今質問がございました中身については、今回から、そういう効果等も十分見極めながら、そして位置づけながら、進めさせていただければというふうに思っておるところでございます。私としては積極的に、この分野で投資をさせていただければというふうに思っております。

○6番（黒木龍次君） 15ページの城泉寺トイレ等整備工事という予算が計上されておりますけれども、前、全協で説明があったやつによりますと、女子トイレ2基、そして男子トイレも2基、それから障害者トイレ、それと男子のほうに便座が1基というふうなことで設置されるかと思うわけでございますけれども、この個数で足るということで判断されたのかどうかお伺いします。

○教育課長（中園誠二君） 今回、城泉寺のほうにトイレを整備させていただきますが、公衆用トイレという位置づけでございます。そこで、年間の来客数等を考慮して、数を決められたものだと思っております。

○6番（黒木龍次君） これは、来客数を考慮してというふうにおっしゃいましたけれども、彼岸の中日、秋の中日あたりは、特に来客数は多いかと思うのですが、その数をこの個数で賄いきれるのか。それと、宝陀寺、八勝寺、上里の観音、それから普門寺というところにはトイレがございません。ここで用を足さないと、ほかのところでは行けないというふうなこともありますので、設置工事をするというふうなことです。個数的には変更は無理かもしれませんが、そのところを勘案していただければというふうに思ったわけでございます。

○教育課長（中園誠二君） 年間を通して、一番最盛期の時に合わせた便器の数の設置となりますと、普段使わない部分が出てくると思います。通常的に使うということで、年間の数日間は非常に混む場合がございますけど、平均的なところで個数を設置されたものと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 15 ページの款7 土木費、目1 住宅管理費の設計業務委託料 799 万 9,000 円ですけども、これは先ほどの6 戸分の設計委託料だと思いますけれども、これは6 戸の中に、敷地内の外構工事の平面図の設計業務は入っているのですかね。

○建設水道課長（赤池昌信君） 建築及び外構工事も含めたところでの金額ということでございます。

○2番（西 靖邦君） まだ設計業務の業者は決まっていないと思いますけども、この設計者の選定ですけど、これはプロポーザル方式の提案型と、価格競争入札型が2 つあるのですけども、これは価格競争入札型の方式をとられるのですか。それとも、提案型のプロポーザル方式をとられるのですか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 今のところ、明確にこれということで決定しているわけではございませんけども、通常の入札のほうで行いたいというふうには考えておりません。

○2番（西 靖邦君） 価格競争入札で、どういう図面が出てくるか知りませんが、中にはやっぱり提案型のプロポーザルですかね、何社か設計業者に依頼をして、一番提案型が、すごく設計が良かったとか、そういう入札方式も今後考えられたら良いと思いますけども。

○建設水道課長（赤池昌信君） 議員おっしゃいますところ、デザインなりそういったものかと思えます。提案型というのも考えられるかというふうには思いますけれども、その点につきましてはちょっと検討させていただければと思います。

○4番（椎葉弘樹君） 14 ページの人吉球磨観光地域づくり協議会負担金（事務費分）について伺います。昨年度、これは146万8,000円の予算で、総合計画・実施計画においても150万円ということで、同様の予算規模となっておりましたが、今回の補正予算を見ますと、103万円でした。47万円減額の理由について、まずお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） この負担金につきましては、令和2年度の実績に伴う負担金ということでございますが、昨年、御承知のとおり、令和2年7月豪雨によりまして、派遣されている職員の方が、人吉市の方が一人いらっしゃったということで、豪雨による被災以降、引き上げられたという経緯がございまして、その分が減額になっているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 新聞報道等でもありましたとおり、本年度、この部分が法人化を考えておられる、検討されているということでした。本町も含めた各自治体の負担金というのは、令和4年度まで続くのでしょうか。それとも、法人化するから、本年度で最終なのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 結論から申し上げまして、ちょっとそのところは未定でございます。といいますのが、法人化したときに、やはり収入の目途とか、そういうのがございますので、例えば当面の間は、やはり負担金が継続する可能性もあるということで、今お答えをしたいと思います。

○4番（椎葉弘樹君） 実は、人吉球磨観光地域づくり協議会の動きというのが、ホームページを見ても、そしていろんな行政の報告を見ても、見えづらいところがあります。町長からは、理事会に出席したという行政報告はあるのですが、実際に、法人化の動きというのがなかなか見えづらいところがあります。そこで、法人化や負担金の動向というのは現状どのようになっているのか、町長のほうにお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今法人化の御質問でございますけれども、先々週でございましたか、各首長様が理事会の理事になっていらっしゃるものですから、今その登記の事務が進んでいるということございまして、まだ法人の登記が完了しているという現状ではございません。その時点になりました時に、改めて皆様方にそこらへんはお話をさせていただけないかというふうに思っているところでございます。

それから、ちょっと見えていないという部分がございましたのですが、先ほど担当課長も申しましたが、令和2年度につきましては、7月豪雨災害等がございまして、この観地協の中の予算につきましてもかなり修正がございました。減額の修正でございまして、思うように事務が進んでいなかったというところもございまして、本年度ようやく元の形に戻っての予算執行という形になっているところでございます。今御指摘のございました部分につきましては、観地協の内容につきましては、次回、全協等で御説

明をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 款9の教育費、目3の文化財保護費ですけども、城泉寺トイレ等整備工事監理業務委託料99万9,000円が上がっております。これは、工事費の割合としましたら、8.3パーセントとなっているのですけども、このへんの工事監理業務委託料というのは、要は業務人の積み上げの人数、あと時間数を算定して、基本的に業務委託料を出すのですけども、この委託料というのは、1週間に何回か、1回来るのか、2回来るのか、そういうことも勘案された予算なのでしょう。

○教育課主幹（浅田 徹君） 工事の監理業務におきましては、工事期間と、いわゆる工程会議等の現地での打合せの頻度等を大体設計しまして、城泉寺のトイレにおきましては、一応建築士のほうから回数等の見積りですとか、設計変更のときには積算業務等もございまして、見積りで今回事業費を算定しております。

○2番（西 靖邦君） ということは、その中に業務の人数も入っているのですよね。何役とか、あと技術量とかというのが。

○教育課主幹（浅田 徹君） 建築の監理業務につきましては、基本は人数と、おっしゃるように技術、諸経費ですね、そういったもので構成されております。何日というのが、基本的な設計数となります。

○企画観光課長（本山りか君） 申し訳ございません。先ほどの椎葉議員の御質問で、私の答弁に誤りがございましたので訂正をさせていただきます。引き上げられた職員の方につきましては、人吉市ではなく、錦町の誤りでございます。大変申し訳ございません。

○4番（椎葉弘樹君） 15ページの橋梁点検業務委託料についてお尋ねします。先ほど、全員協議会の中で、点検業務と改修工事は別物ということで御答弁をいただいたところです。本年度設計、来年度着工の竹ノ谷橋、これはもう改修が明らかになっているのですが、改修が明らかになっているものでも、やっぱりあえて令和3年度に点検をしなくてはならないものなのでしょうか。改修をした直後でも良いのではないのでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 点検につきましては、法で5年に1回ということで規定がなされておりますので、それに合わせて点検を行うと。それから、補修をすれば点検が必要ないような感じもいたしますが、そういう場合でも点検は必要ということになっております。

○4番（椎葉弘樹君） ここで言っているのは、令和3年度に点検をする予定だったのを、令和4年度にしてはどうかという、要は改修が終わった後に回しても良いのではないかとこのところで質問をしたところです。なので、竹ノ谷橋については、令和4年度の点検に回しても良いのではないかなと思ったのですが、それについてはいかがでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 前回の点検から5年が経過しますので、今回しなければならぬということがございますので、回すというのはできないのかなというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、前回の点検において、例えばもうこの橋は改修が必要ですよというのがいくつかあると思うのですが、そういうものについても改修しなくてはならないと分かっているのだけれども、あえて点検しなくてはいけないということなのですね。

○建設水道課長（赤池昌信君） 議員おっしゃいますとおり、今回点検しなくてはならないことで御理解いただければと思います。

○4番（椎葉弘樹君） 今年度、竹ノ谷橋を改修するのですが、橋梁の長寿命化計画を見ますと、令和2年度と令和3年度に、既に4つの橋が計画されています。この4つの計画というのは、変更等はされる予定なのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時34分

再開 午後2時37分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○建設水道課長（赤池昌信君） 橋梁の長寿命化修繕計画ということで、平成25年度に策定されまして、その後、令和元年に改定をしているところでございます。議員おっしゃいますのは、その補修計画の年度のことかと思えます。今現状では判定の危険度と申しますか、補修度が高いところの判定の3のところを、補修を順次やっているというところでございます。現在の計画の中で、年度が、今の実施と若干差異があるようなところもございまして、これについては計画のほうを、適宜見直しをさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほど、5年に1回の点検と言われましたが、長寿命化計画の中を見ますと、原則5年ごとに実施することが望ましいとあって、10年間隔では、全橋全部点検を行うということで書いてありますので、もしかしたら5年から10年の間に点検すれば良いのかなとちょっと思ったものですから。

○建設水道課長（赤池昌信君） 点検については、原則5年に1回ということになっておりますので、そのサイクルで点検をやっていきたいと思っております。

○5番（森山 宏君） 先ほど来、課長が5年に1回ということを再度申されておりますけれども、危険度というか疲弊度か知らないですけども、それで3のやつから順次改修していく、改修したらリセットということはないのですか。というのが、30橋なら30橋

あったら、5年越しに30橋は点検していかないといけない、そのうちの3というやつを順次改修していく、改修したら、そこを1回ゼロに戻して、改修したらその後5年後というふうな考えはできないのでしょうか。もう5年決まったら、今年やって、来年また点検しないといけないと。それよりも、1回リセットすると、5年間の間にすれば良いのですから。そうしないと、3のやつが、1か大丈夫というふうにならないと検査は通らないと思いますけども、その状態になっても、終わっても、5年目が来年だったら、来年点検しないといけないとか。省令とかで、リセットという指針なり何か来てないのですか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 実は、私も素朴な疑問としてそういうのがありまして、ちょっと聞いてはみたのですが、点検とすれば、補修をしたにしても、点検をしなければならぬというふうになっております。補修をしてゼロになるかというのと、そういうわけではないと。全く新品の橋梁であるというわけではございませんので、点検については、5年に1度しなければならぬということになっているところでございます。

○5番（森山 宏君） 課長も素朴に思われたように、ゼロにはならなくても、多分通常の強度に戻ったということでないで、まず工事の検査の完了はしないと思うのですが。私が言っているのは、それは毎年1件でも減ると、負担がそれだけ減ると。ただ先延ばしになるだけですけれども、工事が終わったところも、来年が5年目だからというふうなことではなくて、リセットというのが、課長も素朴に思われたように、再度伺い立てても良いのではないのでしょうか。するなという意味ではなくて、リセットして、5年のうちにしますということでは通らないのでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 点検につきましては、今回820万円ほど予算を計上させていただいているところです。補助は65.45パーセントありますけれども、当然一般財源も持ち出しになる部分がございます。そういったものを含めても、何とか安くできないかなというふうな考えを持っておったのですが、基本点検につきましては、何度も言いますが、リセットというわけにはいかないということでございます。

もともと橋梁が、どこの橋梁もですけれども、かなり年数が経っています。これはもう数十年単位で架かっております。その橋梁を何とか長寿命化させるということでの点検、補修ということになりますので、点検はやっていきたいというふうに考えておりますが、今後、また県なりに話は聞きたいというふうには思っておりますし、何とか安くできる方法はないのかなというのは思っておりますので、そのへんについては、県なりにちょっと要望はしたいというふうに思っているところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 16ページの公有財産購入費で、今回、排土先の用地の購入を予定されておりますが、全協の時に説明がありましたけれども、大体ここに何立米ほど排土

できると推定されておりますか、お尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回、用地購入をする場所の面積につきましては、約3,000平米程度でございます。高さはどれくらいまで排土できるかというふうなこともあります。それが、それと今、周辺といいますか、隣に町道がありますけども、その高さまで上げられないかということも検討しています。ただ、そこには以前、土地改良事業で整備した水路もございますので、その道の高さまでしたときには、約4メートル程度まで上がるかと思っておりますので、2万立米弱ぐらいは、マックスでそれくらいはなろうかなと。ただ、今回この中で、修繕料として200万円をちょっとお願いしておりますけれども、ほかの災害と、あと表土をはぎますので、その表土がどれくらいはげるかというのがございます。マックスで約2万立米近くまでいってくれないかなというふうな考えは持っております。

○1番（吉田精二君） 今回の全協の時の説明でもですが、場所的に言いますと、真ん中に旧南部水源地の跡がありまして、あれから上の部分だと思うのですが、下のほうも全協の時には予定地になっておりましたけれども、その部分も購入予定みたいですが、こっちの進捗状況はいかがなものでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今議員のほうからお話のあったところにつきましては、今回予算等は計上しておりませんが、議員おっしゃられた部分については相続関係がございまして、そこらへんの手続きが可能ということが分かってから、用地のほうの御相談をしたいなというふうに思っております。

○1番（吉田精二君） 今課長のほうからもありましたが、いずれにしる町道側に水路が入っておりまして、あの部分を埋める、埋めないで容量も変わってきますし、効率的にも非常に大きな影響があると思っておりますけれども、土地改良事業で整備した水路の付け替えとか、暗渠にするとかいろいろあると思っておりますけども、その付近滞りなく、うまくいってくれるように願っております。

○農林振興課長（稲森一彦君） 水路整備した部分につきましては、対応年数等もあろうかと思っておりますので、そこらへんにつきましては、今県のほうに相談中でございます。またそこらへんが確認できてから、水路部分をどうするかというのも考えていきたいというふうには思っております。

○2番（西 靖邦君） また15ページなのですが、款9教育費の目3文化財保護費、このうちの御大師堂の設計監理業務委託料が1,199万9,000円上がっておりますけど、これは工事監理業務委託料も含んだ予算なのですか。

○教育課長（中園誠二君） はい、それを含んだところの金額になっております。

○2番（西 靖邦君） 工事費の割合としましては、20.7パーセントがあるのですが、1,200万円、これは設計業者、設計事務所というのは現場に常駐されておるのですか。

○教育課長（中園誠二君） 常駐はされておられません。

○2番（西 靖邦君） 常駐されていないということは、月に何回来ておられるのですか。

○教育課長（中園誠二君） 週に2日ほど出て来られているようです。

○2番（西 靖邦君） 週に2日といいましたら、設計料も含んでですけども、20パーセントを超えるような委託料というのはちょっと高いような感じがしますね。通常、設計料と云ったら、多くて11パーセント、同じ設計業者が工事監理業務委託をするのでしたら、ちょっとこのへんの精査とかはよくされたのですかね。

○教育課長（中園誠二君） 御大師堂の改修工事の計画が上がった際に、県指定の重要文化財であるということから、熊本県教育委員会文化課に意見を求めているようです。回答としまして、設計監理の重要性として、重要文化財建造物の修理は、その文化財の価値の維持のために行うものであり、一般の建造物の修理とは異なる高度な知識と経験、技術を要するとあり、国指定建造物の工事に準じた取扱いを下さいという回答、指示を受けております。その関係で、業者を選定しているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 15ページの偉人マンガ制作関連です。先ほど西議員からあった部分の関連になります。これは、全員協議会の説明の中で、目的が小中学生への配布及び活用ということで、郷土の教育、あとキャリア教育ということを目指しておられるという目的でした。先ほど総務課長からも、同じようなことの説明がありました。この事業の目的は、子どもたちがターゲットなのでしょうか。一般の住民の方々はターゲットにはしないのでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 御説明しました事業の目的の中に、地元の小中学生への配布及び活用を通じてとありますが、一応、配布関係としまして、当然子どもたちの新入生への配布用とか、小中学生とかがありますが、それ以外にも、分館配布用とか、町事業による活用ですね、関係機関とか、那須良輔先生のご家族様とか、漫画集団関係者、県内B&G関係にも配布を予定しております。

目的としては、小中学生への配布となっておりますけども、主にそういった活用を通じてということ考えていただければと思います。

○4番（椎葉弘樹君） もし子どもたち以外も対象にしたいのであれば、2,000部印刷されるのを全世帯へ配布するという考えはないのでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 一応2,000部というのが、この採択の条件が1,000部以上ということで、2,000部の予定で予算立てはしております。ただ、有識者会議等を編成しまして、今後の流れ等についても協議を進めていくところでございます。その中で、配布先、制作数についても協議を進めていきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 来年度以降の新入生もいらっしゃることですので、そのあたりはしっかり協議していただきたいのですが、あと本町ではデジタル化ということで、デ

デジタルミュージアム構想であったり、デジタルアーカイブ等も進められております。この媒体をデジタル化して、広く那須良輔氏のことをPRしていくという分は含まれていないのでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） はい、計画としてはございますけど、今回計上している分には入っておりません。アーカイブ化ということで何もかも出してしまうと、本の意味がございませんので、そのあたりも内々では、話は進めているところではございます。

○4番（椎葉弘樹君） あと、特別旅費というのが10万円ほど上がっておりますが、この特別旅費というのは、当初予算にはここだけありませんでした。実際、全員協議会の資料を見ますと、この旅費は那須氏親族などというふうに書かれています。実際に、どのような旅費なのでしょう。

○教育課長（中園誠二君） この事業が完成を迎えまして、こういった感じでのお披露目にするかが、今後の協議になってくると思いますが、せっかくですので、ご親族の方、娘さんがおられると思うのですが、10万円ということで、本人様1名程度の旅費しか組んでおりませんが、湯前に来ていただいて、この本のお披露目あたりに立ち会っていただければというところで、特別旅費10万円を計上しております。

○4番（椎葉弘樹君） あと最後に、偉人マンガ検討委員会等有識者謝金とありますが、当初予算では、これが報酬になっておりました。今回、報酬から謝金に変えられた理由について、お尋ねしたいと思います。

○教育課長（中園誠二君） 検討委員会につきましては、平成27年に作成しました山北幸物語制作時のデータを使わせて進めていこうと思っております。その正式上、これは報償費の謝金のほうが正式上正しいのではないかとということで、予算の組替えをしております。

○4番（椎葉弘樹君） 52万円の内訳がちょっと気になるころなのですが、謝金として、大体1回あたり幾らくらいをお考えでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 検討委員会の有識者謝金として、1万円の4名の3回分、それから漫画集団の関係者の方の聞き取りも考えております。10万円の4人ということで計上しております。

○4番（椎葉弘樹君） 取材旅費というのも入っていましたよね、30万9,000円ですかね。これは、那須良輔氏の運営をされて30年以上経つわけで、ある程度情報の蓄積ができていたのかなと思ったものですから、あえて有識者の所に旅費を組んで情報収集に行ったりするというのが果たして必要なのかなと思ったものですから、それはやっぱり知り得ていない情報があるということなのでしょう。

○教育課長（中園誠二君） 打合せの中で、普通旅費のほうには親族の方への御挨拶、ちょっと事業の計画のほうを先行しましたので、ちゃんとした御挨拶等も含めたところ

での取材ですね。漫画集団の先生方につきましては、当時どういうエピソードがあったのかとか、漫画集団の方でない知り得ない情報とか、そういうのを聞き出しに行けないものかと、それを含んだところでの、この制作に係る本ができないかということでもくろんでおります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 14 ページでございますが、先ほど椎葉議員からもございました農業振興費の中の機械導入費ですけれども、ここで町長に私お尋ねをしたいと思いますが、この事業も要項が変わって2年目でございます。その中で、やはりハードルを上げたということではございましたけれども、やはり、こういう一般財源をもとにするものでございますので、今後審査会というふうな形の考え方はお持ちでしょうか。それについてお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 今回のほうも予算立てさせていただきまして、交付決定に至るわけでございますけれども、その中におきましては、農林振興課長を中心といたしまして、審査会という名前ではございませんけれども、その中で、交付に当たっての適任者であるかどうか、そこらへんもちゃんと調査をすると。場合によっては、経営の状況等もヒアリングするということで、担当のほうが事務を進めながら、課の中で審査をするという形でさせていきたいと、現状はそういうふうに今思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 私がなぜこういうことを申したかと言いますと、先ほど椎葉議員も話されましたように、やはり事業量も年々大きくなっていくようになっております。その中で、やはりきちんとどこかとか、けじめとか、その農家の方の経営の中身も、専門家として見ていただく方も必要になるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。やはり、そのへんの中で、次の要項の改正の時に、いろんな形の中で取り組んでいただければと思いますが、そのへんにつきましてはどうでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） この農業機械等の申請が上がってきた場合は、まず農林振興課のほうで聞き取りをします。その後、湯前町農業再生協議会の事務局会のほうで、こちらは農林振興課とあとJAさんのほうが入っておられますけれども、その中で、また正式なとか、中身のほうの審査等を行っていくというふうな段取りになっております。また、再生協議会のほうでも、担い手の育成とか支援とかというのがございます。この機械の申請関係等につきましても、担い手等の事業の中の一つというふうになっておりますので、その中で審査と、あと当然、導入後につきましては、要件は設けておりますので、その進捗状況についても確認をする必要がございます。その中で、また再生協議会の中では、その確認であったりとかというのもしていくということになっております。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時02分

再開 午後3時13分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 15ページの地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託料について、お尋ねします。住宅の形態についてです。地域優良賃貸住宅の形態としては、御提案のように、1棟1戸の形式と、1棟複数戸の形式があると思います。今回、1棟1戸にされた理由について、お尋ねしたいと思います。1棟複数戸ではなぜだめなのか、そのあたりの理由をお聞かせください

○建設水道課長（赤池昌信君） 今回、6棟6戸、一戸建ての地域優良賃貸住宅ということで提案をしているところでございます。長屋であったり、2戸1であったり、アパート形式とか、いろんな形式が考えられるところかとは思いますが、今回、子育て世帯向けという趣旨といいますか、そういったところで考えますと、まず騒音であったり、それから2階建てとかになりますと、高齢者とか、そういった方にとっては不便なところもございます。

それから、例えば、2階建てとか、アパート形式的なところでいきますと、高い建物になってしまうと、その隣の里団地がございませぬけども、その敷地の高低差もありまして、あまり高くするのも好ましくないのではないかということ、それから敷地的にはかなり狭いというわけではございませぬ。広めになろうかと思えます。できれば良い環境で子育て等をやっていただきたいというようなことで、今回は一戸建て、6棟6戸ということで計画をしたところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） いくつか理由をいただきましたが、例えば騒音については、今はもう技術が発達して、集合であっても隣の音は聞こえないという対応がなされています。そして、高齢者についても、住み替え等をうまくやっていけば、子育て世帯向けに住宅を提供して、高齢者になったら、また別のところに住み替えてもらうとかいう方法も考えられます。

結局、子育て世帯だったら、どちらが良いのか、1棟1戸が本当に良いのかといったところの需要が重要だと思います。そうしたときに、初期コストと運用コスト、要は、1棟複数戸と1棟1戸のコスト比較は、ランニングコストまで考えたときに、どんな検討状況なのでしょう。

○建設水道課長（赤池昌信君） 複数戸、例えば2戸1ということであれば、その分、

当初の建設費等は多少安くなる面もあるかと思っています。ただ、ランニングコスト、イニシャルコストということでの具体的な比較検討というのは、今のところまだやっていないところがございます。

○4番（椎葉弘樹君） 例えば、2階建てでした場合には、単純に、今6棟6戸のところ、12戸建設することができるようになります。そういった意味で、狭いスペースを有効活用という意味では、2階建ての1棟複数戸のほうが、メリットがあるのかなというのもありました。ということで、それを踏まえて町長にちょっとお尋ねしたいのですが、担当課ではまだ具体的なコスト比較とかはできていないということでしたが、今後そういう限られた公有地に、有効に住宅を建設していくに当たって、やっぱり1棟1戸というスタンスが良いのか、いや、そこはちょっと検討してみようと思っておられるのか、町長の考えを伺います。

○町長（長谷和人君） 今回は、里団地の横のJR跡地ということでございまして、その中で建設課のほうと協議を行いまして、その中で、私としては今の比較という部分については指示していなかったのですが、あのスペースでいくならば、先ほど課長が答弁したような形で、1棟1戸というのが、若い世代又は高齢者の世帯に対しましても、ちょうど空間的にもあまり庭を広くすると、逆に後の維持管理ですかね、入居された方が大変な思いをされるというふうなこともあるので、その点でいったときにどのくらい入るかというところでしまして、今のところ6棟でございまして、今回予算を立てさせていただきまして、設計業者が決まりました場合については、この数が若干減ったり、増えたりする可能性も十分あるのかなというふうに思っているところがございます。ただ、居住空間を考えたときには、1棟1戸建てのほうが、私としては一番良いのではないかと、そのくらいに私は思っておりましたものですから、今の御指摘の部分につきましては、また建設課のほうと協議はさせていただきたいというふうに思っているところがございます。

○4番（椎葉弘樹君） 1棟1戸が駄目と言っているわけではなくて、ただしっかりと対象の比較をやってから決めましょうねというところの御提案でしたので、是非この予算を有効活用していただいて、少しでも多くの方が入れるような住宅建設を目指していただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 先ほどの椎葉議員の関連質問なのですが、1棟1戸という考えもありますけれども、先ほど課長も言われましたけれども、防犯性とか考えたら、マンション建設が良いのですよ。安全なのです。それと、建築面積も変わってきますよね。あと、ランニングコスト、要は賃貸を借りて、次に入れる。ということは、その後の補修工事も楽なのですよ。1戸建ての1棟でしたら、外壁も見ないといけないし、中の内

装工事も変えないといけないし、そうするとランニングコストは少しずつ上がってくるのですよ。だから、都会のほうは土地がないから、みんなマンション形式になっていまして、子育て世帯、高齢者世帯もおられますけれども、一番防犯性を考えたら、マンション形式のほうが私は良いと思います。そのへんもちょっとよく考えていただきたいと思っています。

○町長（長谷和人君） 今マンションのお話があったわけでございますけれども、マンションの場合は、当然土地の価格が非常に高いと。そこらへんを通るためには、いわゆる建ぺい率を考えた場合については、当然、今西議員がおっしゃるとおりと私は思っております。

田舎の場合につきましては、先ほど椎葉議員に答弁させていただきましたけれども、住環境の立場から考えますと、平屋建てのほうが一番ベターではないかというふうに思っておりますし、それからマンションの場合については、当然RC造になってしまうところがございます。私としては当然、やっぱり地元産材を利用させていただきたいというところもございますものですから、そこでいった場合については、無難なところはやっぱり木造の平屋建てということでどうかなということでは思っておりましたものですから、今おっしゃいました分、マンションの建設の場合についてはどれだけの事業費になるのか、そこは建設課のほうには調べさせていきたいと思っています。それによって比較することが可能になってくると思っていますので、比較だけはさせていただきたいというふうに思います。

○2番（西 靖邦君） 私マンションと言いましたが、すみません、集合住宅ですね。木造でも、今3階建て、4階建てができます。仮に、RCだけで造るわけではないです。鉄骨でもできます。鉄骨でも湯前産材を使おうと思ったら、外壁にも使えます。いろんなことを考えていったら、一戸建てが本当に良いのか、またそのへんも御検討ください。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 14ページの商工振興費のほうですけれども、お伺いします。書いてあるとおり、時短要請の協力金のほうが予算計上されておりますけれども、時短要請に関しましては、業者の方は非常に困っておられる中で、時短ということで大変な思いをされているかと思っておりますけれども、今回計上されている予算については、いつからいつまでの時短についてになるのでしょうかお伺いします。また、支払いについては、いつ頃になるのかということも併せてお伺いします。

○企画観光課長（本山りか君） まず、時短の要請期間でございますが、こちらは5月16日から6月13日までの29日間となっております。それから、この申請につきましては、時短要請が終わりまして、翌日6月14日からになっておりまして、申請期限のほう7月30日までということで、要項が定められております。

支払いにつきましては、その申請期間中、随時支払いになるかと思っております。

○8番（金子光喜君） なかなかスピーディーな対応ができていないというふうな話もありましたし、実際、業者の方も申請にたどり着くまでに時間がかかったりとか、いろいろあったりということで、経営的にも苦しい中に、非常に厳しい状況ということをおっしゃっておりますし、町のほうでもそのへんはきちんと対応されるものと思っておりますけれども、これまでの流れとしましても、うまくそのへんの処理はできているのでしょうか、お伺いします。

○企画観光課長（本山りか君） 本町におきましても、県のほうから申請書類一式が届きますので、それらを事業者さんのほうにお示ししまして、なるべく申請期間の早いうちに申請をいただけるようなサポートをしているところでございます。また、県におかれましても、前回の反省点も踏まえ、一部分割してお支払いされるというふうなこともお聞きしておりますし、今回はそれがどうされるかは聞いていないところなのですが、そういったところで、なるべく事業者さんがスムーズに申請をしていただけるように、町としてもサポートをしていきたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第47号 令和3年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第11、議案第47号、「令和3年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第47号、令和3年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の水道事業会計補正予算につきましては、配水管敷設の追加工事を予算化して、

補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（赤池昌信君） それでは、議案第 47 号、令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、御説明をいたします。

2 ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、第 2 条、資本的収入及び支出の補正になります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,073 万 1,000 円を 2,337 万円に、過年度分損益勘定留保資金 1,949 万 5,000 円を 2,213 万 4,000 円に改め、資本的収入及び支出額を補正するものでございます。

第 1 款、資本的収入、第 1 項、企業債 4,500 万円に 800 万円を追加し、5,300 万円に、第 4 項、国県支出金 2,445 万 6,000 円に 436 万 1,000 円を追加し、2,881 万 7,000 円とするものでございます。

また、第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費 8,600 万円に 1,500 万円を追加し、1 億 100 万円とするものでございます。

続きまして、9 ページをお願いしたいと思えます。

令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）見積の基礎により、御説明いたします。

まず、支出のほうの資本的支出。款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 2 給配水設備改良費、節 2 工事請負費に、南部地区配水管布設工事に係る費用の補正 1,500 万円を増額計上しております。これにつきましては、当初予定しておりました要望時の配分よりも多くの補助金の配分をうけることとなりましたもので、令和 4 年度に実施予定としておりました箇所の一部を、本年度に前倒しして施工することとするものでございます。

追加箇所につきましては、湯前南部地区の山ノ口地区、延長 265 メートル、湯前木材事業協同組合付近から J A 米倉庫付近までを予定しているところでございます。

次に、資本的収入。款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債、節 1 公営企業債として 800 万円を計上し、項 4 国県支出金、目 1 国庫補助金、節 1 国庫補助金としまして、先ほど増額しております工事請負費に対応する生活基盤施設耐震化等補助金 436 万 1,000 円を計上いたしました。

続きまして、ページを戻りまして 3 ページをお願いいたします。

第 3 条、企業債の補正でございます。起債の限度額を、補正前の 4,500 万円から 800 万円増額の補正後限度額 5,300 万円としております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案 47 号、「令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） お諮りします。委員会調査のため、明日 6 月 8 日から 6 月 10 日までの 3 日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日 6 月 8 日から 6 月 10 日までの 3 日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、6 月 11 日午前 10 時に開きます。

議事は、一般質問を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後 3 時 3 2 分

第 2 号

6 月 1 1 日 (金)

令和3年第6回湯前町議会定例会

[第2号]

令和3年6月11日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	高橋誠
教	育	中園誠二	建設水道課長	赤池昌信
企	画	本山りか	農林振興課長兼農業委員会事務局長	稲森一彦

開議 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第6回湯前町議会定例会、第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。

本定例会における通告者は6名ですが、本日は3名まで行います。それでは、順番に発言を許します。

一つ、利用されていない町有地の有効利用について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 皆さん、改めましておはようございます。3番議員の遠坂です。

昨日の午前中でしたかね、田んぼダムの装置の使用方法についての説明会がございました。県の事業で、深田地区の中山間地をモデルとした形での事業でございます。実証試験ということで、昨日説明会を受けたところでございます。これが、全国に1,000基ほど設置されているということを知ったわけでございます。この田んぼダムが、今後大雨等の際の効果はどの程度表れてくるかということに期待しておるところでございますので、今後とも実証試験がどのようになるか期待しているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の65歳以上を対象としたワクチン接種が、5月18日から第1回目が始まっております。また、2回目につきましても、6月8日からというふうに聞いております。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にかかわられた関係職員の皆様に感謝申し上げる次第でございます。

現在、全国的に人口減少や価値観の多様化で、ますます舵取りが難しくなる地方自治でございます。その一翼を担う議会の力をいかに引き出せるのかにつきましては、議員一人ひとりの意識にかかっていると思います。住民の声や心を代表しまして、一般質問通告書に従い、質問します。

一つ、利用されていない町有地の有効利用について、要旨の1ですが、現在所有している土地はどれほどあるのか伺いたいと思います。土地台帳別の説明をお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 私のほうからお答えさせていただきます。町有地、大小あります。場所、用途ごとに筆数、面積をある程度分けて説明ということでございますので、今回タブレットのほうの本日のフォルダの中に、説明資料を載せてきたところでございます。公有財産土地の一覧ということで、山林を除くところの一覧でございます。ある程度分けてきたつもりですが、何せ筆数が合計391筆、面積で43万6,856平方メー

トルございますので、上から申しますと、1番が役場庁舎、2番が消防施設、3番が小中学校と、ずらずらと並べているところがございます。

52番ですか、雑種地につきましては58筆と、かなり大小ございまして、抜き出しで、雑種地の主なものということで、大きなものだけ書かせていただいた一覧表を載せておりますので、これで説明とさせていただきます。

○3番（遠坂道太君） ただいま課長より説明をいただきました。そこでですが、これだけ筆数もございますけれども、年間の維持費というのはどのくらいかかっているのかにつきましてお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 年間の維持費、年度ごとに大小異なるかと思いますが、まずは、庁舎や保健センター、小中学校、まんが美術館、様々な公有施設があると思います。そういった職員が常駐しているような施設、管理している施設については、それぞれの課の予算のほうで管理をしているということでございます。また、職員の草刈り、清掃ボランティアによる管理のほうも、併せて行っているところがございます。

また、地区で管理していただいているような施設でございます。例えば、公民分館敷地、消防団の各詰所、地区の広場、公園といったものがあると思いますけれども、そしてまた地区の道づくり等で、雑種地と併せて、それぞれの地区の皆様のお力をお借りしながら管理をされていることは大変ありがたいことでございます。

また、ふるさと農道、町道向田上辻線でしょうか、そういった両脇の沿線の草刈りなど、地区の皆さんでできないような大規模なところと申しますか、手がかかるところは、建設水道課の維持管理費等の予算を使いながらやっているところがございます。

○3番（遠坂道太君） 管理、維持費につきましても、指定管理等もございまして、いろいろな関係で、町民全体での取組で管理をしていただいているというふうなかたちで理解したいというふうに思っているところがございます。

次に、要旨の2ですが、利用していない土地はあるのかについて伺います。購入当初は目的があって購入しましたがけれども、現在、利用目的が定まっていない土地はあるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほどのタブレットの資料の一覧表でございますが、代表的なところで申しますと、ナンバーが26番でしょうか、野中田2区の元東部保育園、こういったところは、地区のグラウンドゴルフやゲートボールで活用されている風景をちょっと見ているところがございます。

ナンバー28の旧旧南部保育所、馬場地区にあるのですが、今までイベント倉庫として利用していましたが、今年解体を予定していると。

先ほど申しましたナンバー52の雑種地については、たくさん筆数がありますので、例えば潮大橋下の旧小川邸であったり、上里1区の森重西住宅跡地などがございます。そ

のほかの場所でございますが、ほとんど 100 平方メートル以下の小さい面積でございますので、道路用地の残地ですか、そういったものがございます。それを除いて、ほとんどが使用されていると認識していますが、比較的利用頻度が低い場所、何らかの事情で休止されている場所というものがあろうかと考えております。

また、過去、土地開発基金で購入したB & Gの体育館裏の土地ですか、当初予定は弓道場で購入した経緯でございますが、現在まで活用方法が止まっている状況でございます。

○3番（遠坂道太君） 当初は購入目的があつたけれども、現在はまだ本当に定まっていないうところがいくつかあるというふうに感じたところでございます。私もいろいろと資料のほう調査をしました中でも、やはり代表的な形で言いますと、弓道場の予定地ですよね。ここは約1反4畝ほどございます。同僚議員の椎葉議員のほうからも、前もいろいろな形で質問がありました。やはり今後、そういった形の中で、町長としての今後の取組の形の中で考えていっていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、牧草地で、酪農組合のほうに貸付けして、今は貸付けになっていないと思いますが、ここも2町5反ほどあります。今のところため池の土砂の土捨場になっております。あの土砂でまず作物を作るということは不可能な問題ということになります。そういった形で、今後何を持っていくかということを見ながら、体制のほうを取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

次に、要旨の3になりますけれども、土地の利用計画はあるのかについて伺います。まず、土地の利用についての考え方についてですが、どのようなことを基に考えて、利用の計画を立案して行かれるのかについてお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 土地の利用計画につきましては、本町全体のものについては、3月の議会で御可決いただきました第6次総合計画の中に位置づけておりまして、大きく申しますと、山林ゾーン、それから農地ゾーンと中心市街地ゾーンということで、3分野に分けて、全体的な方針を示させていただいているところであります。いづれにしても、維持管理、それから有効活用について、方針として定めているところでございます。個別の土地利用計画につきましては、総務課のほうから説明をさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 議員が考えられているものは、恐らく大小様々な土地の利用を、個別に計画するような整備計画、計画書なりというのがあるかどうかということかなと私なりに考えたところでございます。今後、鳥獣被害リスクも含めて、利用されていないような土地も含めて、全ての土地を管理していくことについては、非常に難しいことかなと思っております。放置した場合の悪影響も考えていると、管理の必要性が

高い土地などあるのですけども、一つには別の用途に転用する積極的な利用を位置づける土地であったり、又は今までどおりの定期的な管理で、比較的手のかからない方法で管理するような土地、あるいは長期に貸し付けているような土地であれば、売却も含めて、それぞれ分類する方法も一つの方法かもしれないと感じているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今課長のほうからも、全体的に眺めていくと、やっぱり適材適所というふうな形の、場所における利活用というふうになっていくと思います。全般的に同じようなことはできないということでございますので、今町が持っている土地におきまして、私のほうで幾つか抜粋した中で、お尋ねをしたいというふうに思っております。

まず、今度公社の事務所が畜産センターのほうに移るわけですが、残された事務所と土地が今後どのような形で利用されていくのか、それにつきましてお尋ねをしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 公社の事務所を畜産センターのほうに移転するというふうな計画をしておりますけれども、建物につきましては公社のほうで建築されたものですので、公社のほうの持ち物になります。土地については、湯前町というふうになっております。事務所、建物のほうですけれども、今後公募等を行って貸し出すというふうなことも考えられるのではないかなというふうには思っております。

○3番（遠坂道太君） この件につきましては、やっぱり今後の一つの課題にはなってくるというふうに思っております。やはり、今課長が言われたように、どこかに貸出しをしながら有効的に使っていただけたところを探していかれるのも一つだと、私も思っているところでございます。

次に、先ほど総務課長が言われました元東部保育園、また旧旧南部保育所の利用計画につきまして、どのような方向づけで考えていかれるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 野中田2区の元東部保育園の跡地については、先ほど申しましたように、地区でグラウンドゴルフであったり、ゲートボールであったりということで、有効利用されているという認識でおります。

馬場地区にあります旧旧南部保育所につきましては、今年度解体する予定でございます。これについては、公共施設として危険家屋等を持つのはどうかという観点から、解体をしたいというところでございまして、これまでイベント備品の格納倉庫で利用しておりましたが、今改善センターの機械倉庫が空きましたので、あそこの倉庫をイベント倉庫として活用するというところで解体に踏み切るわけでございますけども、旧旧南部保育所の解体後については今のところ地区の駐車場という形で、あそこは墓地もありますので、そういったところの駐車場代わりになるようなところで考えているところ

でございます。

○3番（遠坂道太君） 東部保育園のほうは、今現在、野中田の方がゲートボールとかをやっておられます。それは理解しているのですが、旧南部保育所、これは私も卒園したところで、思い出深い保育園でございます。これを今度解体されるということになりますけれども、更地にして駐車場ということでございます。今後そういった利活用をしながら、駐車場以外に、ほかのことをまた考えていただければというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つですが、利用計画の考えをお尋ねしたいと思います。雑種地の潮ため池近辺に、先ほど高橋課長からお話がありました、ふるさと農道の残地が約2反半ほどございます。この土地はどのように利用を考えられているのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 潮ため池付近を含む、向田上辻線です。ここに残地が残っております。議員おっしゃられる付近につきましては、2,400平方メートルほどあります。そのうち2,000平方メートルほどが、潮大橋下のところ、旧小川邸、先ほど申しました解体も予定したいというところの土地でございます。大きなところは、潮大橋下は、災害時の土嚢の作成場所としても使っておりますので、こういった土嚢の砂の置場であったり、土嚢作成スペースであったり、土嚢の確保といいますか、備蓄をするという考え方に持っていこうかなと思っております。大型フレコンバックも置けるような広いスペースというのは、ここしかないかなと思っております。

それ以外の土地については、138平方メートルや117平方メートルなど、比較的小さい土地があるところでございますが、道路沿いの隣接しているような、ほかの用途に活用できないような土地ですので、引き続き町道の管理として、草刈り等で維持管理をしていければなと思っております。

○3番（遠坂道太君） 私たちも、ここは年に1回、上溝の溝掃除で対応している場所でございますので、よく知っているところでございます。潮ため池の近辺というのは、ふるさと農道ができる時に、皆様ご存知のとおり、ここは縄文時代の住居跡が出てきた場所でございます。そういった所もありますので、私が一つ考えたのが、観光アトラクションの整備というふうな形の中で、やはり潮ため池近辺の整備を行って、縄文時代の住居を復元して、宿泊体験ができるようなことも考えてみてはというふうに思っているところでございますので、町長にお尋ね申しますが、私のこのような考え方につきましてどう思われますか伺います。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃいました貝塚地でございますかね、ちょっと私が正確に記憶がないもので申し訳ないのですが、潮大橋を渡ってすぐのところをおっしゃっているのでしょうか。あそこにつきましては、既にふるさと農道の時に、そうい

うふうな埋蔵地があったということで、実は調査が済んでいるところまでございまして、今おっしゃっておりますアトラクションというようなお言葉も使われたところまでございしますが、そこに縄文式の建物を造って、そこに宿泊するという、そういう発想かなというふうに今思ったのですけども、すばらしい発想だというふうに思っておりますし、それから、やるにしても、それだけの大きな広さがそこにあるかどうかというところもございまして、果たしてそれが佐賀県の吉野ヶ里みたいな形で、大々的に有名な潮遺跡なのかどうかということもちょっと分かりませんので、今日は、私としては今考えさせていただいたと、それを教えていただいたということで止めさせていただければというふうに思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） これは私も昨日の夜考えていて、ちょっと出てきたものですから、突飛な話だと思っているところでございます。でも、先ほど町長言われた住居跡というのは、うちの土地の畑に出てきたのですよね。だから、もう埋戻ししてもうないのですけど、やはりそういった形を、今後うまい使い方をされると、また違った意味での湯前町の観光資源の一つの開発だというふうに思っているところでございますので、そのへんをまた十分理解しながら、今後検討されて、していただければというふうに思っているところでございます。

次に、要旨の4です。宅地分譲の整備はどのようになっているのかについて伺います。宅地分譲整備の現在の取組につきまして、お伺いしたいと思えます。

○建設水道課長（赤池昌信君） 宅地分譲の整備の現在の取組状況という御質問かと思いますが、移住定住を促進するために、その一つ的手段、施策の一つとして、宅地分譲の整備も必要であるというふうには考えているところです。以前策定しております総合戦略、それから今回策定しております総合計画におきましても、町有地等を活用した整備等を促進するというような記載をしているところでございます。

また、候補地といたしましては、町有地の中では、町営住宅の空きスペースでありましたり、元森重西住宅がありました、下京手住宅の幸野溝下になるかと思えます。そういった町有地などを分譲地として整備できないかということで、検討しているというところでございます。

○3番（遠坂道太君） 課長からも今お話がありました。町有地、町営住宅があったところ、野中田のほうにもございましたね、倉庫とか、森重住宅もありますし、そういったところを利活用していくというふうな形でございます。その中で、先ほども言われました移住定住を促進ということで、宅地分譲の計画もそのへん取り組んでおられると思えます。

ここで、湯前町は移住定住が他町村に比べてなぜ少ないのか、それにつきまして、他町村の状況あたりはどのようになっているのかお伺いしたいというふうに思えます。

○企画観光課長（本山りか君） まず、本町の移住定住の状況から御説明させていただければと思います。近年の状況を見てみますと、平成28年におきまして、社会増減数、つまりは転入者数から転出者数を引いた数というものが、マイナス30でございます。それから、平成29年におきましては、これは逆に17名増えている。それから、平成30年につきましては11名減っている。平成31年、つまり令和元年につきましては、これはちょっとひどくて70名減っている。それから、令和2年につきましては7名増えているという状況でございます。社会動態の全体を見ますれば、ばらつきはありますものの、社会動態は結構収まっている状況ではないかと、転出が収まっている状況ではないかと考えておりまして、他町村との比較ということでございますが、これにつきましても、まず人吉球磨管内を調べております。

その中でも、この5年間を見てみますと、例えば、うちが増えていた状況といえますのは、管内においてもあるものではなくて、やはりどこもマイナスの現象が起こっておりまして、その状況を踏まえた中で、本町が少なからず、その5年のうち増加の年があったということは、他町村に比べると、社会動態については良いほうではないかということで分析をしているところでございます。

また、これにはちょっとただしがつきまして、転出の状況でございますが、これは若い方の流出、これが著しいものがございます。50代以降の高齢者層につきましては、施設等も抱えていることから、転入者数のほうが多い状況でございますが、ことさら若い方については流出が激しい。これは年齢を見ますと、やはり高校を卒業されて大学のほうに進学される際、それから学校を卒業されて就職をされる際、これが非常に著しい流出がございます。そういった状況でございます。

○3番（遠坂道太君） 今課長のほうから説明いただきましたけれども、流出のほうにつきまして、湯前は良いほうではなかろうかというふうなことでございますけれども、私が考えている移住定住というのは、やはりよそから来ていただいて住んでいただけるというのを、私はそのへんが一つの形ではないかというふうに思っているところでございます。

この前、新聞等でもございましたように、天草市だったでしょうかね、馬場市長が言われたことが、若い者の流出多いと。流出を防ぐためにどうしたら良いのかということで、今後の取組方針を考えられたのが、天草に大学を設置しようという形を考えておられました。やはり、そうした一つの考え方、人吉球磨もそういった考え方もやっぱり持つべきではないかなというふうに私は思っているところでございます。やはり、これも人口減を防止する一つの方策でもあると思います。

先ほど、一つはなぜ少ないのか、また湯前町に何が足りないのかということ、本当にこのへんを聞きたいというふうに思っているところでございます。それにつきまして、

お伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 申し訳ございません。その件につきましては、転出された方に対しまして、どうして転出をされましたかというようなアンケートを徴取したりしておりますので、その結果から見ますれば、やはり雇用の場の不足、それから交通手段の不足、それから商業施設等の不足、それから魅力ある住宅の不足、こういったところが、一応アンケートの結果としては出てきているところでございます。

○3番（遠坂道太君） なぜ少ないか、何が足りないのか、課長が今説明されましたように、雇用の問題、また一つは住むところの住宅の問題、やはりそれが一つ、関連が宅地分譲とか、公営住宅とか、そういうような形で、今年住宅の建設をされますが、そういった形が本当は数年前から早めに検討されるべきではなかったろうかというふうに思っているところでございます。そういった中で、町長のまちづくりビジョンの中での宅地分譲整備はどのような考えで取り組んでいかれるのか、それにつきまして伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回、総合計画のほうを策定させていただいたのですけれども、その中で、住宅施策というのは重要な位置づけの一つというふうに捉えているところでございまして、この総合計画におきましても生活利便性の良い地域における、今御質問になっております未活用な町有地を分譲地として計画し、整備することによりまして、個人住宅の新築を促進できないかというふうにもしておりますし、また総合戦略におきましても、若い世代のための住環境整備でも宅地分譲地の整備事業ができないかというふうにとらえておるところでございます。

さらに申し上げますと、町内におきます若い世帯の皆様方がそういう用地といいますか、住宅用地を求められまして、町外に建設をされるというケースもあるのではなからうかというふうに思いますし、また他地域から本町のほうに住まいを求められると。この分野におきましても、移住定住という形で、これから計画をしていかななくてはいけないのかなというふうに、私としては思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 一つは、今後の総合計画の中で、町長がうたっておられますような形で取り組んでいかれるというふうに思うわけですが、今からちょっと話すのは、まちづくりの考え方として、これは数年前だったでしょうか、私が公立病院の議員研修で、鹿児島県のいまきいれ総合病院という大変大きな病院に視察に行った時に、その時の事務長さんの話ですが、鹿児島の近郊の港らへんに病院を核として、マンション、商業施設、銀行等を集結して、数万人都市の計画を立案しておりますという話をされました。

また、これはテレビ等でございますけれども、トヨタ自動車は富士山麓にあった工場跡を利用して、3,000人規模の未来都市を計画されております。これは、民間企業の取組

でございますけれども、町長として、このことにつきまして、公的な立場でどのように思われるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今御提示いただきました事例の件につきまして、私ちょっと調べておりませんので、承知していないところでございますけれども、民間企業がまちづくりに参加されているというふうなことでございますが、これは一朝一夕で実現したものではありませんというふうに私としては推測したところでございます。自治体ごとの活動や自治体周辺の環境、いわゆる例えば工業地帯だったとか、それから新興住宅地の自治体なのか、それに加えて、これまでの民間企業様とのご縁又は繋がり等があることによつて成し得たものかもしれないというふうに思ったところでございます。

本町といたしましても、一つには、例えば企業の森づくり等も行っておりますので、これからもこの分野につきましては、非常に大事に育てていきたいというふうに思っております。企業の森によりまして、民間企業の御意見もお聞きする機会が増えるということでございますので、ネットワークの網といいますか、レーダー網あたりも広げていくというのも大事になってくるかなというふうにも思っているところでございます。これによりまして、まちづくりも進化していくのではなからうかなというふうには思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長も言われましたように、民間企業とのネットワークをいかにして広げた中で、今後の湯前町のまちづくりに利用できればというふうに理解するところでございます。今後の湯前町の宅地分譲の整備につきましては、移住定住の促進もあります。現在、町に居住しておられる町民の方、若い世代の方が、いかに湯前町に家を建てて残っていただくかというのが一つではないかというふうに思っているところでございます。

そこで、町長にもう1点聞きたいと思いますが、湯前町のすばらしさとは何かあるのか、そのへんにつきまして、町長が思っている湯前町の素晴らしさというのは何かお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 一言で申しますならば、大自然の町だということでございますので、ここが売りなのかなと。今御質問がされております住宅関係でいきますと、非常に環境の良い自然の町であるということが、今御質問に対してのお答えというふうに答えさせていただければと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今町長から湯前町のすばらしさ、大自然の町、環境重視、家を建てるなら非常に環境が良い所といった形を訴えかけられて、湯前に住んでいただける人たちを増やしていくということが一つではないかというふうにも思っているところでございます。町長もまちづくりの取組の中で、宅地分譲の整備を推進されることを期待しまして、一つ、利用されていない町有地の有効利用についての質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、利用されていない町有地の有効利用について、遠坂議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の3について、総務課長のほうから利用されていない町有地の考えについてお伺いしました。実際に、これらの考えをまとめた計画等は今あるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申しましたが、利用されていないような土地を含めて、大小あります土地についての考え方を私申しましたけども、これは一つの方法であって、それをまとめたものは現在はありません。

○4番（椎葉弘樹君） もう1点、要旨の4の宅地分譲の整備についてお尋ねします。現在、総合計画のほうには、住宅の管理戸数のほうを166戸から170戸にするということで、恐らく令和4年度に2戸、令和5年度に2戸という考えなのだと思います。ただし、宅地分譲については触れられていないわけですが、宅地分譲については大体どのくらいを目標にしたいというお考えはありますか。これは町長のほうにお尋ねをしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほど建設水道課長が答弁いたしましたのですが、実は候補地を3箇所ほど設けておりますので、既存の建物等、住宅もございまして、そこを見ますときに、用地として残っている、すぐに利用できるというところが一番なのかなと思うのですが、区画等の計画等をまだ全然立てていないものですから、目標というところでは、まだ具体的に数値を立てていないというところがございます。その点申し訳ございません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、利用されていない町有地の有効利用についての関連質問を終わります。

次に、一つ、町民が安心して生活できる生活道路の整備について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 次の質問に移ります。町民が安心して生活できる生活道路の整備について質問いたします。

要旨の1ですが、昨年7月豪雨災害で、町道に被害があったが、最終的に何箇所に被害があったのか、また、復旧工事は完了しているのかについて伺いたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 令和2年7月豪雨につきましては、ご存知のとおり、本町でも未だかつてないような被害があったところがございます。その中で、町道ということですので、道路に限ったところで御説明いたしますが、災害査定を受けまして、

災害復旧事業、補助事業として実施する箇所につきましては、6路線21箇所ほどがございます。

また、復旧工事ということですが、発注済の工事というのが6本ございます。そのうち2本はもう竣工をしておりますけども、本格的な復旧工事が今始まったばかりというような状況かと思えます。全ての災害復旧工事の完了につきましては、相当期間を要するというふうに思っておりますけども、できるだけ早く、早期に復旧できるようにやっていきたいというふうに考えております。

○3番（遠坂道太君） 昨日、企画経済建設常任委員会で、建設水道課の災害のほうの災害復旧の状況につきまして調査を行ったわけでございます。その中でも、横谷方面も見ましたけれども、やはり進んでいる所と、今から取り組んでいかなければならない部分も非常にあったわけでございます。昨年度で工事を済まされない部分も、今年に繰越しになっているとか、そして工事の入札の不落とといった形が出てきているようでございます。その中で、一つは町道におきます生活道路の中で、やはり小さい部分の災害あたりの復旧というのはやられておられるのか、それにつきましてお尋ねします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 先ほど箇所数等を申し上げましたけれども、それにつきましては、補助事業の部分、災害復旧事業の実施箇所ということで述べさせていただいたところでございますけれども、事業の対象にならないような、軽微といいますか、そういった箇所につきましては、昨年度におきまして5路線6箇所の工事を行って、これは全て竣工しているところです。

また、昨年の発災当初、応急修繕とか、崩土除去とか、そういったものが主なものですけども、それにつきましては、17路線43箇所ほど実施をしているところでございます。

○3番（遠坂道太君） やはり、大きい災害のほうは補助事業が付きましますけれども、小さい被害あたりは、本当に町の一般財源で取り組んでいかなければならないというようなことでございます。やはり町民の方が、安心・安全に暮らしていかれるには、そういった形の中で、小さい道路の被害とか、そういった形を一つひとつ取り上げていくということが、一つではないだろうかというふうに思っているところでございます。

次に、要旨の2に移りたいのですが、現在、町内の生活道路の補修要望があっている地区はあるのか、また、どのような道路補修の要望があっているのかについて伺いたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 町内地区からの補修要望等ということでございますけども、以前、令和元年度におきまして、地域の課題調査というふうなことで地区要望の取りまとめを行っているところでございます。その内容につきましては、例えば舗装の補修であったり、路肩の補修、それから道路の改良など、要望取りまとめ時には、15箇所ほど上がっておったところでございます。

また、現状でも、地区からの要望でありましたり、個人さんからの要望というのは随時上がってきているというところでございます。

○3番（遠坂道太君） その中で、私が聞いた部分につきまして、若干質問させていただきたいというふうに思います。これは町道古城線ですが、舗装の修繕で、私もいろいろと話を聞いていました。その中で、まず言われたことは、道路が傷んでいると。そして、自転車も通るのに不便、もし年寄りの方が歩いてけがをしたときはどうするのかとか、そういうふうな話をされております。そういった部分について、今後どのような対処をされるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 個別の箇所というふうなことで、町道古城線の舗装修繕と申しますか、その件でございますけれども、以前、路面性状調査ということで、道路の損傷具合を調査いたしておりまして、町道古城線につきましては、舗装の状態が悪いというようなことで、調査結果も上がっておりますし、私も数回通りまして、舗装の状況が悪いということは認識しているところでございます。また、町内全体の町道を見渡した中でも、補修すべき町道の中でも優先順位は高いというふうに考えているところでございます。昨年度、加えまして、FWD調査ということで、路盤の調査も実際古城線については行っているところで、補修工法の検討まではやっているところでございます。

現在、町内、社会資本整備総合交付金によりまして、舗装修繕の工事を随時計画的にやっております。現状では、今年で言えば、町道3路線、片側1車線の主要な道路の所を、修繕等を実施しております。予算の配分次第ではありますけれども、来年度以降から計画的に実施できれば良いというふうに考えているところでございます。

○3番（遠坂道太君） この線につきましては、数年前からずっと言われている所でございます。地域住民の方の本当の生活道路だというふうに感じているところでございますので、やはりできる部分は取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

もう一つ、これも町道の二本柿中央線ですよね。これも、私もいろいろと住民の方から言われまして、特に県道から石井さんの所の側溝、あの辺りが一番危ないような形で、どうかしてくれないだろうかとよく言われとったわけでございます。その中で、うちの父が昔、一回そこに車をはめ込んだこともございました。非常に危なくございます。そういった危険性の高い部分としての御理解をやっぱり受けて、住民の方から上がってきていれば、対応できるものは早急にしてほしいと思っているところでございます。その件につきまして、町長の地元でございますので、町長のほうに伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今の二本柿中央線でございますか、私の記憶では、何年か前に確か要望書が上がっていた経緯もあったのではなかろうかなと思いますけれども。申し訳ありません、間違っていたら申し訳ないのですけれども。その時に、今遠坂議員がおっし

やっていた石井さんの所、あそこが用排水路の位置がございまして、改良幅も入れたところでの要望も入っていたのではなからうかと思しますので、今御質問をお受けしましたので、その状況の要望書も確認させていただきまして、総合計画の中に位置づけがなされているかどうか、ちょっとそこらへんも調べさせていただきたいというふうに思いますので、ちょっと善処させていただければというふうにお答えさせていただきます。

○3番（遠坂道太君） 今言ったのは、これは要望が上がっているわけですよ。区長会から上がっております。こういった形で上がっている以上は、やはりその中で、我々議員がどうのこうの言う前に、やはりキャッチしながら取り組んでいただけることを一つしてほしいと思います。いろいろとほかにもございまして、でも、代表的な2つに収めておきますけれども、これはもう要旨の3に移っておるのですけれども、先ほど町長が言われましたように、総合計画とか実施計画に載っていないとできないとか言われます。また、課のほうからは、頻繁に交通量が多くなければ取り組まないとか、そういう話をされます。そして、いろんな検査をした中で、できないものはできないというふうに言われておりました。

でも、住民が頻繁に生活をするための道路です。活用するところを整備するのが一つではないかというふうに思っているところでございます。これにつきまして、町長としてはどのように思っておられますか。それについてお伺いします。

○町長（長谷和人君） 私のほうも施政方針の中で、必要な部分の道路につきましては、随時改良あたり、舗装もやっていくというふうにちゃんと書いておりますので、そこは町民の皆様方が安全・安心に通行が可能であるという、生活道路であるということで、今後も対応していきたいというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 現在は、豪雨災害の復旧に急がれておられます。早急に取り組んでくださいとは、私は申しません。財政の面もあります。いろいろとほかの事業との展開の中で、町民が安心・安全に生活できることを優先的に取り組んでいただくことを期待しております。

今後の町長の手腕、それとビジョンを頭に描いておられるかもしれませんが、模型を作って、ビジョンを作ってください。これで一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、町民が安心して生活できる生活道路の整備について、遠坂議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○5番（森山 宏君） 遠坂議員の要旨の3の、行政区からの要望に対して、どういふふうに対処するのかという質問の中で、実質、明確にお答えいただいたようには感じませんでしたので、いわく、町道、里道ですね、農道、すいません、道の所有区分という

か、管轄区分で課が違います。そして、地区からの要望というのが上がっております。要望が上がって、その対処というのは課でされるのでしょうか、全体で考えてされるのでしょうか。要望というのは記録が残っているのでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 要望につきまして、例えば、先ほど申しましたけども、令和元年度に地区からの地域課題の取りまとめというふうなことでしてあると。それは、課に限ったことではなくて、それぞれの課題を全て上げていただいていたかと思います。記録は当然残っておりますけども、一旦取りまとめをして、課題ごとに各課に割り振って、その後対処していくということになっているかと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、町民が安心して生活できる生活道路の整備についての関連質問を終わります。

以上で、遠坂議員の一般質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

一つ、インターネット接続サービスの民営化と地デジ難視聴世帯の対応について、椎葉議員の質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。質問事項1、インターネット接続サービスの民営化と地デジ難視聴世帯の対応について、一般質問を行います。

まず初めに、国はデジタル改革の司令塔として、今年9月にデジタル庁を創設し、国と地方行政のIT化やデジタルトランスフォーメーションの取組が推進されます。令和3年度は、GIGAスクール元年と位置づけられ、教育現場でPCやタブレット端末の利用が開始されました。このように、国はSociety 5.0を目指した高速大容量のデジタル社会を急速に展開しています。

一方、本町では、令和3年3月に湯前町情報化計画を策定し、国の動向に対応していきます。総務厚生文教常任委員会でも、3月会期中に調査を行ったところです。今回、委員会調査の課題を踏まえて、本町世帯の約3割が利用する町のインターネット接続サービスと地デジ難視聴世帯への対応について、一般質問を行います。

要旨の1、湯前町情報化計画で示されたインターネット接続サービスの民営化対応を、どう考えているかについて、お尋ねします。湯前町情報化計画では、現在の公設公営に

よるインターネット接続サービスを、令和5年度から公設民営に切り替える内容が示されています。本町では、平成23年度から約10年間、公設公営によるサービス提供を行っています。利用者は年々増加し、5月末時点の契約数は493と伺っています。利用料は地域最安値の3,500円、導入から運営、保守に至るまで、よく対応できていると思います。

しかしながら、持続可能なサービスを提供する上で、問題が見えてきました。主な問題を3点指摘します。

問題その1、既存の光ケーブルは、通信速度が遅いときがあるということです。本町の光ケーブルは、敷設してから、やがて15年を迎えます。屋外使用での耐用年数は、15年から20年、そろそろ張り替えの時期を迎えています。光ケーブルの規格は、現在100Mbpsのため、これは1秒間に100Mbという容量ですが、時間帯によっては遅いときがあります。

そこで、担当課にお尋ねします。既存の光ケーブルは、いつまで使用する考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 光インターネットの町のサービスでございます。議員言われましたように、当初150世帯、また目標300世帯というところで、11年前ですか、掲げたところですが、今現在490世帯のところまで上ってきて、住民には無くてはならない情報を取るツールだと認識しております。

現在の全域の光ケーブルについては、IP告知端末、またインターネット、地デジ放送、そういったもの全て一連の総合的なシステムであるということは御承知かと思っております。IP告知端末の生産終了も決まっておりますので、令和2年度の情報化計画では、新しいシステムに移行する方法に替えるということで立てたところでございます。

新システムといいますか、次のシステムが従来型の光ケーブルを使う有線方式なのか、また無線方式なのか、両方ありますが、いずれにせよ老朽化もございます。また、光通信高速化がどんどん進んでいる中でございますので、移行時には、この光ケーブルも含めて更新が必要となる見込みでございます。先ほど言いましたように、国のほうもインターネット事業のほうを民設民営化のほうに進めるような話でございます。民間サービスへの移行が終了するまで、既存の光ケーブルは使用するという考えでおります。

○4番（椎葉弘樹君） ちょっと答弁が長くなりましたが、実質民間への移行ということで、本町の情報化計画に基づきますと、令和5年度からインターネットの民営化の運用を開始ということですので、令和5年度あたりを目指して光ケーブルを張り替えていく。でも、それだとちょっと遅いです。運用を開始するということは、それまでに光ケーブルを全部張り替えておく必要があると思っております。これは実質、令和4年度までに光ケーブルを張り替えていくのではないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 民設民営の相手によるかと思いますが、その事業者の作業次第になるかと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、個別計画では、一応令和5年度からとなっておりますが、まだそれは契約次第で先に延びる可能性があるということでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 民間移行については、今いろんなところと協議をしているところがございますので、光ケーブルを張る作業、そういったものが令和4年度なのか、令和5年度なのか、又は随時契約を世帯ごとにやっていくかというところもございます。幹線ケーブルか、小分けしている枝葉に分かれるケーブルかというところの張り方の作業になるかと、その期間になるかと思えます。

○4番（椎葉弘樹君） では、ちょっと問題点を変えまして、2番目の問題点を指摘したいと思います。IP告知端末の経年劣化についてです。各世帯に設置しているIP告知端末は、令和6年度の前後で製造中止になると伺っております。

そこで、担当課にお尋ねします。インターネット接続サービスにおいて、IP告知端末はいつまで使用する考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今のシステムでは、インターネット接続ルーターの機能を持つIP告知端末でございます。生産終了、メーカーサポート終了が、令和6年度末ということでございますので、それまでは使用を考えております。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、メーカーが例えば前倒しで、令和5年度で終了すると言ったら、それに合わせてIP告知端末の使用を考えるということでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今の端末の在庫、またこれから確保できる台数の状況を見たいと思っております。それで、令和4年度、令和5年度、どれだけ確保できるかというのも見合わせながら、行いたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 問題点の3つ目です。職員による保守対応ということです。現在、インターネット接続サービスの保守対応は、総務課の職員が行っています。令和2年度の保守対応は、電話対応が43件、訪問・調整が109件と伺っています。

担当課にお尋ねします。職員の保守対応に係る稼働が大きいわけですが、行政事務への影響はどのように考えておられますか。

○総務課長（高橋 誠君） IP告知端末のシステムの老朽化により、総務課の職員が対応することは年々増加しております。緊急な土日の対応も含めると、訪問しても取替作業はできなくて、専門の業者にまた再依頼しなければいけない、そういったことを考えますと、今申された件数以上に総務課の職員を投入しているのが現状でございます。担当職員は、ほかの係とも兼務している状況でございますので、事務の調整に現在は苦

慮しているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） そもそも保守対応というのは、行政事務として職員がやるべき業務なのかといったところは、疑問が残るところです。また、専門技術が伴いますので、支援内容に限界があると思っております。以上、3点の問題を指摘しました。

持続可能なサービスを提供するためには、湯前町情報化計画で示されるとおり、まず光ファイバーを再整備し、IP告知端末を新しい機器に切り替え、民営化により行政負担を軽減することが課題と言えます。平成26年の総務省調査によりますと、インターネット接続サービスの民営化による運用形態は、公設民営が530の自治体、民設民営が135の自治体、これはもう5年以上前のデータで、それだけの自治体が民営化をしているということになります。

以上のことから、町が計画している公設民営化の方向性は妥当だと判断します。それを前提に、次に3つの課題について取り上げたいと思います。

まず、課題の1として、サービスの使用料です。サービス使用料は現在3,500円ですが、民営化になると、5,000円前後に値上がりする見込みです。担当課として、サービス使用料が高くなることについて、町の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 今後、日々の通信の高速化が進んでいくわけでございますけれども、これについては議員おっしゃられますように、民間の委託の方向で考えるのが我々も最善の方法であると考えております。よって、民間のインターネットサービスの使用料での提供を想定しておりますことから、都市圏と同等のサービスメニューが利用できまして、品質が高く、仕事等での多様なサービスの提供も期待されるということでございます。インターネットサービス使用料については、高くなるということが考えられます。

○4番（椎葉弘樹君） 確かに、総務課長の答弁のとおり、多種多様な時代に合ったサービスが受けられる、そのことはすごくメリットがあると思っております。そして、そもそもこの3,500円というのは、自治体が頑張っただけで設定した、ほかと比べると本当に安い値段で提供してきた。でも、本来民間でやっているレベルは、実は5,000円前後であったということで、そう考えますと、民営化のレベルに戻すということで、3,500円から上がるというイメージではなく、普通になるということで考えると、この値上がりというのが理解できるのかなと思いますので、このあたりはもしやるとすれば、住民周知というのはしっかりとやっていただきたいところでございます。

あと、課題の2です。メールのサービスについて、湯前光メールサービス、「@y n b b . j p」というドメインのメールアドレスが現在あるわけですが、それを町内の住民において、生活や仕事で利用している方も多いです。

担当課にお尋ねします。湯前光メールサービスは、継続、廃止のいずれをお考えでし

ようか。

○総務課長（高橋 誠君） メールを使用されている方にとっては、言われるとおり、生活、仕事にも使われているようなところでございます。現在、メールアドレス発行数は、740ほどと聞いております。ただ、これは廃止された方も含めたということで、実際にこのうちどれだけ使っているかというのは、ちょっと不明だと思っております。そういったアドレスが継続できるのかどうかについては、これから調査をさせていただきたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） メールサービスを継続する場合は、当然町の持ち出しというのは継続することになります。現在のメールサービスというのは、メールアドレスの変更、あるいは追加というのは、簡単にできないようになっています。恐らく、紙ベースで手続きをすればできるのかもしれませんが、オンラインではできないので、ちょっと不便さを感じているところもありますので、もし続ける場合は、そういうメールサービスのレベルをちょっと上げていく必要があるのではないかと考えております。個人的には、民営化を本当に目指すのであれば、早めに周知・準備をして、民間のメールアドレスサービスを利用するという方法もあると思います。この方式については、民営化移行が迫ってきておりますので、早めの検討が必要かと思っております。

次に、課題の3です。現在のサービス利用状況と民間契約の需要についてです。民間のインターネットサービスを利用したい方が本町にどれだけいらっしゃるのか、湯前光メールサービスを生活や仕事で使用している方がどれだけいらっしゃるのか、民営化に移行するためには、これらの現状把握は欠かせません。

担当課にお尋ねします。民間のインターネット接続サービスの需要や湯前光メールの利用状況の把握は、どのように行う考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 民間のインターネット接続サービスの需要については、調査をさせていただきたいと思っております。何らかの方法で調査をしなければいけないと思っております。

湯前の光メールの利用状況の把握については、今現在、先ほど申しましたように、加入者 490 世帯ほどございます。一つの方法かと思いますが、加入者へのメールを利用したアンケート調査等も可能かとは、一つの手段かなと思っております。そのほかの方法も含めて、どのような調査が必要なのかというのもちょっと精査させていただいて、これは早くにでも、行うべきかどうか判断させていただきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 正に、その早い判断というのが求められます。なぜかと言いますと、計画によると、令和5年度からインターネット接続サービス民営化になるとした場合、これは令和3年度中にでも調査をして、それから今後の計画に基づいて動いていく。やはり、この現状把握というのは、令和3年度中というのが必要だと思っております。

す。

以上、これらの課題を踏まえまして、3つの提案を行いたいと思います。これは、町長のほうにお尋ねしていきます。

まず、提案の1です。メールサービスの移行期間を設けるということです。令和5年度に民営化する場合、既存のメールアドレスの変更やメールデータの保存、ある程度の移行期間が必要と考えております。特に、仕事でメールアドレスを使用される方、買い物でメールアドレスを使用される方、そういった方々は、このメールアドレスの移行の相手方への周知、変更手続き等がありますので、これは早めに対応する必要があります。

そこで、町長にお尋ねします。インターネット接続サービスとメールサービスは、運用開始後1年程度、移行期間を設ける、つまり湯前光メールサービスは、現状の計画においては、令和5年度まで提供するという考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現在考えておりますのは、インターネットサービスの民間移行に関しましては、当然町が事業主体になるというところがございますし、そして財源につきましても、国の総務省の交付金事業の活用ができないかということで、今こちらのほうについても調査をしておるところでございますが、その動向についても、実はまだ確定していないところがございます。副町長と共に県のほうにもお伺いをしておりますし、私からも直接代議士のほうにもお尋ねをしておるというふうな状況でございます。

加えまして、今御質問がございましたけども、令和6年度末を待たずに、早めの事業着手、運用開始ができればというふうにも考えております。先ほど、メールサービスの移行期間あたりも必要になるということであれば、インターネット接続サービスの重複も、当然一定期間持たせたほうが良いのではないかなというふうには考えておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 提案の2つ目です。移行の支援を行うということです。民間サービスに移行するため、メールアドレスや周辺機器の設定変更、あるいは各種トラブルが想定されます。民営化によるインターネット接続サービスは、行政都合による移行になりますので、これに係る住民の費用は、ある程度町が負担すべきと考えます。

町長にお尋ねします。宅内工事や通信機器の初期設定に係る住民負担の一部を、町が支援する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 係のほうにもちょっと調べさせたいというふうには思っているのですが、市町村によりまして、そういうふうな補助金の制度あたりもどのようにしているのか、そのありなし等につきまして、ちょっと調査をさせていただきまして、そのような対応ができるようであれば、財源的な問題もございますけども、善処させていただければというふうには思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今の答弁の中に、国の補助があればということでしたが、もし

国の補助がない場合には、住民への支援というのは考えていないということでしょうか。それとも、また別の手段として考えていきたいということでしょうか。

○町長（長谷和人君） 当然、国の交付金を狙っておるわけでございますので、そこに重点的にいきたいというふうに思っております。ただ、国の交付金等の採択を受けないという場合も想定されますので、その場合についてはまた別の手段を考えなくてはいけないのかなというふうには思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 提案の3つ目です。民営化方針の住民周知を早めに行うということですが。令和4年度以降の設備工事、令和5年度からのサービス開始という情報化計画の案ですと、住民への周知というのは前倒しでやっていく必要があると思っております。住民の方にも様々な準備期間が必要と思われま。

そこで、インターネット接続サービスの民営化方針を令和3年度中に示す考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 令和2年度におきまして、今回、民営化の計画の情報化計画を作りまして、お示ししたところでございます。この分につきましては、ホームページでも公表をしておるところでございます。さらに、今御質問がございました詳しい個別方針等であれば、もう少し煮詰める必要がある、詳細を詰める必要があるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、そこらへの時期も含めて考慮していきたいというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 3つの提案が終わりました。是非、インターネット接続サービスの民営化に向けて、住民への支援や早めの周知をしっかりと対応していただきたいと思うところです。

それでは、次に要旨の2、インターネット接続サービスの民営化に伴う地デジ難視聴世帯の対応を、どう考えているかについて、伺います。湯前町情報化計画では、地デジ難視聴世帯の具体的方針が示されていません。総務省によりますと、地デジ難視聴の整備を平成26年度で一旦完了しており、その後の整備については、個々の補助事業ということで対応している自治体もあるようです。本町では、難視聴世帯の設備が、インターネット接続サービスと同様に経年劣化しています。インターネット接続サービスの民営化に伴い、屋外に設置されているONUという機器があるのですが、それと同軸ケーブルの撤去というのにも必要になってきます。

そこで、担当課にお尋ねします。難視聴世帯における既存設備は、いつまで使用する考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） これについても、現在の光ケーブル、IP告知端末、インターネット、地デジ再送信ですか、そのサービス、もう一連の総合的なシステムでございます。令和6年度末までは使用しても、それ以降は新たな地デジの再送信方法を考え

なくてはいけない課題になっております。

一方で、現行の設備を一部残して、難視聴世帯の地デジ対応は継続する方法も考えているところをございまして、これについては早急な対応が必要だと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 詳細については、これから早急に検討していくということでした。これは、先ほども言いましたが、令和5年度のインターネット接続サービスと連動しているものだと思っております。参考までに、民営化しますと、インターネットの接続のONU、これは宅内に設置することになりますので、現在本町では屋外に設置してあるもの、それは恐らく取り外しになる可能性がありますので、そこはちょっと注意しておく点かなと思っております。

現在、本町における地上デジタル放送の難視聴世帯数は、97と伺っています。トップ3は、中猪地区の30、浜川地区の18、馬場地区の16ということになっております。ONUと宅内同軸ケーブルの機器類及び役場側の設備の要否というのは、先ほども総務課長からありましたとおり、詳細検討がなされると思います。

2月の全員協議会において、総務課長は、民設民営についても考えているという答弁があったところです。

担当課に伺います。難視聴世帯への新たな設備というのは、どのように考えておられるでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申しましたが、現行設備を一部残して行う方法又は新たな方法、技術的なもの、またランニングコスト等々も発生するかと思えますけども、今調査中をございまして、代替案として、役場で受信したテレビ電波を新たな通信事業者の光ケーブルを利用して、難視聴世帯に電波を送るという方法も今現在検討しているところをございまして、2種類を今検討している、調査している最中をございます。

○4番（椎葉弘樹君） その2つのうちの1つで現行システムを利用するという事は、ONUを残したままということになるかと思えますが、それだと民間のインターネット接続サービスと競合とかはしないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） ONUについては、やはり取替えが必要になるかなと思えますけども、更新というかたちですね、今の現行です。それとは違う民間での光ケーブルのダークファイバーというのですか、そういったものを利用したもので代替できないかというのも、そちらのほうでどちらが本町に合っているシステムなのか、今後メンテが要らない、ランニングコストが低い、そういったものを考えた上で、今調査をしている段階をございます。

○4番（椎葉弘樹君） 調査段階なのですが、これも先ほど言いましたインターネット接続サービスと非常に関係が深い機器類ですので、これについても早めの調査が必要だと思っております。光インターネット接続サービスというのは、先ほど令和5年度から

民営化を目指しているということを確認しましたが、それを踏まえて、ちょっと確認します。

地デジ難視聴世帯の移行計画、これはいつ頃移行を考えているというのについて、お考えを伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 移行計画についてですが、具体的な手段、設備など、先ほど申し上げているとおり、I P告知端末等も含めた、メールも含めた総合的なところで、新旧システムのサービスの移行期間、重複期間というのを一定期間持たせたほうが良いと思いますので、令和6年度末を待つよりも先にといいいますか、なるべく早くこの期間を取るようなかたちで進めたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） その点は全く私も同じ考えでして、令和6年度を待つと、対応が後手後手に回ってしまいますので、検討は早めにやっていただいて、その移行というのも、できれば前倒しで実施していただきたいと思うところです。

これから町長にお尋ねしますが、難視聴世帯への新しい方式への導入というのは、何らかの住民負担が想定されます。既存設備を使えば別ですが、恐らくインターネットの民営化との競合で、既存設備はもしかしたら使えないのではないかとか、ダークファイバーが使えないのではないかとという課題もあるわけですが、例えば民間のインターネットで利用されるIPTVという仕組みがあります。これは、例えばNTTで言うと、フレッツテレビとか、そういうインターネット契約上で動くテレビ放送であったり、あるいは無線の方式でやりますと、何かアンテナを立てて、それに向けて各戸にアンテナを設置しなければならないとか、その方式が決まらないと、どういう準備が必要かというのは見えてこないところです。ただ、何らかの住民の影響があると思っております。これも、先ほどのインターネットと同様に、新たな方式の導入に係る住民の負担の一部を町が支援していくという考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、新たな設備投資に係る事業費、それから整備後のランニングコスト、その有無なども含めまして、先ほど総務課長が答弁しておりますけども、調査中のございまして、住民負担が必要になるかどうかも含めて調査ということでございますので、現時点ではそういう答弁ということで、お答えさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 検討の結果、もし住民負担が発生するとなった場合には、ある程度の負担というのは町のほうで負担するというお考えはありますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど言いましたように、実現性のあるものを今調査中のございまして、それが見えてきて何らかの方向性が決まるということであれば、そのことをお知らせしたいというふうにも考えておりますし、具体的にどのようなかたちになるかというのは、ちょっと私も現時点ではっきりお答えすることはできないので、大変恐縮

しておるのですけども、なるべくそういうふうな対応が可能になるようなかたちでできればというふうには思っております。

○4番（椎葉弘樹君） このあたりは、実際の方式・仕様が固まってこないと、見えてこない部分であります。インターネット接続サービスにおいては、前倒しの検討ということでしたが、やはりこれも令和3年度中にはある程度かたちを作らないと、令和4年度の工事であったり、令和5年度からの民営化というのには間に合わないと思います。

町長にお尋ねします。この地デジの難視聴世帯の具体的方針についても、令和3年度中に示すという考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃるとおりで、やっぱり早め早めの対応をすべきというふうに、私もそういうふうに思っております。ただ、一つには、先ほどからの椎葉議員の御質問の中にもあったのですけども、総務課職員が今対応しておりますが、マンパワーが非常に不足しているというところがございますものですから、できるだけ早くというふうな言い方をしておきたいと思うのですけども、具体的な時期関係については、現在未定というふうなかたちでお答えはさせていただければというふうに思っております。できるだけ早く、速やかに行いたいという意向はあるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 質問事項1については、これで終わります。私も個人的に計画等を今考えておきまして、是非このあたりの考えを担当課ともすり合わせができればなと考えているところです。それでは、令和3年度中にインターネット接続サービスと地デジ難視聴世帯の方針が示されることを、これはお願いになるのですけど、できるだけ早くやっていただきたいということを申し上げまして、質問事項の1を終わりたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 一つ、インターネット接続サービスの民営化と地デジ難視聴世帯の対応について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○8番（金子光喜君） では、お伺いいたします。通信容量が非常に古くなってきているということ、椎葉議員のほうから質問の中で言われましたけども、現状の通信規格の中で、通信障害とかが起きていないのかということをお伺いします。今かなり動画配信とか、様々な大きなデータを使用するようなコンテンツが増えてきておりますので、それを町民の方がたくさん使われた場合に、かなり通信に制限がかかるのかなということをお伺いしておりますが、現状でそのへんの障害とかはないのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） もともと本町のシステム、10年前、11年前整備させた時に、ニーズ調査をした時に150世帯でしたので、目標300世帯の設備規模、根拠にしております。今現在490世帯ということで、更に通信速度は落ちる、農業で言いますと、用水路の水の取り合い、今現在田んぼに水を引いているその考え方で良いかと思っておりますが、

あるかと思えます。各世帯からの通信障害の連絡等は今のところないですが、やはりこれ以上増えてくると、また何らかの障害が出てくるのかなというところは危惧しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、インターネット接続サービスの民営化と地デジ難視聴世帯の対応についての関連質問を終わります。

次に、一つ、新たな防災行政情報システムの導入について、椎葉議員の質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 質問事項の2、新たな防災行政情報システムの導入について、一般質問を行います。

まず初めに、本町では、IP告知端末の製造中止を受けまして、新たな防災行政情報システムを令和6年度から運用することを検討しておられます。本町が導入を計画している同様のシステムを、八代市が今年4月から運用を開始しております。5月6日、知人の八代市議会議員の調査に同行させていただきまして、八代市総務企画部危機管理課の職員の方から防災行政情報システムのお話を伺うことができました。今回、この内容を踏まえて、2つの要旨について質問をいたします。

要旨の1、湯前町情報化計画で示されたIP告知端末から新たな受信端末への移行を、どう考えているかについて、お尋ねします。現在、本町には、5月末で1,697台のIP告知端末が設置されています。耐用年数を6年から8年で考えますと、導入から10年以上が経過し、端末故障のリスクが高まっています。追加購入の台数は、令和3年度までに既に214台、直近の2年間では、令和2年度に40台、令和3年度に30台、この2年間で70台ほどの追加購入となっています。この端末は、令和6年度前後で製造中止になるにもかかわらず、1台6万円ほどで新たに購入せざるを得ない状況となっています。これを家電製品に例えるなら、10年前の製品を、これから2、3年しか使わないのに、何台も購入するイメージです。非常にもったいないと言えどもったいないということです。

担当課にお尋ねします。防災行政情報の放送について、IP告知端末はいつまで使用する考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） インターネット関係での関連の質問でもお答えしましたように、サポート終了が令和6年度末ですので、少なくともそこまでは使わなければいけない、在庫の状況、確保の状況も含めて、していかなければいけないと思っております。

また、IP告知端末を利用して、屋外スピーカーのほうも稼働させている状況でございますので、新たな防災放送システム、これは町民にとっては一番大事なところで、私

どもも一番大切なシステムを構築しなければいけないと思っております。そういったことを考えますれば、現在のIPシステムは、新サービスが開始されるまでは使用させていただきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） IP告知端末には停電のリスクがあります。令和2年7月豪雨においても、停電した地域において、行政防災情報が使用できませんでした。停電していない一部しか使えませんでした。

担当課にお尋ねします。IP告知端末は停電時に使用できないわけですが、本来はどうあるべきとお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 現在のシステムでは、停電時に使えない、対応していないというものでございますが、本来ならば、停電時でも使えるようなシステム、端末であるべきだということで、それがベストだと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） この防災放送を受信する個別の受信機として考えられるのが、専用の端末、タブレット端末、スマートフォンなどがあります。八代市の場合は、ほかにも固定電話、テレビ、携帯など、多種多様の対応ができるようです。携帯電話や固定電話など、受信機となり得る端末を持たない世帯の調査が必要だと思っております。八代市では、専用端末を1台8万円で10年契約、2,800台購入されております。この2,800台の根拠というのは、市民への調査結果も含まれています。専用端末は安くありませんので、慎重な検討が求められます。

担当課にお尋ねします。個別受信機の現状調査というのは、いつ頃実施する考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 現在調査検討しているシステム、八代市さんのシステムも含めて検討しているのですが、多くの方に現在普及されているスマホだったり、通信タブレットを活用する方法というのを我々も考えております。その場合、受信端末のほうですが、全世帯への配備といいますか、そういったものは必要ないのかなと考えております。スマホと個別端末の受信機のハイブリッド型という形を採らせていただきたいと思います。

必要台数の把握のための調査というのは当然必要かと思えます。台数の確保、数量確保ということで。その根拠となるものは、実施設計時にこれは調査をしていただいて、数量把握という流れになるかと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 八代市では、既に防災行政情報システムの運用が始まっているというのは先ほど申し上げましたが、スマートフォン、タブレットで使うアプリの導入件数というのは、4月末現在で1,624と、思ったより少ない印象でした。それで、被災した坂本町から巡回して、設定の指導であったり、導入の啓発というのが行われると聞いております。専用端末については、2,800台を申込みがあった世帯に順次配備している

状況ということで、運用は始まりましたが、まだ途中の段階です。つまり、この運用が始まった後、個別受信機の対応は、全世帯に定着するまである程度の準備期間が必要ということになります。

担当課にお尋ねします。IP告知端末があるうちに、個別受信機の準備が必要ではないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 新たなシステムの具体的な方式を構築する中で、やはりその重複する期間、IP告知端末と専用個別受信端末ですか、あとアプリの導入、そういったものは重複するところがございますが、これについても早めに取り掛かるべきだとは思っておりますが、具体的なところで今検討させているところがございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今の情報化計画によりますと、令和3年度で検討、令和4年度で設計、令和5年度で導入、令和6年度で運用ということになっております。この計画ですと、令和6年度からの全面運用というのは難しい。要は、準備期間がありますので、全面運用というのはちょっとできないと。

停電時でも使用できる伝達手段が早期に必要となってきます。災害は待つてはくれません。明日来るかもしれません。今後、温暖化による大雨災害が続き、南海トラフや南縁断層の地震が15年以内に発生する予測もあります。情報化計画では、熊本地震や令和2年7月豪雨災害などの経験から、新たな行政防災情報の的確かつ迅速な情報発信手段の構築が示されているところです。迅速な情報発信手段の構築、これがもう示されております。

町長にお尋ねします。新たな防災行政情報システムを令和4年度に前倒しで導入する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 昨年、今椎葉議員がおっしゃったように、本町におきましても、7月豪雨、そして台風10号の経験をしたところがございます、防災情報の重要性といえますか、伝達手段の強靱性というのを強く感じたところがございます。

情報通信システムの更新事業に対します国の補助事業等のメニュー、これも先ほどから答弁しておりますように、調べておるところでございますけども、現状非常に厳しい部分もあるというふうに思っております。交付税措置などの優位な地方債等も調べてみる必要がございますし、今後私としても早め早めの対応が必要だろうというふうに思っておりますので、先ほど申しましたように、優位な補助事業又は地方債、交付税措置がなされるような、交付税措置の有利なメニューを選びまして、事業のほうを早くやっていきたいというふうには思っておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、一つ、新たな防災行政情報システムの導入について、椎葉議員の一般質問の途中です。発言を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 午前中は、新たな防災行政情報システムを令和4年度に前倒しで導入する考えについて、お尋ねしました。町長からは、補助金、あるいは交付金等のメニューがあれば、早めに対応したいということでした。町長は恐らく、入りを量りてというところをいつも言われておりますので、その入りがあれば、しっかり対応したいということだと思いますが、その部分をちょっと考えず、本来の町長の思いとしては令和4年度にやりたいところだとか、そういう入りを量らなくて思いを語るとしたら、令和4年度に導入する考えというのはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 思いということでありますならば、早めというところがあるのですが、先ほどから答弁しておりますように、令和3年度におきまして基本的な導入の検討を行いながら、令和4年度で実施設計あたりができないか、そして5年ないし6年で整備ができないかと、そのくらいは現実性があるのではないかなというふうに思っております。これは、今おっしゃっている思いでございますので、おっしゃるように財源等もでございます。

事業費からいきますと、今の概算の事業費でございますけれども、全部で5億円程度かかるというふうに試算もされておりますので、現状先ほど遠坂議員の中でもちょっとお話しさせていただいたのですが、災害復旧等も優先させながら、現在マンパワーにつきましても災害復旧事業等に非常に大きな職員の力を注いでいるという部分がございますので、その部分も見ながら、そして加えまして、令和2年7月豪雨災害、それから台風10号等もございましたので、この必要性というのも十分分かったつもりで今後対応していかなくてはいけないのかなというふうには思っておるところでございます。思いということで、回答とさせていただきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） I P告知端末に替わる個別受信機については、例えばスマートフォン、タブレットにおいては、アプリの導入だけでいけますので、そうすると5億円までの予算はまずかからないと思っております。先行導入の部分を含めて、御検討をいただければと思うところです。

また、なぜこの前倒し、前倒しと言っているかといいますと、実は本町と同じI P告知放送端末を使っている自治体が、本町以外に5つございます。これが同じ課題を持っているとするならば、当然民間移行等も考えられてくるわけで、工事等も集中する可能性が考えられます。したがって、できるだけその競合を避けるためにも、本町は前

倒しというのにも検討を視野に入れるべきだと考えておりますので、引き続きの検討をお願いしたいと思います。

それでは、要旨の2、防災行政情報システムの更新に伴う屋外スピーカーの対応を、どう考えているかについて、お尋ねします。情報化計画の中では、屋外スピーカーの具体的方針が示されておられません。防災行政無線は、屋外スピーカーから全ての住民に対して、防災や行政の情報を伝達するものです。災害時に通信回線がダウンした際にも、有効な手段となり得ます。本町では、各地区を含む25箇所に設置され、長きにわたり住民の情報伝達手段として有効活用されています。

しかし、設備の老朽化が問題としてあります。スピーカーが付いたポールがあるので、支柱の部分です。それが、調べたところ、30年が経過してありまして、昭和の時代に設置されたと聞いております。経年劣化で安全面が危惧される場所です。また、スピーカーの部分は、町の光インターネットと同じ時期に設置され10年が経過してあります。一般社団法人の電子情報技術産業協会のホームページによりますと、設置から10年経過した設備は、故障率が高まることを公表しています。

担当課にお尋ねします。屋外スピーカーが経年劣化しておりますが、このまま使用を続けても問題ないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 柱について、昭和63年代、平成に入る前の防災行政無線時代の物件でございます。30数年ですか、経過していると思っております。これは全く問題ないとは言いきれないところがございます。次のシステム構築の際は、設置箇所数の見直しも視野に入れながら、また柱に加えて、アンプやバッテリー、屋外スピーカー、そういったものが新たに更新する物件の対象になると思います。

○4番（椎葉弘樹君） あと、老朽化の懸念材料に加えまして、屋外スピーカーには今蓄電池が搭載されておられません。つまり、停電時には使用できないという大きな課題があります。

担当課に伺います。屋外スピーカーは停電時に使用できないわけですが、これは停電対策等が必要ないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 現在の設備を構築した際、平成21年の時に企画したわけですが、その時に屋外放送施設の停電対策として、蓄電池の整備も検討に入れておりました。当時の交付金のメニュー、また事業費、価格的に折り合いがつかない、そういったところで断念したと私は記憶しております。今現在の技術等であれば、リーズナブルなものも出てきているのではないかと考えておりますが、近年の災害関係では、こういった蓄電池の必要性というのは当然考えております。補助メニュー、起債メニュー、そういったものをちょっと調べさせていただいているのですが、認められる設備機能ではないかなと考えております。次期システムの時には考えたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 全ての住民の方が携帯端末を所有する時代が来れば、屋外スピーカーというのは必要ないのかもしれませんが、現状は携帯端末を所有されていない方もおられまして、デジタル弱者、情報格差にも配慮した公平な情報伝達の手段として、屋外スピーカーというのは欠かせないと思います。

現在の屋外スピーカーは、総務課長からもありましたとおり、高性能化が進んでおります。これにより、スピーカーのカバーエリアが拡大して、スピーカー間の干渉を避けることができます。高性能スピーカーの特徴としまして、従来のスピーカーに比べて、広い指向性と高い音圧、明瞭度を実現しているようです。また、従来のスピーカーの通達距離、理論値は半径 350 メートルに対して、高性能スピーカーの場合は半径 750 メートル前後と、約 2 倍に広がっております。高性能スピーカーは蓄電池も搭載しておりますので、停電時にも動作が可能ということのようです。

担当課にお尋ねします。停電時も動作する高性能スピーカーを導入するという考えは、これから多分検討されると思うのですが、導入する場合、大体いつぐらいが適切だとお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 昨年、令和 2 年度の情報化計画策定時に、そういった高性能スピーカーのヒアリングをしておりますので、そういった情報を得ております。屋外スピーカーの真下では程よく聞こえて、かつ更に遠くに、クリアに聞こえるというものであったと思っております。停電時でも使える屋外スピーカー、先ほど言いましたように、考えなければいけないのと併せまして、こういった具体的なことはこれから調査していくのですが、スピーカーだけ交換というのができるかどうか、また現行のシステムと合うのかどうか、互換性があるのかどうか、そういったものもあるかと思えます。ここは、すぐすぐにとすることは私のほうでは考えておらずに、次のシステムの時に同時にという考えで今は思っております。

○4番（椎葉弘樹君） すぐすぐに考えられていないということですが、繰り返しのようになりますが、災害というのは待つてはくれません。停電が起きて、情報が伝達できなかったということで、もしかしたらその影響で被災される方が出てくるかもしれません。防災行政情報システムというのは、住民の個別受信機を、例えば令和 4 年度に前倒しで準備して、その後、屋外スピーカーを令和 5 年度に整備して、令和 6 年度からインターネットと共に全面運用を開始できれば、切れ目のない住民周知を行うことができると私は考えております。

最後に、町長にお尋ねします。高性能スピーカーを令和 5 年度中に導入して、令和 6 年度から全面運用するという考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど言いましたのですが、今後基本設計、それから実施設計におきまして、新たな防災行政システムをトータル的に考えるべきではないかなとい

うふうに思っておりますので、その時に今議員が御指摘いただいております高性能の屋外スピーカー、これにつきましても調査を行った上で導入すると、こういう考えを持って臨んでいきたいと思っております。ただ、また再三同じことを申し上げますけども、それなりの財源が必要になってくるということもございますので、トータル的な、いわゆる今全体的に御質問いただいております分につきましては、優先順位の高い、かなり高いというふうな言い方で申し上げておきますけども、整備をやらなくてはいけないというふうには私認識しておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 結びになりますが、所管課が多忙であることは十分承知をしております。が、災害対応というのは、住民にとっても生命・財産を守る重要な仕組みだと思っております。災害に強く、時代の最新技術を搭載した防災行政情報システムの構築というものが、本町にとって喫緊の課題だと認識しております。令和6年度から是非全面運用ができるように目指していただきまして、前倒しで準備に取り掛かっていただければと思うところです。

以上で、質問事項の2を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、新たな防災行政情報システムの導入についての椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 新たな防災行政情報システムということですが、どのあたりまでの情報を提供されていくのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 今考えているものというのは、現行の放送、防災放送、行政放送、またJアラート等も全て、流せる情報を発信できるものにしたいと考えております。

○3番（遠坂道太君） 今までどおりのような形ということで理解してよろしいでしょうか。そして、もし個人が持っている端末、あれば携帯ですね、その中のアプリを使った中での避難情報とか、そういうあたりのことも提供されていくということによろしいでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今までは肉声の放送でございました。これは、今は機械音声といいますか、文書で、テキストで打ったら、それを流すと。これは、情報化計画にも載せているところでございます。そういったものの実現も考えております。あとは、スマートフォン、タブレット等には文字でも送れますので、文字放送等、新たな取組ができるのではないかなと思っております。詳細な情報が流せると思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 防災に関する情報伝達の件ですけども、いわゆるデータポンとって、RKKのテレビですかね、が提供しているアプリと連動したやつがあるというこ

とで、テレビでもやられているのですが、その件に関しては検討された経緯はございますでしょうか、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） テレビ番組会社ですか、そういったところと提携して放送を送るシステムでございます。検討してはみました。ただ、お金の問題と、その番組が1チャンネルだけですよ、ほかのテレビを付けられていたら流れない。また、深夜でしたら、テレビを消されている世帯がいる。そういったこともありますので、昼間の伝達手段としては良いかもしれませんが、夜中又は地震、そういったときには支障があるといえますか、課題が残るようなシステムかなと思っております。

○8番（金子光喜君） 調べたところ、スマートフォンにも連動して、アプリのほうで情報伝達できるようなシステムになっているということでしたので、お金の問題ということで答弁されましたので、費用対効果の面で厳しいのかなという判断をされたのかと思いますけども、手軽な情報伝達手段としては多良木町さんも人吉市さんも取り組んでおられるようですので、検討されるのも良いのかなと思いましたので言ったところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、新たな防災行政情報システムの導入についての関連質問を終わります。

以上で、椎葉議員の一般質問を終わります。

一つ、公共施設のトイレ及びその他について、西議員の質問を許します。

○2番（西 靖邦君） 皆様お疲れ様です。議席番号2番、西靖邦でございます。本日は、通告書に従いまして、要旨の3点を質問いたします。初めてですので、質問途中でとちることが予想されます。そのときには皆さんの優しい考慮をお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、庁舎の多目的（多機能）トイレなど、快適なトイレ空間設置についてです。現在、保健センターに多目的トイレが設置してありますが、来庁者の方には距離があり大変です。役場内にも、ユニバーサルデザインに基づいた多目的（多機能）トイレなどはありません。高齢者や障がい者、妊婦の方、子ども連れの方には大変切ないものがあります。病気によっては、洗浄機が必要な方もいらっしゃるのではないのでしょうか。こういう方たちが安心して庁舎に来庁できる、そういうことが本当に優しいまちづくりではないかと思っております。

近年整備された車椅子用対応トイレは、いろいろな方が利用できるというユニバーサルデザインの観点からも多機能化し、たくさんの設備が設置されています。高齢者や妊婦の方にはベンチやベッド、子ども連れの方にはおむつ替えシートやベビーチェア、内臓疾患の方にはオストメイト、最近では洋服を着替えられるように収納式着替え台など

も設置されています。設備の条件が整わないと、誰もが行う排泄行為ができない方がおられることを理解して、快適に利用できるように、思いやりのある心をもって整備していかなくてはならないと思います。これは本当に町民に対する基本的な姿勢ではないでしょうか。今までなかったということが本当に残念なことだと思っております。多様化する利用者の特性や人数を踏まえた、いろいろな機能を備えた多目的トイレをみんなのトイレとして、また一般の方の男女トイレを併設し、快適な公共トイレ空間を早急に整備して、最善の配慮をするべきと考えるがどうか。この点について、執行部の考えをお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） ユニバーサルな考え方で、トイレの設置の配慮についてはとても重要なことだと私も考えております。多目的トイレ、誰もが使えるようにということで、ユニバーサルな考え方で進められていると。多機能トイレといわれるように、議員おっしゃられましたように、いろんな障がいを持たれる方、またご高齢者の方、妊婦さん、またオストメイトですか、人工肛門とか、いろんな障がいとかを持たれる方ができる多目的化が進んでいると思っております。

タブレットのほうに説明資料のほうを載せておりまして、04の建築設計標準、これは先日ですけれども、令和3年の3月に国土交通省のほうがホームページに公表されておりまして、車いすの方が360度回転できるようなトイレ、床面積2,000平方メートル以上の不特定多数の者が利用して、また高齢者、障がい者が利用する建築物、そういった所には一つ付けなさい、付けることが義務ですよというふうなことが書いてあります。これでいきますと、右端に3ページと書いてあります。ここに、重度の障がい、介護者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実ということでもあります。ここは、対象は全ての建築物、そして床面積2,000平方メートル以上の建物ということでございまして、これについては説明資料を閉じていただいて、また本棚の05のバリアフリー法というところの資料ですけれども、この右半分、こちらに特別特定建築物の中に庁舎も入ってくるということでございます。これでいくと、中ほどに①、②で2,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満というところで、本町の場合2,357平方メートルございますので、2,000平方メートル以上の建築物に該当するところで、適合義務、下のほうに下りますと最低限のレベルで1つは付けなさいよというふうな指針が、令和3年3月に示されているようでございます。

現在、役場庁舎には残念ながら本当にはないのですが、庁舎スペースの中にそういった男女トイレを含めた上で、多目的トイレ、今はバリアフリートイレというようございますが、併設するような考え方、又は別棟で庁舎外のところの敷地内に建てる考え方、いろいろあるかと思いますが、今後トイレの在り方も、新型コロナ等々の考え方も、非接触型といいますか、そういった衛生面等も考えていくような考え方も取り入れながら、

トータル的な設計といいますか、企画設計の考え方をしていかなければいけない。

また、先ほど申したように、2,000平方メートル以上には1つ付けることが必要であると解釈しておりますので、やはり湯前町役場の庁舎のほうも、これに向けて考えなくてはならない一つの課題だと思っております。

○2番（西 靖邦君） 御答弁いただきました。今のはバリアフリー法のやつですよね。私が言っているのは、ユニバーサルデザイン化ということで質問したのですが、もし検討するのであれば、いつ頃までに次のものになるのか、その方向性ぐらいもう少し明確にさせていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今回私のほうも若干述べさせていただきたいのですが、トイレにつきましては、外出時の行動範囲の確大に直接結び付く設備でございますし、特に、子ども、高齢者、それから障がい者等につきましても、外出時に利用できるトイレの存在というのは、行動範囲、それからエリアを広く移動を可能にするということで、社会参加ができるまちづくりというふうなことになるということでございます。加えまして、西議員が今おっしゃっているように、トイレは誰にとりましても生活の中で不可欠な設備でございますし、それから個人の尊厳にも問われるプライベートな行為の場所でもあるということで、それぞれのニーズに対応した整備が求められているということでございます。

今回御質問いただきました、いつ頃までというふうなお話でございますけれども、整備に関しましては当然財源が必要でございますし、今コロナ交付金等もございます。そこらへんを見据えながら、財政等も考慮しながら、その上に立ちまして、その方向で整備ができれば、動きができればというふうには思っているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 御答弁いただきましてありがとうございます。新たな設置スペースの検討とか予算等、課題は山積していると思いますが、なるべく町民のために前向きな御対応をお願いします。

続きまして、2点目、各公共施設玄関の動作補助手摺、椅子などの設置についてです。先日、B&G海洋センターにて、私もいたのですが、杖を必要とされる高齢者の方が靴を履き立ち上がる時に、補助手摺などがなかったために、一人で立ち上がることができない大変な状況でした。たまたま近くにおられた方の介助によって立ち上がることができ、一安心された様子でしたけれども、その時に、ご本人から手摺を設置していただければ助かりますというお話をされました。一人で来られたらどうなるのか、職員のソフト面だけでは対応できないのではないかと、椅子や動作補助手摺などのハード面の充実が必要だという思いを受けました。

快適に施設を利用できる整備は、重要かつ不可欠な要素であります。高齢者や障がい者の方が円滑に移動し、施設を利用できるよう支援するために、改善センター、B&G

海洋センター、中央公民館など、靴を履き替える玄関には、椅子、補助手摺などの設置を進めて配慮すべきと考えるがどうか。この点について、執行部のお考えをお伺いいたします。

○教育課長（中園誠二君） 今言われました3つの施設を管理しておりますのは教育課でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

今言われました3箇所共に、大小の違いはございますが、ベンチは設置してある状況です。海洋センターにいたっては、背もたれ式の椅子も設置しております。まず、海洋センターですけれども、B&G事業の一つに修繕助成事業がございまして、実は昨年度に手摺を含めたロビー関係や玄関スロープの改修、雨除け設置などを要望したところですが、不採用となった経緯がございます。今年度も、引き続き要望していく予定でございます。海洋センターにつきましては、事業要望を進めてまいりたいと思っております。

改善センター、中央公民館、まんが美術館には手摺はございません。ただし、靴を脱ぐ場所には木製の靴箱がございまして、これには設置可能だと思われまして。ただ、体重をかけて立ち上がるため、強度等について、私たち素人が設置したのでは危ない関係がございます。以前来館された建築士の方や工務店の方に意見をお聞きした経緯がございます。場所によっては特殊な器具が必要になる箇所があるものの、設置するのは可能だということをお聞きしております。

○2番（西 靖邦君） ベンチは設置してある所もあります。ベンチはいいのですよ。ただ、要はベンチから立ち上がる時に、何らかの補助の手摺、I型手摺とかが必要なのです。私はそのへんを言っているのですけれども。要は、ベンチに座って、それから立ち上がる行動がある。その時に、I型手摺を持って立ち上がる。そういうことで、手摺とかを設置したらどうかということをお聞きしているのですが。

○教育課長（中園誠二君） ベンチから立ち上がる場合、言うなれば場所、玄関の真ん中辺りに手摺が必要になるのかなと思われまして。それを考えた場合に、海洋センターにしろ、中央公民館にしろ、有効な場所への設置というのがちょっと難しいのかなと。今の状況で考えますと、靴箱辺りに設置するのがベストではないかと思っております。

○2番（西 靖邦君） 設置場所はいろいろあります。多分難しいと思います。考えによっては、玄関から入って壁際に手摺を設けるとか、いろんな考えがあると思うのですよ。だから、なるべく町民の方が大変なことを分かっただいて、場所が難しいからではなくて、いろいろ考えて、もしそれができなかつたら、そこに手摺を取り付けられるような何かを設けるとか、そういうふうに考えていただきたいと思いますと思っております。

○教育課長（中園誠二君） 私も現場のほうを見ておりますけれども、手摺を中央部に設置することで逆に邪魔になるような、障害になるようなケースが多いかなと思ってお

ります。ただ、素人が見た目での判断ですので、専門家が見た場合に、有効な設置場所、設置器具などがあるかもしれません。特に、先ほど言いましたB&G関係につきましては、修繕助成事業というのがございますので、採択されるようであれば、そのへんも含めたところで考慮していきたいと思います。

○2番（西 靖邦君） 今御答弁いただきましたが、町民にとって、より良いものにするには、これは執行部のミッションだという、そういうやり方でまたお願いしていきたいなと思っております。

○町長（長谷和人君） 今教育課長が答弁しておりますけれども、やはり施設ごとにオーダーをしまして、それには建築士なりにも相談しながら、今西議員がおっしゃっております優しい、身障者若しくは高齢者の皆様方が利用しやすい、そして安全に施設を利用していただくと、そういう観点でいきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 先ほど町長からも言われましたけども、その方向性に向かって進んでいただきたいと思います。

次、3点目になります。小中学校トイレについてですけれども、5月21日に、小中学校トイレの現状調査を行いました。その時に、教育課の職員の方に校舎内を案内していただき、その節はありがとうございました。

イ、ロ、ハの3つの小項目について質問いたします。イ、ロ、ハ、全て終わってからお願いいたします。

イの補助手摺設置についてなのですが、小中学校の手摺設置状況ですが、小学校がI型手摺4箇所、中学校多目的トイレ内にI型、L型、跳ね上げ型各1箇所、全体で、68ブースある中で、5ブースの設置で非常に少ない状況です。また、小便器用手摺、洗面器用手摺の設置箇所はゼロでした。ちょっとした不注意で誰でもけがをすることがあり、時には骨折なども起こります。そんな時に安心してトイレに行くためには、補助具が必要となってきます。特に注意したいのは、骨折などは一時的なもので、松葉杖などの使用に慣れていないということです。したがって、身体障がい者以上に気を配る必要があります。

また、最近では障がい者であっても、希望されたら学校は受け入れる体制をとる必要があります。さらには、地域開放や災害避難場所としての役割からは、高齢者や様々な方の利用も考慮する必要があります。ユニバーサルデザインの観点からも、トイレにおける補助具の設置は必要欠くべからざるものと思っております。校舎内トイレ内に小便器用手摺、ブース内にI型手摺、洗面器用手摺を各フロアに最低各1組ずつ設置し、児童・生徒に配慮した整備をするべきだと考えます。

次にロ、擬音装置についてです。調査の際に、女子生徒にトイレの利用中に流す水の

回数を訪ねたところ、全員ではないですけれども、2回と1回という答えが返ってきました。小学生の女子は、小学校高学年あたりから、自分の排泄音を隣の人に聞かれるのを恥ずかしいと思う女の子が増え始めています。彼女たちは、洗浄水を流す音で排泄音を隠しています。

一般的に、大便器は5リットル程度の水が流れますが、使用後にまた流すと、その倍も水を使用することになります。調査ですけれども、一般的に女性は2.5回も流すという結果があります。ということは、8リットル弱の水が無駄に流されているわけです。擬音装置は、子どもたちの排泄の恥ずかしさを軽減してあげるだけではなく、トイレの音を消すために使われる無駄な水をカットするので、節水の効果もあります。中学校の女子生徒に配慮した整備を進めていただきたいと思います。

ロまで行きましたけれども、執行部のお考えをお願いいたします。

○教育課長（中園誠二君） まず、イです。動作補助手摺設置の考えはないかということで、これにつきましては現場の声を聴きたいということで、学校側のほうと協議を行っております。

小学校の意見としましては、喫緊の状態ではないと、現況困っていないという回答でございました。中学校側からは、現在実際に松葉杖を使用している生徒がいるようでございますが、校舎内にユニバーサルトイレがありまして、またエレベーターの設置もしてあります。今のところ十分であり、問題ないとの回答をいただいているところでございます。

ロの擬音装置設置の考えについてですけれども、これについても、同じく学校側のほうと協議を行っております。まず、学校での擬音装置の設置というのは聞いたことがございませぬということで、確かに節水につながるという話は聞いたことがございますが、両学校共に必要はないという回答を得ているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 1番の補助手摺についても、とりあえず中学校の方はけがをされた方がおられるのですかね。多目的トイレがあるから、それを利用されると思うのですけれども、今必要ではない、そういう発想がちょっとおかしいのではないかと思いますね。いつ何時起きるか分からない災害と一緒です。だから、備えだけはちゃんとしておかなければ駄目だという、そういう認識で私はおりますけど、そのへんはどうですか。

○教育課長（中園誠二君） 今後緊急的に、学校側が避難所に指定されるなどの状況になることも十分に考えられます。今のところ、そういった場合には、簡易的な施設とか修繕などの対応もできると考えております。

○2番（西 靖邦君） そういう対応をお願いします。また、擬音装置ですけれども、これは必要ないと。これは、女子中学生の生徒さんにみんなアンケートか何か取っていただいたのですかね。その上で必要ないという話なのですか。

○教育課長（中園誠二君） アンケートなどは取っておりません。学校側の意見をお伺いしたところでございます。

○2番（西 靖邦君） 学校側の意見、それは男性の方もおられる、女性の先生もおられる。ただども、一番大事なのは、私が言っているのは生徒の話です。生徒の話だから、擬音装置どうですかとか、要は擬音装置を知らなかったら、こんなふう使用するのだよと、そういう説明をしてあげて、それで女子生徒からそういうアンケートを取っていただいて、それからでも遅くないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 先ほど言いましたように、学校の校舎内に設置してある擬音装置というのは、両校の先生方も言うておられましたこととございます。まず、これは心配なことといたしますか、授業中にトイレを使うことはほぼないと思うのですが、途中で誰かが使用したときに、例えばシーンとしている教室内にその音が流れ、聞こえて音漏れしないかとか、そういう問題も出てくるのかなと思っております。

今のところ、これについてのアンケートを取る計画はございません。

○2番（西 靖邦君） アンケートですけれども、今のところアンケートを取る必要はないとおっしゃいますけれども、要は小学校、中学校の女子生徒ですよ、中学校、高校、大学といろんな施設のトイレに行ったときに、これは何だろうという子が増えてくると思います。そういうときに、これは何のために使うのという、そこで初めて分かったときに、これだったらトイレ1回しか流さなくて良いから早くこういうのも学校に欲しかったねとか、そういうことも現れてくると思うのですけれども。

今の時点で、最低限擬音装置はどんなものですよということを生徒さんに教えてあげて、こういうのが必要かな、そして節水効果もあるよと、そういうことを教えてあげて、アンケートぐらいは取ってほしいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 学校側との協議の中で、特に緊急性を感じることはないということで、議員言われますように今後必要な状況になれば、そのときに考慮したいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 緊急性とか言い出したら、もう何もできないです。緊急性があるから何かをする、そういうことではないと思っておりますけど。緊急性がなくてもやっぱり備えとかなんといけない、そういう考えを持って執行部の方も進んでいただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 私のほうから答弁させていただくところでございますけれども、今手摺それから擬音装置のお話があるところでございますけれども、先ほどから西議員もおっしゃっておりますように、学校は子どもたちの学習場ではなく、地域の人たちの交流の場でもあると。災害時におきましては、被災者の避難場所にもなるということとございます。その場合につきましては、乳児から高齢者、障がいを持った人たち

が利用されるということですので、当然ユニバーサルなトイレづくりが求められている時代になってきているのではなかろうかなというふうにも思います。

また、私常々言っておりますけれども、教育に関しましては、あらゆることの基盤を成すものであるというふうに思っておりますし、教育につきましては日本の未来の社会、国の将来を左右するものというふうに言っても過言ではなかろうかなというふうに思っております。豊かな教育現場を育む場所として、豊かな環境づくりの中で、今御議論いただいておりますトイレの環境の改善も不可欠なものになってくるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、今おっしゃっております部分も含めまして、求められる施設につきましては、今後学校側と今一度協議をさせていただきまして、結果によってはリフォーム等の検討を加えながら、そして財源等の問題も考慮しながら、その上に立ちまして整備ができればというふうに私からは答弁させていただきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 今御答弁がありました。その方向性に向かって、生徒の気持ちを酌んであげて進んでいただきたいと思います。

次、最後ですが、ハの便器の洋式化拡充についてです。調査の際に、児童に和式トイレは使用しているのか尋ねてみました。全員の回答ではないのですが、返ってきた答えが、洋式トイレが空くまで待つ、それか、ほかの洋式トイレに行きますという答えが返ってきました。ということは、和式トイレの利用頻度が少ないという感じを私は受けました。

現状の小中学校のトイレの率を申し上げますと、屋内・屋外全体で68の和洋ブースがあります。洋式が28箇所、41.2パーセント、和式が40箇所、58.8パーセントとなっております。ということは、洋式よりも和式のほうが多く、洋式率は41.2パーセントと少なすぎる現状です。

文科省の調査が2020年9月1日の時点で行われましたが、全国の洋式率の平均は57パーセントとなっております。各トイレに和式トイレを残すかどうかという議論もありますが、用を足しても飛び散りにくく雑菌の繁殖を抑えられるとして、文科省は洋式を推奨していますので、当たり前のように新築の建物は全て洋式便器となることが多くなってきております。

これは、某製薬が実施したアンケートによりますと、子どもの和式トイレに対するイメージも悪いようで、自分の学校で大便をすることに抵抗を感じている小学生は約6割もいるとのこと。そのために、トイレに行きたくても我慢してしまう小学生が非常に多いようなのですが、トイレをあまり我慢しすぎると便秘になったり、最悪の場合は便失禁などの病気を起こす危険性があります。

また、地域開放や災害避難場所としての役割からは、高齢者や様々な方の利用を考慮

する必要があります。ユニバーサルデザインの観点からも、洋式化は必然的といえます。

それに、節水面でも洋式便器のほうが優れ、使い勝手、清掃性、清潔さなど、洋式便器の実質的なメリットも考え、何よりも子どもたちが慣れない和式で用を足せずに困っている現状を認識して、現在よりも全体で洋式化率 60 パーセント程度までの拡充をしていき、家庭並みの快適なトイレを児童・生徒に配慮するべきと考えます。ここで、執行部のお考えをお願いします。

○教育課長（中園誠二君） 今言われました学校の洋式、和式の率につきましては、今言われたとおりの数字となっております。

学校側の校舎のトイレですけれども、現在どの階のどのトイレに入っても、洋式、和式が設置してある状況でございます。議員が言われるように、慣れていないということがございますが、そういうことを加味しまして、和式しかない施設、商店などもたくさんございます。ですから、和式を無くしてしまうということは、まず考えられないかなと思っております。この件につきましても、学校側と協議をしております。小中学校共に、現状としては困っていないという回答をもらっているところでございます。議員が最初に言われましたとおり、洋式トイレが空くまで待つか、別のトイレに行くということで、そのへんについてはうまく循環していると考えられます。これについては、生徒数の減少に伴うものだと考えております。

○2番（西 靖邦君） 生徒数の減少に伴うということを考えたら駄目だと思いますね。今移住定住で人口を増やそうと思っているときに、そういう逆の発想でしたら、子どもたちがこっち寄ってこない、そういう思いがあります。学校も、今現状は足りているから何もしないとか、便器も何もしないとか、そういう後退的な意見ではなくて、先進的に、先に先に進んで物事を考えていかなければ駄目だということを私は思っています。ただ、私は和式を無くせというわけではないのですよ。洋式が少ないから、6割程度までは拡充されたらどうですかという私の思いですけど、そのへんはどうですか。

○教育課長（中園誠二君） 6割というのが、先ほど議員が申されましたとおり、文科省が推奨する洋式化 60 パーセントのことだと思います。これは、たまに目にする数字ではございますが、これは達成を義務付けるための数字ではございません。あくまでも目標値、目安の数値となっております。全国平均が 57 パーセントであり、その辺りのところから 60 パーセントという数字が出てきたと思われまます。

これにつきましては、熊本県教育委員会にも確認をとったところでございます。また、文科省が示している学校施設整備指針のトイレ部門におきましても、水洗化、男女別、衛生器具や清潔で使いやすいなどの文言はあるのですが、洋式化の文言は出てきておりません。以上になります。

○2番（西 靖邦君） 文科省は洋式化を推奨しているだけで、それに文言は出てこな

いと思いますけども。やっぱり、実際ほかのトイレが空くまで待つか、ほかの所まで行くという、そういう児童・生徒さんがおられるということを認識していただいて、なるべく今のトイレを洋式化率60パーセントにされるように進んでいただきたいなどは思っております。

校舎の耐震化や屋上外壁改修など、様々な課題があり、それを優先的に決めて取り組んでおられることは理解しております。トイレの改善をするために、学校施設環境改善交付金などという国庫補助があるのですけれども、そのへんは運用できないのでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 事業に取り組む場合についてということで、補助事業は今言われました学校施設環境改善交付金事業というのがございます。これについては、トイレの水洗化とか洋式化とかに使える交付金事業でございまして、下限額が400万円で3分の1の補助となっております。

○2番（西 靖邦君） そういう国庫補助とかいろいろ使えるようでしたら、なるべくちょっと考えていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

これをもちまして、質問を終わりますけれども、執行部の皆さんにも迅速かつ真摯で丁寧な態度・対応を心から望みまして質問を終わります。以上です。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、公共施設のトイレ及びその他について、西議員の一般質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○8番（金子光喜君） トイレについてという話でしたので、是非お伺いさせていただきたいということでお願いいたします。

先ほどの質問の中にもありましたが、なかなか恥ずかしくてトイレを使えないというような風潮が強いということで、実際女の子とかは学校のトイレで大はしないとか、そういう話をお聞きするわけですけれども、そのへんのいわゆる便育という言葉がございしますが、食育と同じように、食べた物を排泄していくというような便育というような活動があるのですけれども、そのへんもしっかり小学校とか、小さい頃からしていく必要があるかと思っております。それをしていくことで、排泄についての知識をしっかりとつけていくということは大切なことだと思います。

先ほどありましたように、和式と洋式両方あるのは当然だと思います。どちらでも将来対応していかなければなりませんので、和式も知らなければなりませんし、洋式も知らなければならぬ。言われた擬音装置も知らなければならぬという面では、いろんなタイプのトイレというのを学校のほうで経験していくことは大事なことだと思います。

出すことを躊躇なく、恥ずかしいとかそういう思いではなくて、大事な体の仕組みの

一つとして、子どもたちにつないでいくということは、学校教育の中でも大きな今の課題だと思います。便育という言葉で今言いましたけれども、学校のほうで取り組まれる予定とか計画とかがあるのかお伺いします。

○教育長（中村富人君） 私も現場におりましたが、便育という言葉を私は存じ上げておりませんが、ただ健康教育の中で、いわゆる大便等の通じとかを通して、十分学校でも指導をしているところでございます。それに加えまして、西議員の御質問の中に、ユニバーサルデザインという、非常に子どもに寄り添った立場からの御質問でございました。非常に感謝をしております。今金子議員から、トイレの使い方と申しますか、そういう当たり前の排泄行為、そういう部分についての羞恥心とか、そういうものを取り除くような環境ということが根底にあったかと思えます。

今回のトイレに当たりましては、校長先生を教育長室に呼んで、いろいろ意見を伺ったのですが、その折には、学校の健康教育の中心推進者であります養護教諭の意見を聞いてきてくれというふうに、私から校長に指示を出しておりまして、そして教育長室でいろんな学校の状況をお尋ねしたわけでございますので、校長だけの意見ではないということは、これは申し添えておきたいと思えます。

それに、もう一つ、西議員の御質問・御意見は本当にまっとうな御意見で、私も受け入れるところがたくさんございました。1点だけ、洋式化の件だけ、ちょっと状況の説明を加えさせていただきますが、湯前小学校・中学校共に、昭和50年代の半ばにできています。その時の生徒数と現在を比べますと、3分の1くらいに子どもが減っているのですね。先ほどは、生徒数の減少で、少子化についてはいろいろと御批判の御意見もございましたが、昭和50年代の半ばに学校ができた時のいわゆる和式、その時は全て和式でしたが、その時から現在の生徒数は3分の1。さっき洋式化率が40パーセントを超えておりましたので、いわゆる当時全て洋式であれば、洋式で賄っていたのよりも4割は洋式化されているわけですので、混みようといえますか、そういうのは緩和されているという現状はございます。

先ほどイからハの3点ございましたが、イとロにつきましては先ほど町長が申し上げましたように、そういう方向で、金額もそんなにかかりませんので、何とか今後検討する方向で進められればと思うのですが、トイレの洋式化は先ほどの交付金の問題もございますが、額がかさみまして、そこら付近をどう考えるか。確かに、我慢するということは良くないわけございまして、そういうことと費用の問題、それから学校生活の快適さ、いろんなことを勘案しながら進めさせていただければと思います。

また、一昨年度の子ども議会の折にも、中学生の中からそういう質問がございました。その時には、実は4年ほど前に洋式化がされたのですね。その折に、一応決着を見ていいいいますか、学校のほうはこれだけで良いというようなことで、議会のほうからも

予算を通していただいて洋式化したという経緯がございまして、それから年数もさほどたっていない状況です。ただ、今回校長が変わりましたので、学校の意見を聞いたわけですが、そういう中での先ほどの課長の答弁でございました。全体的に、そういう部分を御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の1と2に関連して、バリアフリー関係についてお尋ねいたします。

本町で、これまでの3年間でどのような取組をされたのか確認してみました。そうすると、総合計画等には全然挙がっておりませんで、唯一湯前町障害者計画という第4期の部分で、バリアフリーのまちづくり推進というのが挙げられております。そこには公共施設の整備とあり、多目的トイレもその中に含まれておりました。これまでの3年間、施策的にそういう取組はされているのでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 特に、そういったバリアフリー、ユニバーサルデザイン、そういった観点に基づいたところは具体的にはしていないと言われれば、そうかもしれないと思います。

○4番（椎葉弘樹君） 高齢者福祉であったり、障がい者対応というのは非常に重要な視点で、西議員も一般質問をされていると思います。ちょっと今後の取組を確認したいのですが、第6次総合計画にもまだ施策は挙げられておりません。そして、実施計画にも挙げられておりません。そうしたときに、本町において今後その部分をしっかりと対応していくお考え、そしてどのように対応していくのかについて、町長にお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） これまでの3年間の中で、現在行っております中学校のトイレ、それから今度の城泉寺関係につきましても、完全なるユニバーサルデザイン、多目的トイレというのも完璧ではございませんけれども、トイレの設置を考えておるところでございます。加えまして、今後施設等の建設等又は既存の便所等につきましても、できる限りユニバーサルデザインで、優しいトイレづくりという形でやっていければというふうには思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 西議員が言われた口の部分ですが、擬音装置、これは随分前から、これは水不足の問題からと、公共施設とかよくある所の連ってある公衆トイレですか、そのときに音を消すために擬音装置を使うと。そうすると、水を使わないようになります。これは、水不足の問題からと節水という意識から生まれた発想でありまして、本町から出られたときに、これは何だろうかではなくて、そういうのもあって逆に教育の中で進める。うちの中学校は、小学校はこういうのが設置してあったよねとって、

パイオニア的な、こちらのモデル地区のようになるような学校教育の一環としても、社会教育につながる一貫ですので、節水効果でものすごく意味があることです。これを是非考えていただきたいと思ひますし、1点お伺ひします。

今度中学校に、避難所も目的としたトイレ改修の繰越しが入っていましたよね。それと、城泉寺はそういった配慮はされているのでしょうか。また、今から先そういう配慮も考えていかれるのでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 現在、中学校体育館内に設置しておりますトイレですけど、7月末頃までには完了する予定です。そこには多目的トイレを含んでおりまして、当然男女別の便器になります。それは全部洋式便器となります。ただ、擬音装置というのは、工事の中には含まれておりません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、公共施設のトイレ及びその他についての関連質問を終わります。

以上で、西議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定していた一般質問を終わります。

お諮りします。明日6月12日から6月24日までの13日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月12日から6月24日までの13日間を休会とすることに決定しました。

ここで、お諮りします。ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、6月25日午前10時に開きます。

議事は、一般質問等を予定していますので、御参集願ひます。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時07分

第 3 号

6 月 2 5 日 (金)

令和3年第6回湯前町議会定例会

[第3号]

令和3年6月25日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	発議第1号	湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について
日程第3	発議第2号	議会改革調査特別委員会の設置について
日程第4		委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）
日程第5		議員派遣について
日程第6		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第7		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第8		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	中	村	富	人	総	務	課	高	橋	堅	誠
教	育	中	園	誠	二	保	健	福	高	木	り	介
建	設	赤	池	昌	信	企	画	観	本	山		か
農	林	稲	森	一	彦							
振	興											
課	長											
兼	農											
業	委											
員	會											
事	務											
局	長											

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第6回湯前町議会定例会、第19日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

一つ、昨年の災害発生後の復旧状況について、黒木議員の質問を許します。

○6番（黒木龍次君） 6番の黒木でございます。ただいま議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は、コロナ禍の中で変則的な議会ですが、昨年の水害から約1年経過した現在の状況について質問させていただきます。

質問に入ります前に、7月4日に発生いたしました球磨川の大水害により亡くなられた方々に、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げさせていただきます。是非、1日も早い復旧をお祈り申し上げたいと思います。

さて、それでは質問に移らせていただきます。球磨・芦北管内は未曾有の被害がありました。この大水害では多くの方々が亡くなられましたが、幸いなことに湯前町では人的災害はございませんでした。しかし、水田、河川、山間部の土砂崩壊等、多くの災害が発生しております。町長はじめ職員の皆さんのおかげで復旧が目に見えて進んでいることに対し、感謝を申し上げたいと思います。発生から約1年が経過しようとしておりますが、現在までの復旧状況を町民の皆さんにお知らせする意味で質問させていただきます。

最初に、農地及び用水路の復旧状況について伺います。農地、用水路、農道、ため池等の被害が約44箇所あると聞いておりますが、農地災害等、農業施設の復旧の進捗状況についてお尋ねいたします。まず初めに、被災農地の復旧状況はいかがなものでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） おはようございます。農林振興課のほうから、農地及び農業用施設、用水路等含んだところでございますけれども、そこらへんの状況について、まず御報告ということで答弁させていただきます。

農地につきましては、水稻の作付けなどを優先させるというふうにしておりまして、国庫補助事業による災害復旧につきましては、入札の準備ができ、農地の災害復旧の入札を3月から行っているところでございます。その後に、用水路等を含む農業用施設の災害復旧に取り組み、4月に1件の用水路の契約を行い、これ以降、5月末にも準備ができたものから順次、入札を行っているところでございます。

次に、農地、用水路を等含む農業用施設の災害復旧の件数についてでございますけれども、国庫補助事業、多面的支払機能、町単独事業を含んだ事業の件数は44件です。44件のうち、農地分が30箇所になっております。既に竣工したものが18箇所、入札により契約の締結を行いました、農地の所有者の方と協議を行い、今年度は作付けの計画がなく、復旧工事の時期を延ばしているものなどが5箇所、また別の所管の事業、河川とか国有林関係になります。これら等の災害復旧工事箇所と隣接するなどして、工事の発注ができていないものが7箇所というふうになっております。農地災害復旧工事の竣工率は60パーセントとなっております。

次に、用水路を含む農業用施設の復旧状況です。44件のうち、農業用施設分が14箇所、既に竣工したものが3箇所、5月に入ってから蓑谷ため池の土砂浚渫工事などの入札を行い、現在3箇所の復旧工事の契約締結ができています。このほかに、今後入札を準備するものが8件というふうになっております。農業用施設復旧事業の竣工率は21パーセントというふうになっているところです。

○6番（黒木龍次君） 大変力を入れていただいて復旧しているような状況でございますけれども、確かに水害発生から2年目を迎えておりますが、2回目の作付けもできないというふうな箇所も相当あるかと思いますが、そういう箇所については農家の方々も十分納得されておるのかどうか、そこらへんのところはどうですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 災害復旧工事につきましては、工事の入札の前には町のほうから職員が出て行って、農家の方々に聞き取りを行っております。

また、工事の入札後におきましては、請負いただいた業者さんの方にも同行いただきまして、お話を聞いているところでございます。その内容の一部になりますけれども、令和3年度は作付けを行わないから年度内に竣工してもらえば良いとか、あと作付けできる範囲内で作付けをするというふうな確認がとれているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 農家の方々も、それぞれそういう理解をされているなら心配ないと思うのですが、農家の方々も早く作付けしたいと思っておられるというふうに理解しますので、1日でも早い復旧をお願いしておきます。

次に、用水路でございますけれども、用水路でまだ通水がかなわない水路、用水路の修復ができない箇所、それがまだあるのかどうかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農業用施設のうち、用水路の災害復旧は国庫補助事業、多面的支払機能、町単独事業を含みまして、9箇所というふうになっております。9箇所の中には、直接通水に支障のない水路の敷地の一部の法面復旧とかがございますけれども、国庫補助事業で対応する箇所が2箇所というふうになっております。

1箇所につきましては既に竣工し、通水ができています。残りの1箇所につきましては、令和3年度に復旧工事を行うというふうに計画をしております。用

水につきましては、令和2年度、令和3年度共に、仮設水路用としてポンプのほうの設置を行っているところでございます。ポンプの設置のためのリース料等は、国庫補助事業の対象というふうになっているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 国庫補助でやっていただいているというようなことで、作付けにも支障がないというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい。作付けのほうには支障がないというふうには考えているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 作付けのほうに支障がないということで、大変安堵するところでございますけれども、そういう箇所は恐らく水が必要になるのが9月後半ぐらいまでだろうと思うのですよ。それまでは支障がないように、手当てをしていただくように、よろしく願いをしておきます。

それから、南部大溝用水路の件でございますけれども、大溝の土砂撤去につきましては大変お世話になりました。水の取り入れ口が2箇所ありますが、現在把握はされておりますか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 旧南部水源地の付近の2箇所というふうに理解しております。

○6番（黒木龍次君） 大溝用水路の上流側が機能していない状態、下流側1箇所だけが機能していて、そこから集水をしているというふうなところでございます。上流側の取り入れ口につきましては土砂が堆積しておりまして、受益者では対応ができないというようなことが現状でございますので、土砂の撤去については公的な手当てができるかどうか、それをお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和2年の発災直後でございましたけれども、発災直後の町内各地で、用水路内に流入した土砂の撤去を行ったところでございます。

今議員のほうからおっしゃられた大溝、要するに上流側の部分ということでございますけれども、ここは水門等が設置されているところでございます。河川側部分については、発災直後での土砂撤去は行っていないというところでございますけれども、用水の確保というふうなところで、今後確保するところで検討していきたいというふうに思います。

○6番（黒木龍次君） 対応する方向で協議をしていくというふうなことで、安心したわけでございますが、それともう1件、その堰がございまして、天端の石と申しますか切り石と申しますか、それが流出をしまして、水の流れが変わっております。水は右岸側を集中的に流れておりまして、左岸側に取り入れ口がありますので、天端の修復、これは用水路をとるために落差工があるのか、河川の状況のために落差工があるのか、私たちに理解はできないところでございますけれども、そのところの手当てはどう

なるのかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 堰についてですけれども、河川の落差工なのか、又は用水に関する頭首工なのか、いずれにしても、これが国庫の補助事業の対象になるのかというのも含めまして、県のほうとも協議をしていきたいというふうに思います。

○6番（黒木龍次君） 水の硬い南部地区においては、大変重要な水路の取り入れ口でもあります。それで、協議をいただいて、1日でも早い修復がかなうようお願い申し上げます。

次に、河川の土砂撤去状況についてお尋ねします。今回の災害では土砂崩れが多く、河川にも多くの土砂が堆積していたと思いますけれども、現在の復旧状況についてお尋ねします。人吉新聞では、3河川 3,000 立方メートルと記載されておりましたが、5月で終了したとありましたが、それでよろしいのですかね。

○建設水道課長（赤池昌信君） 5月までに、3河川で 3,000 立方メートルの撤去を終えているというようなことで、報道があっているかと思います。それにつきましては、5月末で搬出を終えているところですが、町内、都川で 1,500 立方メートル、牧良川で 500 立方メートル、仁原川で 1,000 立方メートルということで、県のほうでの土砂の撤去ということで、搬出を終えているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 私が把握できなかったところが、3河川とあったわけですが、都川と牧良川というのは分かったわけですが、仁原川があったと、私のほうは気づいておりませんでした。

それで、3河川とも排土が終了しているということでございますので、排土先はどこにされたのか、また排土先にはまだ余裕があるのかどうか、それをお伺いします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 土砂撤去の分の排土先ということですが、町内の田上地区の町有林内、元不燃物捨て場があった所でございますけれども、そこに搬出をしているところでございます。まだ若干の余裕はあろうかと思いますが、そんなに多くの搬入はできない状況なのかなというふうに思っております。

○6番（黒木龍次君） 土砂の排土先については、また後で質問させていただきます。

次に、河川の災害で、まだ工事の発注ができていない箇所はあるのかどうかについてお伺いします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 河川災害の工事の発注状況ということでございますけれども、町で発注する分、それから県の管理河川、砂防施設等で県が発注する分、それぞれありますので、それぞれ分けて答弁させていただきたいと思っております。

まず、町の災害の分につきましては、4河川、藁谷川、大谷川、牧良川、竹の谷川ということで、計10本でございます。それにつきましては、今までに9本入札をさせていただいております。しかしながら、4本については不調ということで、入札辞退等があり

まして、不調になっております。ですので、今現在 10 本中 5 本を契約しているというところがございます。その他については、また今後、再度発注していきたいというふうに考えております。

それから、県の災害の部分につきまして、仁原川、牧良川、都川、計 8 本でございます。そのうち、県のほうで入札されたのが 7 本というふうに聞いておまして、ただ、これも 1 本は不調ということで、6 本が契約をされているというようなところがございます。また、一部着工しているところもありますけれども、多くは梅雨明け以降に工事着手されることになりまして、年度内完了予定となっているところがございます。

○6 番（黒木龍次君） まだ相当数が着工できていないというふうな部分があるようがございますけれども、今、正に梅雨の時期でございますので、いつ何時土砂降りの雨が降るか分かりません。工事は 1 日でも早く着工していただきまして、是非住民の皆さんに、安全・安心な環境を整えていただくようお願いいたします。

次に移らせていただきます。山間部の土砂崩れの発生状況についてお尋ねします。国有林、町有林、私有林等あると思っておりますけれども、国有林は営林署管轄であると思いません。町有林、私有林の災害は、基本的にどこの管轄で復旧工事を行うことになるのかお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町有林を含みます私有林につきましては、山腹崩壊等の被害につきましては治山関係の事業ということで、県のほうで、国と県のほうの負担により、その事業費により県のほうで実施するというようになっております。

また、国庫補助事業の対象とならない部分等もございます。保安林以外で民生安定の見地から必要と思われる荒廃地の復旧につきましては、県の補助を受けまして、市町村が事業主体となり治山工事として実施することになっております。

○6 番（黒木龍次君） 町で行う場合、県で行う場合についても、要するに、負担金というふうなことは生じてこないというふうに理解してよろしいのですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 県のほうで行います事業につきましては、国庫と県費ということで、町村の負担はないということになります。

ただ、町が事業主体となる部分につきましては、県のほうの補助率、災害の状況等にもよりますけれども、3分の2か2分の1が町の手出しということになっておまして、補助残等につきましては町のほうの負担となろうかと思えます。

○6 番（黒木龍次君） そしたら、要するに個人には負担はかからないと、町が負担するというふうなことで理解してよろしいのですね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和 2 年度で 1 件、補助をいただいて町が実施したものがございます。現場についてはもう竣工しておりますけれども、この分につきましては、昨年度個人さんの負担はいただかなかったということになっております。

○6番（黒木龍次君） それから、今度は山腹崩壊でございますけれども、中猪地区の土砂災害の復旧方法として、スリット式の堰堤を設置するという事で説明を受けておりますけれども、スリット式としてどのような長所があるのかお伺いします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 議員お尋ねの箇所につきましては、昨年の豪雨によりまして、土石流、それから流木等が流れ出した所かと思えます。それにつきましては、県営の事業としまして、災害関連緊急砂防事業を実施していただく予定ということになっておりまして、今やっただいておるところですけれども、堰堤の形式につきましては、大きく分けまして、透過型、今議員おっしゃられましたスリットを設置する方式、それから不透過型ということで、大きく分けて二つございます。

今回スリットを入れるというようなことですが、透過型につきましては、普段は水、それから細かな土砂等が流れますけれども、土石流等、流木等が流れ出した場合につきましては、格子状の鋼製の構造物、スリットで土砂や流木を捕捉しまして、そこで食い止めることができるというような形式になっております。

メリットということですが、それが最大のメリットではないかなというふうに考えているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 確かに、牧良川にも大きなスリット式の堰堤が設けられておりますけれども、今回の災害でも土石流で木材等が流れてきた時に、あそこでスリット方式によってせき止められて土砂が堆積したという実績もあるようでございます。下流域には大変優しい造りかなというふうにも思うわけでございます。崩壊している下流域と申しますか、人家付近でございまして、大変危険性が高いと思うわけですね。それで、住民の方々も戦々恐々とされていると思っておりますので、1日でも早い工事の着工に向けて努力されるよう、よろしく願いいたしておきます。

次に、切り捨て間伐及び伐採時の作業道についてお伺いいたします。20年か25年くらい前になりますけれども、間伐材が大変安かった時代がございまして、その際に、切り捨て間伐が盛んに行われた時期があります。まだ今現在も、腐りきっていない切り捨て間伐の材木が、山間部には多く残っているのではないかと推測するわけでございます。

現在の間伐の方法は、どのような方法がとられているのかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 間伐関係でございまして、成形不良木、間伐材としては余り価値のないものになるかと思えますが、このようなものにつきましては、山の中に切り捨てられるというものがあろうかと思えます。ただし、このような場合でも、山地の中の溪流付近等に切り捨てて、そのまま放置せずに、別のところには集積されるなどの対応があっているかというふうに思います。

それと、間伐につきましては、間伐流通、山から市場までに運搬する経費等の一部を助成する制度というのがございます。これら等を利用して、民間の林業者等の方

については、適正な間伐材の整備と申しますか、間伐材の供給も行っていただいているというようなことになっているというふうに思います。

○6番（黒木龍次君） 確かに、昨年の水害は切り捨て間伐ばかりではなくて、立木の倒壊等によりまして、下流域まで流れたのは事実であろうというふうに思っております。しかし、昨年の水害は、残した切り捨て間伐等の材が、下流域まで多く流れているのは事実でございます。

町長も職員時代、林務担当をされていたと思うのですが、その時期には切り捨て間伐はなかったのでしょうか。それと、切り捨て間伐によって、災害が大きくなった可能性はあるのではないのでしょうか。いかがですか。

○町長（長谷和人君） 昨年のもう大雨災害におきまして、本町におきまして、先ほど黒木議員が御質問されましたように、流木の除去のための経費につきまして補正を対応させていただいて、その除去等につきましても最終的には畜産センターのほうに持って行って処分したという経緯もあるところでございます。

今御質問になっておりましたのは2つあったのですけれども、私が担当させていただいておりました当時から、切り捨て間伐というのもございましたし、それから間伐いたしました立木についても、林道等に近い場合につきましては搬出をして、市場に持って行ったというふうな経緯もあったところでございます。

今回、御質問になっております林地内に置かれていた間伐がかなり流出したのではなかろうかというふうなお話でございますけれども、私のほうもちょっと調べてみたのですけれども、かなり降ったわけでございますけれども、残されておりました材につきましてほとんどが出たのではなかろうかというふうなお話でございますが、大雨において、素材等を押流すほどの水の流れが山腹の斜面上に発生するというのはなかったと。いわゆる林地材が、溪谷と申しますか谷合と申しますか、そこで発生いたします崩壊土砂、これと土石流に巻き込まれて、出水期における流出があったのではなかろうかというふうに、物本では書いてございました。

ただ、今申し上げましたように、林地材につきまして、溪谷等、いわゆる集水された区域内での流出はあっているということでございますので、今御質問がございまして、やっぱり林地におきます災害に強い森林の育成、ここらへんが一番問題になってくるのではなかろうかと。間伐につきましても、密度管理を十分に行いながら、下層のほうに豊富な下層植生あたりを持つ健全で強靱な森林を息長く育てていくと、これが一番重要ではないかなというふうに私は思ったところでございます。

○6番（黒木龍次君） 確かに、町長がおっしゃるとおりなのが現状かもしれません。災害時は土石流となる可能性がありますので、伐採現場には少ない材を残していただいて、なるべく片付けていただくようお願いしておきます。

次に、作業道についてお伺いいたします。林業の従事者の減少、作業の効率化、機械の大型化に伴って、近年は線を利用した搬出を見かけなくなり、作業道を山腹に作って作業をする光景を見受けます。町民の方々から、あんな切り方をして大丈夫かなという話を聞くこともあります。雨が多く降れば崩れるのではないかなど、恐怖感を感じている方がおられると思いますが、いかがでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 球磨管内におきましては、平成30年度に、県、市町村、また森林組合の民間の林業事業体により、「次世代につなぐ球磨の森づくりルール（行動規範）」というものが作成されているところでございます。この中で、適正な森林施業の確保、路網の整備、路網の整備につきましては、設計、施工、あと排水対策等々となっております。に関する留意事項というのがございまして、また伐採後におきましても、枝などの残材を現場に残す場合は、出水時に河川に流れ出したりしない、雨水をせき止めたりしないよう、林地崩壊を誘発することがないように、流出しにくい場所に集積するなど、また片付けのほうにも十分注意する。また、路網、土場の完了整備として、作業により荒れた箇所を補修を行うとともに、長期間壊れにくい施設となるように、必要な排水処理を行うというふうな行動規範のほうで作成されております。これらに基づいて作業道のほうの整備等がされているところでございます。

そして、毎年、県、市町村、森林組合、民間の林業事業体により、森林環境保全パトロール等が実施されております。パトロールの際に、作業道などから土砂流出の形跡等が見られれば、排水処理の改善などの全体の研修も行われるというところでございます。作業道につきましては、整備に関する留意事項と防災面の配慮を行うというふうになっているところではございます。

○6番（黒木龍次君） ただいま稲森一彦課長から説明がありましたとおり、そういう規範でやっているというふうに理解させていただきました。しかし、今回私は勘違いをしておりましたけれども、町有林と思っていたところが私有林だったそうでございます。あそこの山腹を削ってあると、大変急な傾斜になっております。それで、見かけるときに、やっぱり大変な危険性があるのではなからうかというふうに思うところがございまして、最善の注意を払っていただいて、作業をしていただくようお願いしたいと思っております。

林道などには帯工が入っておりますけれども、作業道には帯工が入っておりませんので、そこらへんの所が、多くの雨が降った場合には集中して下流側に流れてくるというふうに認識しますので、そこのところは注意していただきたいというふうに思います。

それでは、次に蓑谷ため池の土砂の堆積状況についてお尋ねいたします。蓑谷ため池の土砂の堆積量はどれくらいと推測されておりますか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 蓑谷ため池の土砂撤去につきましては、国庫補助事業

によるものと併せまして、この工事に併せまして、通常ため池に堆積している土砂として、河川部分になりますけれども、合わせまして38,900立方メートルというふうなことで、この38,900立方メートルの土砂の浚渫を行う工事というふうになっております。

○6番（黒木龍次君） ただいまお聞きしたところによると、38,900立方メートルといえば、相当の量だろうというふうに思います。先の報告に、町有林を伐採して排土先を確保するということでしたが、現在の整備状況はどうなっているのかお伺いいたします。整備費のほうも相当必要とするのではなかろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 土捨て場関係の測量設計の最終の打合せを、6月10日に行ったところでございます。この成果を基に、今後積算というふうになってくるわけでございますけれども、この事業計画から事業費につきましても、議会の皆様方にも御相談、また関係する地区の方々にも御相談申し上げまして、整備するように、そしてまた事業費につきましてもまだ予算ができておりませんので、今後の議会のほうで補正をお願いしたいというふうに思っております。

○6番（黒木龍次君） 山林を伐採した所を排土先ということになりますと、大変な経費が必要となるというふうに思うわけでございます。それで、先の説明の中で、農振除外地に土砂を撤去するようになりたいというふうなことで、予算の提出があったわけでございますけれども、実際、現在求めておられる農振除外地で土砂の撤去が足りるのかどうか、それをお伺いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず、山ノ口の町有林のところを伐採したところでございますけれども、設計でいきますと約4万立方メートルは受け入れられるというふうなことになっておりますが、4万立方メートル全てを入れるのは、地区の方の安全性も考慮いたしますと、この数量全部を入れるのはどうだろうかというふうには思っているところでございます。

また、6月議会で補正予算をお願い申し上げましたけれども、ここにもそんなにたくさんは入らないというふうに思います。まだいろいろ内部のほうでも、どれくらい入れるかということも検討しております。

あと、ほかにも、農用地区域外の農地で長年耕作等がされておらず、耕作放棄地的になっているところがございます。こういう農地の所有者の方にも現在相談を申し上げているところがございますので、適切な土捨て場として利用できるような所があれば、そういうような所を所有者等々に御相談申し上げて、土捨て場として用地を確保できればなというふうに思います。

○6番（黒木龍次君） 農業のほうも高齢者なり、また所有者が亡くなったりして、確かに荒廃地域が多く見受けられるところがあります。例えば、古城の奥のほうとか、そ

れから浜川の上町杭ですか、あそこ辺りも相当荒れております。そういうふうにはっきりしておきますと、ただ荒れるばかりで何の役にも立たない、生産性がない土地になるというふうなことでございますので、是非そういう土地に付加価値を付ける政策をしていただきたいというふうに思うわけですね。それで、町のほうで買い上げて埋めるもよし、受益者の方と話し合いをして、受益者の方々と相談しながら埋めるもよし、後の使用方法についてはいろいろあると思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今御質問ございました農地、いわゆる荒れております山沿いの農地の利用というお話でございますけれども、今議員から御質問がございましたとおり顕著に存在しております、その結果、荒廃地が獣害のすみかや害虫の発生場所なり、少なからず農業生産の阻害要因になっているのではなかろうかというふうに私も思っているところでございます。

昨年の7月豪雨につきましても、この河川又はため池におきます土石流の影響におきまして、川砂利等が河道等に大変たくさん堆積しておるというところでございます。今回、毎年の豪雨等におきまして、相当量の土砂が堆積されるのではなかろうかということも予想されるところでございます。今後、土砂を撤去する場合には、どうしても場所の確保が必要であるということでございますので、今御質問いただいております農地若しくは山林等の所を早めに見つけまして、用地買収なりを行うかということで、議会のほうの皆様にも御説明していこうかなというふうに思っております。

それと、本町におきましては、コンパクトシティということで、地形上、より谷あい短こうございます。土砂置き場若しくは土捨て場等が非常に限られておるということでございますので、やはり山沿いにございます荒廃辺りを嵩上げて平地化すると。農地法等の手続きもした上でございますけれども、それなりに有効な利用法あたりが考えられるのではなかろうかというふうに思っておりますので、これは先ほど申しましたように、農地辺り若しくは山林辺りも前向きに利用していこうかなというふうに思っているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 確かに、今申されたとおり、大変荒廃している所が多く見受けられるところでございます。本年度、湯前町過疎地域持続的発展計画が予定されているようでございますけれども、それで太陽エネルギーを利用した発電か消費か私は分かりませんが、そういう計画があれば、そちらのほうにも使えるのではなかろうかというふうに思っております。

また、町長がおっしゃったとおり、このまま放置しますと、野生動物のすみかにもなりかねないと思います。是非調査の上、廃土先、新しい活用方法を見いだして生かしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問といたします。どうもありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、昨年の災害発生後の復旧状況について、黒木議員の一般質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 関連質問をさせていただきます。昨年度の7月の豪雨も河川等の被害からの発生率が高うございました。その中で、本年度事業にも上げていらっしゃるように、河川敷内の支障木伐採の委託のほうですけれども、一応距離的にしますと約200メートルくらいでございます。そして、中溝の取り入れ口から湯楽里に行く橋までが今年の計画だと聞いておりますけれども、今後、その上の上流部分につきましてどのような方向付けでなされていかれるのか、そのへんにつきましてお尋ねをいたします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 議員お尋ねの所につきましては、本年度予算化いたしまして、河川敷内ですね、増水した場合に支障になるような木竹につきまして、撤去しようということで予算を計上させていただいております。それにつきましては、上球磨森林組合のほうに委託をするということをお願いをしております、1日でも早く伐採をしてくれということをお願いをしているところでございます。

その上流部分につきましてですけれども、それにつきましては現地を調査しながら、河川に支障があるような箇所があるようであれば、継続してといいますか、計画的にやるべきかと思っておりますけれども、また改めて現地等は確認したいというふうに考えております。

○3番（遠坂道太君） 私も一応確認はしたわけでございます。その中で、特に地域の住民の方が言われるのは、下の部分よりも上のほうが一番厳しいのだということを非常に言っておられます。その部分を、住民の方の意見等も聞き入れながら確認をし、今後検討していただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の2の河川の復旧状況についてお尋ねします。先ほど課長からの答弁では、町の河川において10本あるうちの9本で入札ができて、4本が不調ということで伺いました。これは、令和2年度と令和3年度の計画上の予算措置になっているのですが、今後の見込みについてお尋ねしたいと思います。不調になった部分の今後の見込みについてお尋ねします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 先ほど答弁させていただきました4本が不調ということになっておるところです。それにつきましては、また設計を見直すなり、また時期を見直して発注していきたいと思っておりますけれども、当然早く復旧しなければなりませんので、この河川の分については年度内に復旧できるように努力していきたいというふうに思っております。

○2番（西 靖邦君） 関連質問をさせていただきます。質問の要旨の3、伐採時の作業道についてなのですが、施工後の維持管理についてお尋ねします。作業道の崩壊は、雨水による法面・路肩の崩壊や路面の洗掘が大部分を占めることから、日頃の維持管理において水処理対策はどのように講じておられるのでしょうか、そのへんをお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町有林の場合でございますけれども、まず施工段階の時に法面側のほうに道路の勾配はつけないだとか、部分的に水が集まっている所には横断溝的なものを付けるとか、そういうようなところを考慮しながら、作業道の開設というふうになっているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 先ほど横断溝と言われましたから、必要に応じて、横断溝などの排水対策を講じていただきたいと思っております。

○農林振興課長（稲森一彦君） 横断溝につきましても、必要に応じて、あと水が流れて横断溝から集まって下のほうから流れる所、そこらへんの水の落ちる所、そこらへんの対応策を考えたところでの対応をしていかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 河川の土砂撤去についてお伺いします。仁原川についてですが、実は多良木のほうはもう土砂撤去については完了しております。ただ、下村地区と瀬戸口地区の間を流れる仁原川のことでございますが、又五郎橋の上の区間も土砂がかなりたまっているように見受けます。あれは県の管轄ですので、湯前町では何もできないのですが、湯前町から県のほうに撤去の依頼をお願いしてあるのかどうかをお尋ねいたします。

○建設水道課長（赤池昌信君） そういったお話をほかからも聞いておりまして、県のほうには現地も見ていただいているところでございます。ただ、県の見解としましては、それほど土砂の堆積は見られないという判断が、県のほうでの判断となっております。ただ、先日も1回大きな雨もございましたけれども、梅雨はまだございますので、梅雨明けにまた現地のほうは確認して、堆積しているようであれば要望はしていきたいと思っております。

○7番（味岡 恭君） しかし、落差工があそこに3基ほどあるかと思いますが、その間天端まで土砂がたまっておる次第でございます。早めの依頼をお願いしたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 味岡議員がおっしゃいます箇所につきましては、そこを県のほうに見ていただいたわけですが、あそこについては落差工ではなく帯工であるということで、帯工のコンクリートが打設してありますけれども、そこが河床で

あるというような判断で聞いておるところでございます。

○1番(吉田精二君) 関連質問させていただきます。切り捨て間伐の件ですけれども、個人の私有林につきましての切り捨て間伐ですが、昨日住民の方から相談があったのですけれども、個人の方が間伐をされまして、自分の迫といいますか、溪谷にそれを放置していると、その下流に2軒ほどあるのですけれども、その方がちょっと心配して、これをどうにかしてもらえないだろうかというようなことで山林の所有者の方に言ったところが、自分の山だから良いだろうというようなことで言われました。

下流にいらっしゃる方の今後の災害を非常に心配されておりました、以前に小さな土石流が起きて住民の方が避難されていた場所なのですけれども、そのことについて、町として災害を防ぐために、山林の所有者に対する指導とかはできないものか、もしそこで災害があった場合に、住宅なりの被害に対しての補償等はどうなるのか聞かせていただければと思っております。答弁をお願いします。

○農林振興課長(稲森一彦君) 先ほど黒木議員の質問の中でお答えしましたが、次世代につなぐ球磨の森づくりルールというのがあると御説明しましたが、この中では、森林所有者、伐採されるのは林業事業者さんだというふうに思いますが、林業事業者さんと森林所有者さんの中でしっかりと話し合いを行い伐採、そして更新計画を作成するというふうになっております。間伐なり伐採されるときには、そのへんは所有者さんもしっかり林業事業者さんとの計画を立てられるということになるかと思っておりますので、その中で、しっかりと認識をしてもらうというのが大事かと思っております。

それでも、放置されたものが原因で災害と、補償はということでございますけれども、そこまで今お答えができませんので調べさせていただいてよろしいでしょうか。今この場ではっきり答弁ができないですので、申し訳ございません。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) ないようですので、一つ、昨年の災害発生後の復旧状況についての関連質問を終わります。

以上で、黒木議員の一般質問を終わります。

○議長(倉本 豊君) ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長(倉本 豊君) 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、介護予防・健康づくり運動による健康寿命の延伸について、味岡議員の質問を

許します。

○7番（味岡 恭君） 7番議員の味岡です。通告書に従い、一般質問をいたします。

令和3年度の町長の6つの施政方針において、ささえ愛で心温まる福祉づくりとされています。高齢者の介護予防、健康づくりの推進や、運動による健康寿命の延伸等を目指すとあります。健康づくりに当たって、当初は総務省の地域おこし起業人交流プログラム事業でしたが、正式事業名が決定しましたので、正式事業名で質問をさせていただきます。総務省の地域活性化起業人制度の活用について質問をいたします。

令和元年9月に、新型コロナウイルス感染症が発生し、世界各国に感染していますが、熊本県でも一時レベル4になり、5月の中旬に、まん延防止が緊急宣言されました。式典や催しが中止となり、県をまたいで移動の規制、また営業時間の短縮要請、学生もクラブ活動や大会等の制限がされ、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民の健康や生活様式に計り知れない影響を与えています。また、7月の豪雨災害等もあり、今後の身体や健康が心配されます。

現在行われている高齢者の介護予防についてお伺いします。各地区で行われている健康体操、あえて百歳体操と言いますが、町内の全地区が実施されているのかどうか現状をお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

現在、いきいき百歳体操を実施している地区でございますが、行政区単位では、浜川と中里1区を除きます21行政区で実施をされております。

また、公民分館単位では、22箇所の実施となっております。上猪区は公民分館がありませんけれども、中猪区と一緒に実施されています。それから、馬場区、瀬戸口区におきましては、それぞれ馬場公民分館、山ノ口公民分館、また瀬戸口分館と辻分館のそれぞれで実施されております。

それから、行政区以外では、どなたでも参加できるということで、いきいきかようクラブというものを保健センターで毎週火曜日、それから古城にありますごえんカフェというところでも、毎週いきいき百歳体操を実施されている状況でございます。以上です。

○7番（味岡 恭君） ということは、現在全地区でされているということですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど申しましたが、行政区では、全地区ではございませんで、浜川区と中里1区がまだ実施されておられません。中里1区につきましては、公民分館の建物がございませんけれども、例えば中央公民館だったり、湯〜とびあだったり、そういうところでもやられたらどうでしょうかというお声掛けというか、持ちかけはしているところでございます。

○7番（味岡 恭君） はい、分かりました。そしたら、全地区で呼び掛けてあるということでございますね。

では、出席者数についてお尋ねします。各地区で、現在、約何パーセントくらいの方が出席で、男女比はどうか。また、百歳体操の内容については、体操とか体力測定、ほかにどういうプログラムがなされているのかをお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和2年度の実績を申し上げます。各公民分館での活動は延べ807日、参加人数は述べ7,088人の方が、令和2年度中に体操に参加されています。1箇所、1回当たりの平均参加人数ですが、大体9名ほどになっています。また、地区ごとで人口なども違いますけれども、1回当たりの最多参加人数は、一番多いところで22人、少ないところでは6人という状況でございました。それから、地区ごとの65歳以上の人口から、参加率を出しましたところ、低いところでは5.3パーセント、高いところでは36パーセント、全体を平均しますと17.3パーセントという状況でございます。

それから、各いきいき運動クラブ、それぞれの分館で親しみやすいように、自分たちで名前を付けていただいているところですが、いきいき百歳体操をメインにしまして、口腔ケアのためのかみかみ百歳体操であったり、2つのことを同時に行う認知症機能の向上のためのしゃきしゃき百歳体操、そういうDVDも提供しまして取り組んでいただいております。

また、公立多良木病院で出前講座がありますので、そちらから、例えば腰痛予防であったり、膝、腰のリハビリ、それからリハビリだけではなくて、管理栄養士による骨粗しょう症対策とか、認知症対策、認知症についての講演だったり、そういうものも保健福祉課から公立病院に出前講座の依頼をしまして、手配をしているところです。また、令和2年度からは、歯科衛生士によります口腔ケア指導も実施しておりまして、令和2年度、各クラブに派遣をしているところでございます。

それから、体力測定につきましては、いきいき運動クラブが始まりまして大体2回目に、初回の体力測定を実施します。その後、半年ごとに同じ内容の体力測定を行いまして、レーダーチャートといいます前回の結果と今回の結果の比較が分かるような表、そういうものを個人ごとにお返しして、体力の維持であったり、向上しているとか、そういうことをいたしております。以上です。

○7番（味岡 恭君） 今、男女比もお伺いしたのですが、我々のところの地区を考えましたときに、どうしても男性が少ない、10対1かそのくらいかなと、10対2あるかなという比率でございます。

それと、もう一つあるのが、どうしても足が痛くて来られないとか、俺はいいだろうとか、自分の判断で行かない人が多々おられるということで、出席率が非常に少ないということも現実あったみたいです。そのへんはどういうふうにご覧いただけるかをお尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 申し訳ありません。参加者の中の男女の割合ですけれども、全体を調べましたところ、男性が約 25 パーセント、女性が 75 パーセントという状況でございます。どの地区、どのクラブでも、やはり女性の方の参加が多い状況であります。これは、年齢がどんどん高齢になるほど、男性の人数自体が少なくなっていくこともありますけれども、そういう場に参加するという意欲といいますか、そういうところが、ちょっと男性が少ないのかなと思っております。男性が少ないことに対しましては、今年度から毎週金曜日に、海洋センターのほうで、男性限定の通いの場を立ち上げました。これにつきましても、今 10 名前の方が参加をされている状況です。

それから、なかなか公民分館までも行くことができないという方もおられますので、何か対策はとは思っております。昨年度、コロナ禍の中で、自宅でできる体操のパンフレットですとか、そういうものも配布させていただきましたので、引き続き、自宅でもできるいろんな体操ですとか、そういうものの配布とかも続けていきたいと思っております。

また、要支援・要介護認定を受けていない方におきまして、例えば、足腰がちょっと弱ってきたとか、そういう相談があります。ここにつきましては、令和 3 年度から、上球磨地域包括支援センターに理学療法士が配置されましたので、職員が自宅に伺って、訪問型のリハビリ、これにも今年度から取り組んでいるところでございます。以上です。

○7 番（味岡 恭君） 私も 1、2 回出席をいたしました。内容も非常に良かったと思います。しかし、新型コロナウイルスや 7 月の豪雨災害等で運動もできず、体力の低下が心配される中、健康体操は大変良いことだと考えます。

また、先ほどもいろんな体操などをおっしゃられましたが、食事療法や生涯学習など、各種サークル活動の推進も良いのではないかと。住民のスポーツ離れ等もある中、また参加者の増員、内容の充実も図られればと考えるのですが、今後参加者の増員や内容の充実をどのようにお考えかをお尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 参加者の増員につきましては、介護予防の重要性であったり、いきいき百歳体操や運動などを継続することの必要性、こういったものを、これまで以上に住民へ周知していきたいと考えております。先ほど申しましたように、パンフレットであったり、あと、どういった効果があるとか、継続することで筋力が維持向上できますとか、そういうことを目に見える形で住民の方にも伝えていきたいと思っております。

次に、内容の充実ということですが、一つは、これまでと同様に、各公民分館でのいきいき運動クラブの活動の支援を行ってまいります。これまでもやっておりましたが、毎月一回は必ず、保健福祉課の職員だったり、先ほど言いました出前講座の派遣だったり、そういうことで活動を継続できるような支援を続けていきたいと思っております。

また、先ほど言いましたように、包括支援センターのリハビリ支援の専門職が配置さ

れましたので、各公民分館にも派遣依頼をしまして、体操の指導だったり、アドバイスだったり、そういうものをしていきたいと思えます。

また、7月から始まります地域活性化起業人制度によります企業人材派遣制度、こちらにも活用するというので、教育課のほうとも今後打合せをして進めていくことにしております。以上です。

○教育課長（中園誠二君） 教育課関係になります。まず、生涯学習については、開講式は中止したものの、ほぼ例年通りに開催ができている状態です。

また、一般的な競技団体等を含むサークル活動については、コロナ禍において、施設の使用時間短縮など多少の制限をかけた時期がありましたが、現在は解除しております。

今後のプログラムということですが、これまで同様に、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、B&Gが主催する各種教室などを展開し、体力の向上を図っていきたくて考えております。また、水泳協会に依頼し、子どもたちに対しての水泳教室も開催していく予定です。

それから、先日協定を締結しました地域活性化起業人制度を活用して、各種教室の内容の充実などを図ればと、大きな期待をしているところでございます。

○7番（味岡 恭君） はい、分かりました。

では次に、教育長にお尋ねいたします。小中学生の児童・生徒に、今回の新型コロナウイルスや7月の豪雨災害は、体力や精神面にどのような影響があったのかお伺いをいたします。

○教育長（中村富人君） まず、町民の方、あるいは保護者の皆様にも、こういう影響について御心配の方いらっしゃると思えます。そういう方にお知らせする機会をいただきましたことに、御礼申し上げたいと思えます。

それでは、ただいまありました質問に対しまして、回答していきたいと思えます。

まずは、体力面の影響でございますが、これは毎年、小中学校では、体力テスト、かつての運動能力とか体力診断とはちょっと違いますが、新体力テストというのを実施しております。本年度も実施しておりますが、まだ集計が出ておりませんので、昨年度の例で申し上げます。なお、昨年度は4月、5月は休業でして、そして6月から学校が再開いたしました。再開後すぐに、体力テストを行っております。その結果でございます。つまり、3か月間にわたります臨時休業がどういうふうに影響したか、そういうことが考察させるようなデータが出たと考えて良いと思えます。

また、全国平均は、その年の分は間に合いませんので、前年度の平均と比べてあります。そういう点でお聞きいただければと思えます。

小学校でございますが、1年生から6年生までについて、全種目の41パーセントが全国平均を超えておりました。先ほど申し上げましたように、全国平均というのは、前年

度、いわゆる休業が全然影響しなかった時のデータでございますので、それと比べて 41 パーセントはオーバーしているということで、さほど体力面での低下というものはなかったように考えます。

また、中学校につきましては、54 パーセントが全国平均をオーバーしておりました。3 か月間の休業が影響するどころよりも高いということでございますので、元来中学校のほうについては、体力面については高いというような、そういうことが考察できるものと考えます。

次に、精神面の影響について回答をしたいと思います。5月に、県の教育委員会が、新型コロナウイルス感染症、あるいは豪雨等に係る精神的な影響について、調査を行っております。その結果から申し上げてみたいと思います。

小学校では、対象児童の 21 パーセントが、不安や悩みがあるというふうに答えております。その内容につきましては、最も多いのが新型コロナウイルス感染症のこと、次に運動会、遠足などの学校行事のこと、3 番目が健康のこと、次に部活動とか習い事とか、そういうことを心配して悩んでいるようでございます。

また、中学校では、対象生徒の約 13 パーセントが、不安や悩みがあるというふうに答えております。その内容につきましては、小学校と全く同様でございます、一番多いのが新型コロナウイルス感染症のこと、体育大会、遠足などの学校行事のこと、そういうふうが続いております。なお、中学校のほうには、心の教室相談員を配置しておりますが、報告を見ますと、このことについての不安や悩みでの相談はあっておりません。

以上のことからしまして、当初は心配されておりましたが、影響の度合いということはないということではございませんが、大きいものはなかったというふうに考えております。以上でございます。

○7番（味岡 恭君） ありがとうございます。また後で質問はするのですが、一応ここでまた聞いておきます。今後、体力や精神面に、どのような体制で指導していかれるおつもりかお伺いしておきます。

○教育長（中村富人君） まず、体力面でございますが、小中学校には、教育委員会が努力事項を設定しておきまして、それを学校でも実践してもらい、そういうことをしております。その中に、体力の増強というのも掲げてございます。今後は、まず学校体育の充実、全領域を通した学校体育の充実を通した体力の増強を考えております。

それから、小学校におきましては、ご存知のとおり、部活動が社会体育に移行しまして、今だんだんのほうで指導を受けておりますが、そういうことを通した、あるいはほかの一般の社会体育の団体にも属している子どもたちもおりますので、そういうことも通しながら、体力の増強、そういうのを考えております。

また、精神面につきましては、球磨教育事務所のほうに、スクールカウンセラー、そ

れからスクールソーシャルワーカーが5名ほど配置をされておまして、現在も利用しておりますが、いろんなことがある度に、教育委員会を通して教育事務所に派遣依頼をしながら対応をしております。また、そのことを今後も続けていきたいと思っております。以上です。

○7番（味岡 恭君） 百歳体操の今後のプログラムや小中学生の体力指導等お伺いしましたが、最後に再度質問をさせていただきます。

健康づくりの推進と健康寿命の延伸等についてお伺いをします。町長は施政方針で、健康づくりの推進と言われています。健康のバロメーターとして、健康寿命がいわれます。健康維持のため、どういうことを考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 私、施政方針の中で、ささえ愛で心温まる福祉づくりということで、高齢者の介護予防、それから健康づくりを推進し、お互いに支えあう地域社会、いわゆる地域包括ケアシステムの実現に努めたいというふうにしておるところでございます。

また、30歳代の若い世代に見られます生活習慣病の予防と、それから若年層の健康づくりの意識向上を図るために、本年度から新しく、若年層の健診を予算化させて実施をするところがございます。さらには、働く世代をはじめ、住民の皆様のスポーツ離れが見られておりますので、今回、運動によります健康寿命の延伸等も目的に、民間の力を借りまして、そのノウハウや知見を生かした健康支援、それから介護リハビリ支援等も実践しながら健康のまちづくりを推進したいと、かように思っているところがございます。

○7番（味岡 恭君） コロナワクチン接種が始まりましたが、新型コロナウイルスの変異株が広がり、いつ収束するか分かりません。しかし、健康づくりは重要だと思えます。

そこでお尋ねです。最近の町の健康寿命はどのくらいか、また、県と比較してどうなのかをお伺いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和2年度に中間評価としまして、住民アンケートを実施しております。これは、総合計画策定のための住民アンケートと一緒にしております。それを基に、健康寿命を算出しました。男性が67.1歳、女性が72.4歳という結果でございます。

また、熊本県との比較でございますが、熊本県は熊本地震があったために、直近のデータが平成25年度の推定値となっております。これによりますと、男性71.7歳、女性74.4歳とありまして、県と比較しまして、本町は男性でマイナス4.6歳、女性でマイナス2歳となっております。以上です。

○7番（味岡 恭君） 湯前町での健康寿命の目標値があったかと思えます。目標値は

どのくらいになっているのかお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 平成27年度に策定しました健康増進計画におきまして、目標値を設定しております。本町の令和2年度の目標値でございますが、男性68.9歳、女性70.1歳としておりました。目標と比較しますと、男性がマイナス1.8歳、女性はプラス2.3歳という結果となっております。

また、健康増進計画は10年計画でございます、令和7年度の最終目標を示しております。目標は、男性が70.4歳、女性が75歳としているところでございます。以上です。

○7番（味岡 恭君） 少し話がずれるかもしれませんが、介護保険料が見直しの度に増額になっています。団塊の世代が75歳以上になる令和6年か7年には、更なる負担の増が見込まれるといわれています。要介護の高齢者を社会全体で支えることが、介護保険制度の理念と聞いていますが、県の平均値より劣っている健康寿命の延伸をもっと積極的に取り組んでいくべきではないでしょうかお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 健康寿命の延伸につきましては、国のほうでも健康寿命延伸プランというものを定めております。これの中に、大きな3つの分野に分けて取組を推進するということがございます。

一つ目が、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等。次世代を含めたということは、これは小さい子ども時から健康について取り組むということになります。二つ目が、疾病予防・重症化予防。これは病気になるようにですとか、あと重症化予防、特に成人病対策とかがこれに当たると思います。三つ目が、介護予防・フレイル対策、認知症予防ということで、介護予防といいますと、どうしても高齢者と思われがちですが、実は40歳から皆さん介護保険料を納めております。40歳というのは逆に言いますと、40歳からは介護予防のための体力づくりですとか、そういうことを始めたほうが良いということにもなっております。

こういう3つの取組分野を国のほうも出しておりますので、本町におきましても、子どもから高齢者まで、全ての世代の健康づくり、疾病予防、重症化予防、介護予防等に取り組んでいくこととすることにしております。以上です。

○7番（味岡 恭君） 町民憲章の6つの項目の一つに、「健康で、心豊かなまちをつくりましょう」とありますように、心豊かで健康に暮らしたいものです。しかし、生活習慣等が変われば、中高齢者の健康問題は深刻な問題になります。そこで、施政方針や全員協議会等で説明がありましたが、総務省の地域活性化起業人制度を活用して、運動による健康寿命の延伸等を目指したいと言われました。総務省の地域活性化起業人制度の調印式は先日済んだことは聞いていますが、この事業は新しく取り組む事業と聞いていますが、事業の目的、概要、今後のスケジュール等をお伺いします。

○教育課長（中園誠二君） 議員が言われましたように、本町では新しく取り組む事業

となります。湯前町が第2期総合戦略で定める「スポーツ・健康のまちづくりの推進」の達成に向け、令和2年末より、株式会社ルネサンス社との協働について準備を進めてきたところです。先日6月22日に協定を締結しております。派遣される方には、7月1日から着任していただく予定です。ルネサンス社との事業協定は、熊本県内において湯前町が第1号となります。少し余談になりますが、株式会社ルネサンスは水泳の池江璃花子選手が所属する会社となります。

御質問の事業の目的、概要としましては、3大都市圏に所在する民間企業等の社員が、そのノウハウや知見を生かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏への人の流れを創出できるような取組に対し、総務省が必要な支援を行うとなっております。今回、湯前町においては、大きく分けまして、社会体育、保健福祉分野において事業締結を行ったところです。協定は単年度ごとの締結になりますが、総務省補助期限に連続3年間とありまして、令和5年度までを予定しております。湯前町が抱えるスポーツ離れ、健康寿命の延伸、スポーツ団体の活性化などの課題を解消するため、民間企業との協働により、地域課題解決につながればと期待しております。

続いて、今後のスケジュールということですが、7月から8月にかけて、この時期は湯前に来られて間もないことから、まずは町組織や住民のスポーツ参画状況などを把握するとともに、各教室に協力し、町内ニーズや運動参画状況、実態の確認を行っていただく予定です。また、年間を通しまして、各分館教室訪問なども計画しております。9月から10月にかけて、秋のスポーツシーズンにかけてプレ教室の実践や、各種クラブ、教室での支援を計画しております。11月以降に、トレーニングルームなど、町施設を活用した屋内プログラムや起業人発案事業の開催、新年度事業化に向けた教室の見直しと企画、地域意見のまとめと企画、地域指導者への指導等を予定しております。12月に関連事業の計画、1月以降に、新年度展開に向けたプレ教室や新会員獲得に向けた体験教室などを計画しております。

○7番(味岡 恭君) 言うならば、昔で言う地域おこし協力隊と同じですよ。今回はスポーツを通じて、健康づくりや運動指導、体力の向上など、県内で初めて、町と協働して目的に添って推進するということですよ。お伺いいたします。

○教育課長(中園誠二君) はい、言われますとおり、地域おこし協力隊と非常に似ている事業とはなりますが、地域おこし協力隊の企業版と考えていただければと思います。派遣される方につきましては、企業に所属をしたまま派遣していただき、活動をしてもらうこととなります。所属されたままということで、企業のバックアップ等も期待できるところでございます。

○7番（味岡 恭君） 先に質問しましたが、健康づくりや介護予防、健康寿命の延伸、また、小中学校児童の体力や精神面等をお尋ねしました。起業人制度の専門知識を地域活性化に生かし、幅広い活動で、住民の健康増進、児童の体力の向上、地域包括ケアシステムの向上を目指し、幅広い制度活用に取り組んでほしいものです。今後、どのような活用を考えておられるのか、町長と教育長にお伺いをいたします。

○町長（長谷和人君） 今回、健康づくりを切り口といたしました事業を展開するところでございますが、先ほどから答弁しておりますように、一つには介護予防等の効果なり、ひいては健康寿命の延伸につながるものというふうに思っております。また、現状スポーツ離れも見えております。この部分だけを見ることで決定することはできないこととございますけれども、健康寿命を延ばすためには、本人の生活習慣がとても重要だというふうにいわれております。健康寿命を延ばすことは、老後の生活や趣味などを楽しむ期間にも影響するところでございますし、生活習慣を見直す努力も必要になってくるというところでございます。

また、健康寿命を延ばすことによりまして、介護に代える期間、いわゆる期間を短くすることができるということで、家族の負担の軽減にもつながるところでございます。また、若い時代からの健康づくりを習慣づけること、そして健康寿命を延ばすことで、介護や医療費の削減にもつながりますし、現役世代からの税収確保についても役立つことが考えられるところでございます。健康寿命が伸びれば、ほかの社会保障も充実が可能になってくるのではなかろうかというふうにも思っております。

今回の取組につきましては、ハード事業のように、形がすぐ現れるものではございません。要は、町民の皆様の健康づくりに対します意識改革を促しまして、そして心豊かで健康に暮らし続けていただく一助として、今回の事業をしっかりと展開させていただければというふうに思っている次第でございます。以上でございます。

○教育長（中村富人君） 教育委員会では、今町長が申しあげました健康、福祉関係以外の部分で活用を、というふうに考えております。私も今度派遣される方にお会いしましたが、大学でスポーツを専門的に勉強された方で、あるいは科学的な知見に伴った指導者の育成、あるいはプログラムの開発に携わった非常に有能な方でございます。そういうような持ち味を生かしていただけたらなと思っております。

先ほど課長のほうが、今後の計画というところで申しあげましたが、私はちょっと優しい言葉で、イメージといいますか、そういう言葉で申し上げてみたいと思います。まず、例で申し上げてみたいと思います。

小学校につきましては、小学校の総合スポーツクラブだんだんのほうで、社会体育見てもらっておりますが、そこで指導される方の指導、それから指導内容、いわゆるプログラムについての開発等を是非お願いできればと思っております。また、中学校につき

ましては、令和5年度から中学校の部活動が社会体育化、そういう方向が現在提案されております。このこともとっても大きな課題でございますが、ちょうど今来ておられる方が、任期中にそういうことに遭遇されますので、いろんなことにおいて助言をいただければと思っております。

また、生涯スポーツ一般については、現在湯前町では、スポーツ推進委員の皆様の活動をととても精力的にやってもらっておりますが、その方たちには県とかあるいは郡市で研修会等もあるわけでございますが、今度は専門の方が配置されますので、非常に何回も回数を重ねて、いろんな研修等ができるのではないかと、そういうことも大変楽しみにしているところでございます。

また、本町の特徴でありますB&Gの関係での子どもたちの活動がございまして、体育的な活動をいたしますが、その中においても、専門家でございますので、いろんなプログラム等の開発をいただきながら、助言・指導いただければ、今後ますます本町が、生涯学習といいますか、学校体育もございまして、スポーツ振興が進んでいくのではないかとこのように期待をしているところでございます。以上です。

○7番（味岡 恭君） 先ほど町長も言われましたとおり、近年は働き盛り世代のスポーツ離れもいわれています。そのためにも、スポーツを楽しむ成人の育成、児童の体力の向上、サークル活動、ひいては健康寿命の延伸など、町の施設を利用した地域活性化起業人制度による幅広い活動を強く期待するところです。

そこで、町長の強い決意を最後にお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 今回の事業、健康づくりということ 키워ワードに、事業のほうを展開させていただくところでございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、今回の事業につきましては、ハード事業のように、すぐに形が現れるものではございません。町民の皆様方の意識づけ、意識改革、これが最も重要になってくるのではないかなというふうに思っております。その成果を少しずつ得ながら、本町におきまして、全般にわたりまして町民の皆様方の健康寿命が向上することを願っていききたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方も自分のこととさせていただきます。生活習慣病等もさせていただきます。私も今回これを持ちながら、反省しながら、十分健康面についても気を付けながら対応していききたいというふうに思っております。この点につきましては、心豊かで健康に暮らし続けていただくという形で、しっかりと事業を展開していききたいというふうに思っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○7番（味岡 恭君） 新型コロナが終息し、災害復旧・復興が終了し、安全で住みよい元気な湯前町がつけられることを希望して、一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、介護予防・健康づくり運動による健康寿命の延伸について、味岡議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほども答弁がありましたように、本町では様々な事業に取り組まれて、非常に良い取組だと思います。ただ、一つ懸念されるのは、活動状況が町民の方に対して余り見えていないところかなと思っております。例えば、町のホームページとかがせっかくできましたので、体育協会とかスポーツ推進委員さんとか、あるいはいきいき百歳体操とか、そのへんの活動状況の情報をもっと発信していかれたらいかがでしょうか。これは教育長のほうにお伺いします。

○教育長（中村富人君） 全くそのとおりだと思います。ますます情報化が進む中で、様々な機器等を通してながら、町民の方に知っていただく、そういうふうに努めていきたいと思っています。

○4番（椎葉弘樹君） 教育長のほうも努めていかれるということで、町長としても情報発信を更に強化していけば、健康寿命の更なる延伸につながるのではないかと思うのですが、その点を町長の見解として伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回、ソフト事業でございまして、先ほどから言いますように、形が見えない部分がございまして、やはり皆様方にしっかりと情報発信をするということが大事だろうと思いますので、そのようにしたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 先ほど、起業人との活動の事業に関して御説明いただきましたけれども、特に60歳を過ぎてから、体力の部分、筋力の部分というのが落ちてくるというふうに報道されてきております。私も非常に筋力も落ちております。今後、こういう交流の形で呼ばれた以上、やはり県でも初めてだということでございまして、一つの取組方針としては、うちの保健福祉課と教育課と連携をしながら、筋力のアップと栄養面のバランスを考えた中でのトレーニングというのを考えておられるのか、それにつきましてお尋ねいたします。

○教育課長（中園誠二君） 今回取り組みます事業において、大きく5つの分野で事業を計画しております。生涯スポーツの振興の支援とか高齢者健康教室の運営支援、スポーツ関係者の指導力向上、B&G関連事業との連携、体育施設運営支援ということで事業を考えています。その全ての中で、派遣される方からの提案等も受け、お願いをしたいと思っております。その中で、食事等につきましては大きく計画をしているところではございませんけど、保健福祉課のほうと協力しまして、何か進めていけたらと思っております。

○3番（遠坂道太君） 課長からもプログラムのほうを説明しておられますが、やはりその中で、健康寿命の延伸とか、そういうことがございまして、何歳でも県のほうをオーバーするような形の取組を今後していただければというふうに思っているところで

ございます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 先ほどの味岡議員の質問の中で、健康寿命の取組に対して、町長のほうから若年層の健診を本町は行っていくというふうにお答えされておりました。従来ですと、何歳以上、何歳時、40歳時、60歳以上とかという目標値といたしますか、決まりがあると思いますけども、それも踏まえて、本町が独自に若年層の健診を、健康寿命の増進のためにやっていく。これは単年度なののでしょうか、又はずっとやっていく事業なののでしょうか。

○町長（長谷和人君） 令和3年度から当初予算のほうに計上させていただいているところでございます、新たな事業の展開という形で思っておりますので、これは重点の事業だと思っておりますので、私としては継続して事業のほうをさせていただければと、かように思っているところでございます。

○5番（森山 宏君） よそと違う本町独自の若年層の健診について、詳細をお願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 若年層の健診制度ですが、これは人吉球磨管内のほかの市町村でも取り組んでいるところでございます。湯前町でそれがなかったものですから、これまで基本健診が、40歳以上が対象ということでしたので、これを若年層ということで39歳までの方も対象にしたところでございます。20歳から39歳までの方を対象にして、既に今年度の集団健診でも数名の方が申込みをされております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、介護予防・健康づくり運動による健康寿命の延伸について、関連質問を終わります。

以上で、味岡議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、安心・安全なまちづくりについて、吉田議員の質問を許します。

○1番（吉田精二君） 1番議員の吉田です。ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に従い、質問させていただきます。初めての一般質問で、少々緊張しておりますが、私の公約の一つである安心・安全なまちづくりにつきまして、一つ、

高齢者等移動支援助成事業の充実と買物難民者対策についてと、一つ、町道等の管理についての二つについて質問させていただきますので、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

まず、質問の要旨 1、高齢者等移動支援助成事業の充実と買物難民者対策について、質問させていただきます。

本町において、令和 3 年 3 月現在における 75 歳以上のいわゆる後期高齢者は 947 人と、全町民の 4 人に 1 人が後期高齢者であることになっております。この方々の中には、まだまだ自分で問題なく運転して、用を済ませることができの方もたくさんいらっしゃいますが、怖くても仕方なく運転されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

高齢者ドライバーの誤操作による悲惨な事故がニュースで話題となる今日、自分の運転に不安を感じ、免許証を返納された方は昨年度一年間で、全国で約 30 万人、県内では 4,273 人、本町でも 26 人の方がいらっしゃったとのことでした。私の周りにも何人かいらっしゃいますが、これらの方々以外の運転免許者の中にも、返したくても返せない高齢者の方もいらっしゃると思います。返納者も含め、運転できない人たちが、日頃の買物、通院、各種届出等に行くための手段は、若い家族がいる人はともかく、そうでない人は苦心されていることと思います。特に、商店街から離れた地域にお住いの方々にとっては、その思いはなおさらだと推察されます。買物にも行けず、質素で偏った食事のために、栄養状態が悪くなって病気がちになったり、こればかりが原因ではないかもしれませんが、衛生状態が悪い家庭もあると聞きます。これからますます過疎化、高齢化が進む中、その主人公である高齢者の方が安心して暮らせる町にすることが、町における高齢者福祉の柱になるのではないのでしょうか。

町の第 6 次総合計画、第 4 章、第 1 節、地域福祉活動の中でも、課題として挙げてある高齢者等移動支援助成事業、いわゆる福祉タクシー券について、地域の実情に応じた見直し検討を継続していく必要があるとあります。福祉タクシー券につきましては、平成 11 年の創設後、22 年が経過し、途中で改正を加えながら、利用者の数や助成金額も年々増加しているところを見ますと、少なからず役に立っていると思いますが、私が先日から数人の利用者とタクシー業者に伺ってみたところ、まだまだ使い勝手が悪い、枚数が少ないと言われておりました。地域の実情に応じ見直しをするのではなく、利用者配慮した見直しも必要ではないかと考えております。

そこで、現在本町では、対象者を 65 歳以上の免許を保有していない者、例外ありではございますが、それを例えば 70 歳以上は免許を所有していても利用できるとかにしたならば、無理な運転をしなくても済むのではないのでしょうか。また、利用券の枚数につきましても、現行は最大 48 枚、月二回、500 円の往復分として 1 年分なのですが、現在の初乗り料金は 660 円となっております。また、一回の買物で一週間分を買い込むのは、

買い忘れがあったり、量的にも大変なので、せめて1枚の単価を初乗り料金とするか、若しくはあと1冊増やして3冊とし、10日に一回の頻度で利用できるように見直しをする気はないか、まずこの二つについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） ただいまの御質問ですが、まず福祉タクシーの利用実績と制度概要について、簡単に御説明させていただきます。

資料を説明資料フォルダに載せておりますので、そちらをご覧くださいと思います。こちらに載せましたのは、平成26年度から令和2年度までの利用者数、助成額等の実績と制度概要の変遷を載せております。

まず、平成26年度から平成28年度までが同じ制度ですが、対象年齢が80歳以上で、80歳以上のみで構成される世帯で、自動車がない世帯ということで、助成額上限が初乗り660円の12枚の7,920円という制度でございました。この時の利用実績は、高齢者、障害者も含めまして、70名から80名程度となっております。タクシーの利用枚数が、600枚から800枚弱ですね。助成額につきましては、総額が40万円から50万円程度という状況でございました。

これにつきまして、平成29年度から見直しを行いまして、対象年齢を満65歳以上に引き上げております。なおかつ、65歳以上で免許を保有していない方で、ここから同一世帯で持っていない方という条件を外しまして、例えば夫婦でご主人が運転免許証を持っていても、奥様が免許を持っていないれば奥様は対象になるということで、一人一人の対象としたところでございます。ここから変わりまして、福祉タクシー券1冊500円の24枚という制度を、平成29年度、平成30年度に実施しております。交付者数につきましては、平成29年度、平成30年度と、340名弱となっております。助成額につきましては、平成29年度が2,911,500円、平成30年度が2,094,000円という実績でございました。

この制度を更に令和元年度から改正しまして、対象年齢、対象者は同じですが、タクシー券の冊数を1冊から2冊に増やしております。併せまして、国道を通っております産交バスのタクシー利用も可能ということで、4つのパターンで利用が可能というふうに拡大しておるところでございます。令和元年度、令和2年度実績ですが、交付者数が408名と407名。タクシー券利用枚数が令和元年度12,999枚、令和2年度が13,437枚。助成額にしますと、バスの利用も合わせまして、令和元年度実績が6,530,500円、令和2年度が6,725,500円という状況でございました。ちなみに、今年度、令和3年6月9日現在ですが、交付申請をされた方が、高齢者347名、障害者が11名という状況でございます。

御質問の、70歳以上であれば、免許取得者でも助成対象とできないかということですが、高齢者等移動支援助成事業実施要綱の第2条に対象者を定めてございます。この中

に、基本的には運転免許証を保有していない者としておりますが、例外的に運転免許証を保有していても、心身の状況等で運転が不可能と認められる者は保有していない者とみなすとしております。これは、免許を持っていても、例えば骨折したりとか、ちょっと病気で体調が悪いとか、運転できる状態ではない場合には、民生委員の証明といただきますか、そういうものを添えまして、福祉タクシーの利用が可能ということになっております。

吉田議員の冒頭の話でもありましたように、運転が不安な方とかがおられると思いますが、担当課としましては、そういう方にはやはり運転免許証の返納等をしていただいで、福祉タクシーの利用をしていただければと思います。こういうふうには、70歳以上でも、心身の状態により福祉タクシーの利用もできますので、年齢制限につきましては、現制度の65歳以上で免許を持たない方を基本として対応したいと考えております。

それから、現在の2冊を3冊に増やす考えはないかということですが、令和2年度の福祉タクシーの利用状況について、先ほど言いましたように、令和2年度の利用券交付された方が407名おられました。このうち、1冊のみで交付が済んだ方が139名、2冊目も交付した方が268名おられました。2冊目まで交付した方268名のうち、2冊を全て使われた方が142名という状況でございます。2冊目を全て使われた方を、今度は令和2年度の月ごとで見ますと、年度の終盤の1月、2月、3月で80名の方が、年度末に利用が済んでいるという状況でしたので、担当課としましては、今後の検討もしないといけないとは思いますが、今は現制度を継続していきたいと考えております。以上です。

○1番（吉田精二君） はい、ありがとうございます。ただいまの御答弁の中で、例えば、2冊を使い切ってしまった方、私が聞いた所が意外と山奥というか、遠い所の人だったのであれなのですが、使い切った人の中にはまだ必要な方もいらっしゃるのかなと、そういう方の救済措置というか、拡大する気がないのか。

それと、説明資料の中で、平成28年度までですかね、1枚当たり660円を500円に下げたと。タクシーの初乗り料金が今660円になるものですから、500円のときに、初乗り料金、1.5キロメートルまでが660円、初乗りの距離なのですけども、例えば、初乗り区間の中においても、支払う場合には160円を財布から出して払わなければならない。非常にまごまごして、特に街の中で降りたりとかする時に、荷物などを持っていたときに、非常に手間取る。そういうのを無くすためにも、例えば1枚を初乗り料金の660円にするとか、もっと使いたい人には利用の枚数を増やすとか、そのような考えはないのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 福祉タクシーにつきまして、今の2冊目までの制度が令和元年度と令和2年度ということで、令和2年度分の実績ができましたので、特に令和2年度の実績を分析しまして、また利用者のニーズも把握させていただきまして、今

議員がおっしゃられたことも含めまして、今後の福祉タクシーの制度設計といたしますか、そういうことの検討をしていきたいと思えます。

○1番（吉田精二君） 実際、困っていらっしゃる方も中に何人もいらっしゃいますので、そのような人たちにも目を向けていただきまして、より良い利用にさせていただくようにお願いしたいと思えます。

続きまして、また同じ総合計画の中で、民間運営の移動販売などとの連携など、新規展開も視野に入れて検討していくという記述もあります。私が生まれ育った猪鹿倉地区につきましても、最寄りの商店まで1キロメートル以上あります。以前は、町内の商店から週に2、3回回ってくる移動販売車が食料品調達の手段でしたが、その商店も店を閉められたため、移動販売もやめられて久しくなっております。84歳の母は、原付バイクで週に2、3回、雨の日は合羽を着て街まで買物に行っている状態です。本町を眺めた場合、浜川から田上、馬場、瀬戸口のほう、いわゆる山間の集落地域におきましても、現在小売店はありません。住まわれている独居若しくは高齢者のみの世帯の方は、本当に困っておられます。

最近では、株式会社Aコープくまのなかくま店からの移動販売車が、いきいき体操教室の開催日に合わせて、本町の11地点の地区分館や高齢者居住施設を、二週間に1回のペースで回っていただいております。利用者の方は本当に助かっていることだと思います。今年4月の実績では、11地点の延べ127名の方が利用されているとのことですが、町全体からすれば、まだまだ僅かな人でしか利用できないのではないのでしょうか。湯前ばかりでなく、水上村は8地点を週1回、延べ170人、多良木町では8地点を週1回、延べ134人、あさぎり町では14地点を週1回、延べ315名というように、二人体制の専用の軽トラック一台で、休日を除き、ほとんど毎日動いているとのことですが。

訪問時には、利用者への食料品や総菜の販売、前回の訪問時に頼まれた物品の委託購入なども行っておられ、買物に来られた登録者の見守りも行い、記録として残されているとのことですが。販売箇所は、対象者の選定につきましても、町村の担当者は、上球磨地域包括支援センター、各町村の社協と協議の上、決定しているとのことですが、見守りについてはそれぞれ連携を取っているとのことですが、移動販売だけの収支では店頭販売価格で販売していることも加わって、例えば1,000万円売り上げるときに300万円ほどの赤字が出るような状態だそうで、株式会社Aコープくまの中でも継続することに異論もあるようですが、あなたの街のAコープをコンセプトとして町村に負担は求めず、しばらくは続けていきたいと総括部長さんは言うておられました。

今回は、湯前で移動販売をしているAコープくまの例を出しましたが、移動販売における本町への民間経営の観点からの商店の参入というのは、採算性を考えると、なかなか難しいところもあるのではないかと思えます。しかし、町としては、いわゆる買物難

民者への支援は、喫緊の課題であるはずですが、行政から民間企業の営利活動に支援をするということは、いろいろ難しい問題もあると思いますが、行政として何かしらの支援はできるのではないかと私は思っております。

そこで、町長にお尋ねします。基本計画にうたわれている民間運営の移動販売などとの連携など、新規展開も視野に入れて検討していく、の記述について、今後どのような形で進めていくつもりなのか、町長のお考えをお聞かせください。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、株式会社Aコープくまの移動販売事業のことを挙げられましたので、その事業について簡単に御説明させていただきます。

まず、株式会社Aコープくまでは、平成30年度に、県の補助事業を活用しまして、買物困難者の食の支援と中山間地域における高齢者見守りを目的にされまして、令和元年度までの2年間、湯前町を除く9市町村において、移動販売事業を実施されております。この移動販売につきましては、上球磨地域包括支援センター管内の湯前、水上、多良木の地域ケア会議という場でも、地域の課題ということで、買物弱者とか、そういう交通弱者とかというテーマがありましたので、この話を聞く機会を設けました。その中で伺ったのが、この2年間実施してきたところですが、人吉球磨、水上村から球磨村まで一円を、広域での移動販売をされているということで、販売車両一台で対応することに限界があったりとか、移動場所、移動時間、販売場所、あと積載できる商品の制約などの課題がありまして、令和2年度からは、販売地域を上球磨3町村とあさぎり町の4町村で実施したいという株式会社Aコープくまさんからの要望がありまして、令和2年5月から実施されているところであります。

4町村で事業を始めるに当たりましては、各町村の介護保険担当課、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターとJAさんのほうで意見交換会を開催し、地域における公民分館の場所ですとか、あと販売ルートを決めるための情報提供などの支援を行ったところです。あと、販売スケジュール表につきましても、世帯配布とかについての支援も、現在も行っているところです。株式会社Aコープくまさんの移動販売事業につきましては、私たちも中山間地域における買物弱者支援と高齢者の見守りに貢献されているということは認識しております。

御質問のありました、何か後押しできないかということですがけれども、移動販売につきましては、この移動販売車だけではなくて、野菜だったり、豆腐だったり、パンだったり、ほかの移動販売を実施されているところもありますので、Aコープくまだけへの特定の民間事業所への支援、特に財政支援ということはちょっと難しいのではないかと考えております。

もう一つ、総合計画にも書いていることですがけれども、そういう交通弱者対策、買物難民対策等ありますので、一つ、令和2年度に設立されました有償ボランティアグルー

プゆのまえちょこっとボランティア「ささえあい」というものがありまして、その中で、生活支援サービスの中に買物支援というものもございます。そういうものの生活支援サービスの普及であったり、あとほかのサービスとの組合せなどを検討しまして、関係機関、関係団体との検討を進めて、いろんな対策を今後も検討していきたいと考えております。以上です。

○町長（長谷和人君） 今、担当課長のほうが説明したところで、私からも少しだけ答弁させていただくところでございますけれども、今回御質問いただいておりますJAの移動販売でございますが、これは株式会社Aコープくまが自主的に令和元年度から実施されておるといことでございます。吉田議員が今御質問いただいておりますように、買物困難者の支援と中山間地域におきます高齢者の見守り等を目的とされておるといことでございます。当初一年間は、県の補助金もあっておるといことでございます。現在、移動販売車一台で、中山間地を主に販売をされておるといことで、人件費に見合う売上げがないといことで、赤字が続いておるといふうな状況になっております。

お聞きしました現在でございますけれども、吉田議員が調べていらっしゃるのとちょっと私が違うかもしれませんが、移動販売の周知につきましては、町内での販売でございますけれども、6月で13日、15地点で販売をされておるとい情報でございます。間違っておったら申し訳ないのですが、私のほうとしてはそういう情報を得ているところでございます。徐々にではございますが、売上げが少しずつ伸びてきているといことでございます。

今御質問をいただいております支援ができないかというお話の中で、実は行政側のほうに支援をお願いできないかといことで、定例町村長会の中で支援要望をされておるところでございます。この時には、各町村で独自に買物支援等、見送り、見守り等を行っておるといことで説明をされたのですが、この時には民間業者の移動販売もあります。それで、JAだけの支援はどうだろうか。これを始める前に、JAさんにつきましては行政側のほうに、こういう計画で始めたいといふうな説明はなかったそうでございますものですから、早く言えばJAが自主的にやられたといことで、赤字が続いているので支援策を行政側をお願いできないかといふうなお話でございました。今回は、いわゆる定例町村長会の中でのお話でございますけれども、先ほど言いましたように、計画性がないといことで、実は見送られた経緯があるところでございます。

課長がさっき答弁いたしましたように、今後につきましても、各町村の介護保険担当課、それから地域包括支援センター、それから生活支援コーディネーター、そしてJAさん等の意見交換も開催しながら、地域におきます公民分館などの通いの場や販売ルートを決めるための情報支援なども行っていきたい。運行スケジュールあたりも配布したいといことで、支援していければといふうには実は私としては今思っておるところ

でございます。

○1番（吉田精二君） 今、町長からも御答弁いただきましたけれども、とにかく山間部におきましては、例えば分館とかに來られない方もいらっしゃいます。例えば、こちらから品物を持って行く、それか住民の方が商店まで買物に來る、二つの方法が支援としてあると思いますけれども、今回は移動販売というふうなことで質問ですけれども、そういう買物難民者に対して、今回はAコープの部分がありますけれども、Aコープ以外の参入者も含めて、参入しやすいような、例えばランニングコストとか、よその全国の事例等もありますので、国の助成、それから県の助成等もいろいろ調べまして、課題がないような支援の方法がないものか検討いただきたいというふうに考えております。

○町長（長谷和人君） 現制度の中で今御質問いただいたのですが、こういうふうな移動販売におきます国の支援制度があるかどうか、そこらへんも調べさせていただきたいというふうに思っております。

現在、6月1日からでございますけれども、販売関係につきましても、ちょっと申し上げさせていただきたいのですが、下染田公民分館で6月は3回、湯愛が3回、美空で4回、下城公民分館で2回、高見住宅、これは野中田3区でございますけれども、2回、上元町住宅で2回、上村公民分館で2回、辻公民分館で2回、下村公民分館で2回、浅鹿野公民分館で2回、古城公民分館で2回、中猪公民分館で2回、山ノ口公民分館で2回、馬場地区で2回というふうな情報になっておるところでございます。

○1番（吉田精二君） 行政のほうとしましても、そこ付近を非常に前向きに検討していただいておりますので、今後の進め方も期待したいところであります。

続きまして、質問を替えますが、要旨2、町道等の管理について質問させていただきます。農道や用排水路につきましても、直接支払制度等の活用によって受益者が定期的に整備をし、機能を保持しているようですが、町道等につきましても町が管理することになっており、細部まで行き届いていないのが現状ではないでしょうか。

そこで、まず現在の町道等の点検や管理はどうしているのか、担当にお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 現在の町道の管理の状況、現状ということでございますけれども、町道の維持管理につきましても、先ほどおっしゃいましたとおり、町で行うべきところではございますけれども、行き届かないような箇所もございまして、町民の方の協力を得ながら、管理できているというのが実情ではないかというふうに感じております。

具体的に言いますと、町のほうでは当然維持管理として、草払い、それから補修など、これは職員が直接行う場合もございまして、委託をしてやる場合もございまして。そのほか、住民の方には各地区において、分館活動として、除草作業、清掃作業等もしていた

だいているところがございます。

また、中山間とか多面的の制度を活用していただいたり、また個人でも道路敷なんかは草刈りなどを行っていただいているというふうなことで、様々な活動が組み合わさって、町道管理ができていないかというふうに感じております。

○1番（吉田精二君） ただいま建設水道課長のほうから答弁があったように、地元の人の善意とかいう部分に頼っている部分が結構あるのではないかなと思っております。ですけども、湯前町内全域の監視には限界があるということのようでした。結果、特に今の梅雨時がよく分かるのですが、側溝が詰まったり、路肩の雑草が茂って、雨で倒れて道幅が狭くなって歩く人に非常に危険が生じたり、また路面水がはけ切れずに路肩にたまって、歩行者は車道部分にはみ出して歩かなければならなくなったり、非常に危険な箇所が見受けられます。最近では、歩道等が整備されて、学校周辺におきましては、幾分解消はされていると思いますが、まだまだ危険な場所が数箇所見受けられるようであります。

そこで、近隣の地区住民に、身近な町道等の美化や管理も含めた、いわゆる道路里親制度という、仮称ではございますが、これを検討して町民に協力をさせていただき取組を提案するものであります。この制度につきましては、今や全国的に広がっており、ネットで検索すると、取り組んでいるたくさんの自治体があるようでございます。

簡単に申しますと、ある一定の区間の町道を、そこの地区若しくは関係する数人が、町との委託契約の上で、路肩の除草や花壇の美化作業、側溝の清掃、危険箇所の点検や異常時の役場への通報などを行い、それに対し、作業時の事故に対する保険や必要な消耗品等を町から負担するというような制度であります。もちろん受託する側の理解と協力が不可欠であります。いつも利用している地元の人だから、道路の異常にいち早く気づき、事故や災害を最小限に抑えられるのではないのでしょうか。町として、住民に理解を求めて、一地区からでも、モデル地区としてでも取り組まれてみてはいかがでしょうか。

今でも地区によっては、ボランティアで美化作業などを自発的に取り組まれていたり、彼岸の掃除などを取り組まれているところもありますが、路線によってはどこの区域に属するか分からず、宙に浮いた状態になっているところもあります。私事ではありますけども、彼岸の掃除等も含め、年に6、7回は、刈払機で自宅近くの路側の草払いをしておりますが、田んぼのあぜ道とは違い、非常に手間取るものであります。金額的には少なくとも、チップソーの替刃とか燃料費などの実費助成があれば、もっと取り組まれる多くの方が、地区があるのではないかと思います。

委託契約により、里子に出した町としては、委託した路線の状況も把握でき、受託者側いわゆる里親側からすれば、自分の地区は自分で守るという美化意識が高まり、結果

として、細かいところまで行き届いた町道管理ができるのではないのでしょうか。この点につきまして、町の考え方を伺います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 今回の質問、道路里親制度ということで、改めてちょっと勉強不足で中身が分かりませんでしたので、一旦調べさせていただきましたが、全国各地で行われている制度のようでございます。その土地、土地の慣習とかいろいろなことがあろうかとは思いますが、本町につきましては、先ほど言いましたとおり、住民の方の御協力で維持管理ができていているという中で、もう既に御協力いただいているところでございます。そうした中で、改めて制度化する必要があるのかというところで、疑問なところもあるところです。

また、今以上に、町民の方に作業等を更にお願ひするというのは、高齢化が進んでいる中で、負担を強いるような形になることも考えられますので、その点ではちょっと難しい面もあるのではないかというふうには感じているところでございます。

○1番（吉田精二君） 私は、道路管理者として、町道を管理する町が、ただ住民のボランティアだけに頼って、町道が管理できるのかという部分ですね。町としまして、町がリーダーシップをとって、ある区間、ある場所につきましては、そのボランティアに任せるといふふうなことではなくて、湯前町内の道路をどうしていきたいのか、もう少しきれいに、例えば県内でも誇れるような町道の管理にしたいと思うのか、そのためには何をしたいのかというふうな部分から、町の道路管理についての考え方をお聞かせ願ひたいと思っております。

今回は、突然のこのような質問で準備等も困ったかなと思っておりますけれども、私としましては、日頃通っている近くの道路につきまして、そのように思ったものですから、町がリーダーシップをとって、そのように町全体の町道について、美化の意識を高めるためにも必要ではないかなというふうに考えておりましたので、質問したところであります。今答弁がありましたように、まだ先のほうまで考えていないということですが、今後につきまして、もう少し前向きに考えていただければというふうに思っております。

○町長（長谷和人君） 吉田議員、職員時代から、先ほどの質問の中にもお話があったのですが、率先して役場敷地内の草刈りなり、草むしりをしていただきまして、そして現在も、ご自宅の周辺の道の草刈り、それから除草剤も散布されておるところも何回もお見掛けしておるということで、高く評価するところでございます。

本町におきましても、先ほど建設水道課長が答弁したのですが、古くから各行政区又は分館ごとに、年に1、2回ほど、道づくりという言葉が正しいかどうか分かりませんが、御協力をいただいております。

加えまして、各個人の宅地周辺、私もでございますけれども、それぞれに草払いもしていただいておりますし、また各自の田畑の道沿いも草払いをしていただいております。

ことで、大変有り難く思っておるところでございます。町民の皆様方の町愛、町を愛する町愛ですね、郷土愛の表れというふうにも思っておりますので、この件については、非常に評価できるのではなかろうかなというふうにも思っております。優れた風習であるというふうなことで、自負して良いのではなかろうかなというふうにも思っております。このことは、将来にわたって、良き風習の道づくりを継続していただければというふうにも思っておるところでございます。ですので、今回御質問いただきました里親制度、これがどういうものなのか、私もちょっとネットで調べたのですがよく分かりませんので、メリット・デメリットですね、ここらへんも調べさせていただければというところで、今日は答弁させていただきたいと思っております。

○1番（吉田精二君） ありがとうございます。あと、昨年実施されましたまちづくりアンケートの集計表の中で、その他の部門としまして、先ほどのこの要旨の2つの部分も2、3、要望として出ておりましたので、今回質問と提案をさせていただいたところでもあります。

ただいまの町長の答弁におきましても、検討するというふうなことでありました。町のためにも、より良い方策に進むことを願っているところであります。高齢になっても、安心して住み続けることができる美しいまちづくりにするために、是非とも早急に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

今回は、保健福祉課のほうもいろんな資料等を準備していただきまして、また丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。これで、私の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、安心・安全なまちづくりについて、吉田議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 買物難民対策につきまして、お尋ねいたします。買物難民につきましては、私も去年、コロナの対策事業の中で提案をした一つの部分でございます。やはり、今現状、お年寄りの方が買物に行かれないと、思ったものを買えないという方が非常に多くなってきている状況でございます。

その中で、今JAくまさんのほうで取り組んでいただいております。4か町村やっておられます。その中で一回、町村会のほうに要望を上げられたそうです。そしたら、一業者に対しては出せないということで、断られたという話を聞いております。町長も、先ほど言われました町村会というか、4か町村の中でも今後検討するような話をされておりますが、やはりこの部分につきましては、特に必要だと思います。大体、行政がまず先に考えなくてはいけない部分であったのかなとも思います。それをJAさんが先に計画性はなしに取り組んで、現状赤字を打ち出したと。昨年度の赤字は400万円だというふうには私は聞いております。その中で、助成として、JAさんのほうは200万円のほ

うを、昨年から抛出をしているというふうな話でございますので、今後、関係する4か町村で協議をしていただけるのか、再度町長のほうにお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 今4町村でございますけども、最初に始まりましたのは下球磨から始まって、上球磨に来ているというふうな状況になっておるところでございます。

今遠坂議員がおっしゃっているところでございますけども、高齢者の買物の部分につきましては、今の新しい制度に変わりましたのが20何年でございますかね。ちょっとお待ちくださいませ。新制度に変わったのが、平成29年度でございますね。ここで変わったのですが、この時に大きく変わったのが、いわゆる町民の皆様方のアンケートを取りながら、いわゆるデマンド交通と比較してどうなのかというところから実は始まっておるわけでございます。デマンド交通を導入して利便性を図ろうとしたわけでございますけども、かなりの市町村の負担が出てくると。大きな赤字が出てくるので、財政負担が大きすぎるということで、デマンド交通の導入よりもタクシーを上手に使う、ドアツードアをしたほうが良いのではなかろうかというふうに始まったところでございます。

それに新しく付いたのが、今度のいわゆる移動販売のやつが出てきているわけでございますので、私としては今4町村というふうなことでの質問でございますので、まだこの話については4町村でお話しした経緯がございませんので、どういうふうにお考えになっているかというのをお聞きしたいというふうに思っております。そういうことで、話合いに乗ったということはまだございませんので、一応そういう状況についてのお話はさせていただきたいというふうには思います。

○3番（遠坂道太君） 私も4か町村と言ったのは、私がJAさんに聞いたときは、4か町村で今やっているという話を聞いております。その中で、やはり今後、介護の支援とかの形も出てくると思います。その中で、巡回というふうなこともされていったら、やはり今後の介護ヘルパー関係の負担軽減とか、そういうあたりも出てくるのではなかろうかというふうに私は思うところでございますので、今後とも町長におかれましては、各関係の方達も、先を見た形での取組をお願いしたいということで、終わらせていただきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の1の高齢者等移動支援助成事業についてお尋ねします。先ほど課長のほうからも、令和3年度以降でニーズを把握しながら、対策の検討は引き続き行っていきたいということでありましたので、恐らく検討はされると思います。その中に、生活困窮度、生活の困り具体という要素が必要ではないかなというふうに感じております。要は、冊数を2冊、3冊と増やすのは良いのですが、本当にその冊数が必要なのでしょうかといったところがあります。

例えば、免許証を返納された方というのは、今まで掛かっていた車の維持費というのも掛からなくなるので、その分はある程度余裕はできます。その分をタクシー等の利用に使っていただければ、生活はさほど困らないのかなという方もいらっしゃるでしょうし、ある程度生活にゆとりがある方というのは、本当はないけども、もらえたらちょっとラッキーだなという方もいらっしゃると思います。そういった意味で、今後検討される際に、生活困窮度、生活の困り具合についても、加味していくお考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員おっしゃるとおりでございますが、数値等については先ほど課長の答弁の中にあつたわけでございますが、現在予算でいくならば、77 パーセントの執行率で予算残額も 190 万円ほどございます。100 パーセント 1 冊目は使われたとしても、2 冊目は残っているという方もいらっしゃいます。年度末に使われている、追い込みというのものもあるのかもしれませんが、ただ、それは必要だったから使われたのかもしれませんが。数値だけで見るとはいけませんけども、本来であれば、福祉の充実をどこまで図るべきなのか、それと本町におきます各種制度との均衡、そしてまだまだ右肩上がりになります高齢化率、そして一旦制度の拡充をした場合、議員の皆様方は福祉の充実なり、ほかの部分についても全て、やはり今まで以上の制度を求められるわけでございますので、当然それを一旦始めますと、既得権益が発生してしまいます。それには結局、最終的には自主財源の問題になってくるという部分がございます。

更に求められる福祉政策の充実、そして現在の制度、それとこれは言うてはいけないかもしれませんが、他の市町村との比較、ここらへんも見ながら、本町がどこの位置にあるのか、そこらへんも十分調査しながら、やっぱりしていくべきかなというふうに思いますので、今日吉田議員からもある程度御質問いただきましたので、そこらへんも踏まえて、制度改正の場合については対応をしていかななくてはいけないかなというふうには思っているところでございます。

○2 番（西 靖邦君） 吉田議員の質問の要旨の 1 についてですけども、買物難民者対策についてですけども、タクシー券を最大 2 冊、今配っておられるのですけども、その中で、たまには高齢者の方を集めて、年に 1 回か 2 回、買物のバスツアーとか、そういうのもやっていただいたら、高齢者の方は喜ぶのではないのでしょうかね。そのへんはどうでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、西議員のほうから買物ツアーというふうなお話だったので、ちょっと内容が大きすぎまして、どういうふうな買物ツアーなのか、例えばでございますけども、行政区ごとに一台、マイクロバスを出して、本町の中心地まで買物で連れて行くとか、そういうイメージなのか、ちょっとよく分からない部分がございますので、一つはここらへんを一旦始めると、先ほどから言いますように、なかなかそこ

の部分としての精査も必要でございますし、経費も必要になってくるということでございますので、ちょっと急な御質問でございましたので、どういうふうにお答えして良いかちょっと分からない部分がございますので、後ほどでもまた中身の話をお話しさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） では、要旨の2について、御質問させていただきます。町道の管理についてですけれども、町が責任を持って管理するということは当然かと思いますが、なかなか町道の異常について、危険なときについての把握ができないときがあるかと思えます。

町民のほうから、ここが危ないからここをどうにかしてもらえませんかというふうな連絡が来て、改めて対応するような流れになるのかと思えますけれども、国道とかは直通的のダイヤルがあって、そちらのほうに連絡すると対応してもらえとか、そういう形がとられているのですけれども、町のほうの場合は、もし町道の異常があったりとか陥没があったりとかしたときには、町のほうに直接電話して対応してもらえる形になるのでしょうか、一回お伺いします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 町道の異常等につきましては、現状も職員のほうで気付いた点はすぐ補修等するわけですけれども、現状でも区長さんなり、そこを通行される方、そういった方から直接役場のほうに電話がありまして、すぐに現場を確認するというふうなことで、今やっているところでございます。建設水道課、それから農道等については農林振興課のほうにもなろうかとは思いますが、連絡等は役場のほうにいただければ、現地等はすぐ確認したいというふうな、そういうふうなやっているところなんです。

○8番（金子光喜君） 本町の場合は、いわゆるすぐやる課とか対応が迅速に動いてくれる課というのは特にありませんけれども、課が主に、いわゆる建設水道課であったり農林振興課であったり、電話するときに迅速に対応していただけることが大事だと思いますので、いろんな業務もあるかと思えますけれども、町民が危険に思われたとか、こういうことについてここはちょっとお願いできないかとか、そういうことに関しては、時間は余りかけずに、早めの時間に対応していただくことを希望いたしますけれども、そのへの対応については十分現状でもされているのかお伺いします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 異常等の通報といいますか、連絡があった際には、建設水道課のほうにあれば建設水道課のほうの職員で、即日といいますか、現場の確認は行っているところでございます。ただ、手当てについては、その箇所、ケースによってちょっと違いますけれども、例えば道路にちょっと穴が開いているとか、そういったものについては常温の舗装の原材料でございますので、そういったものを持って、職員のほう

でなるべく早く対応しているというところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、安心・安全なまちづくりについての関連質問を終わります。

以上で、吉田議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 1 2 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

日程第 2 発議第 1 号 湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について

○議長（倉本 豊君） 日程第 2、発議第 1 号、「湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」を議題とします。

本案は、黒木議員ほか 4 名から提出されております。本案は会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって本案は、趣旨説明を省略することに決定しました。

ここで、お諮りします。本案の質疑及び討論は省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

これから、発議第 1 号、「湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」を採決します。

黒木議員ほか 4 人から提出された規則改正案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則については、可決されました。

-----○-----

日程第 3 発議第 2 号 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、発議第2号、「議会改革調査特別委員会の設置について」を議題とします。

本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

○8番（金子光喜君） 議会改革調査特別委員会の設置について、上記の議案を別記のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提案理由、本議会では、平成28年、平成31年の2度にわたり議会改革調査特別委員会を設置し、町民に信頼され、町民の負託にこたえられる真の議会の実現を目指し、これまで様々な取組を行ってきました。しかし、地方議会を取り巻く環境は日々変化しており、更なる対応が求められることから、議会改革に関する調査を引き続き行うため、委員会条例第5条の規定により、特別委員会の設置を求めるものであります。

○議長（倉本 豊君） 以上で説明を終わります。

ここで、お諮りします。本案の質疑及び討論は省略し、直ちに採決をしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって採決します。この採決は、起立によって行います。

金子議員ほか4人から提出された決議案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、本案は提案のとおり決定しました。

[名簿配布]

○議長（倉本 豊君） お諮りします。ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員会は、お手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

ここで、議会改革調査特別委員会を開催するために、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時17分

再開 午後2時22分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議会改革調査特別委員会が開かれております。委員会条例第7条第2項の規

定によって、その委員長及び副委員長が互選されております。

ただいま、委員長から発言の申し出があります。発言を許します。

○議会改革調査特別委員長（金子光喜君） 報告いたします。先ほど議会委員会室において、第1回の議会改革調査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選しましたので、その結果を報告いたします。

まず、委員長に不肖、私金子、次に、副委員長に黒木委員が選任されました。この度の議会改革調査特別委員会の設置は、先代の議長の山下議長の時から数えて3度目となります。この間、様々に先進的な改革に挑戦し、県内でも高く評価をいただくようになりましたが、議会を取り巻く環境の変化は著しく、改革の歩みは止められないというところであります。つきましては、議会の目的である住民福祉の向上につながる議会になるよう積極的に取り組んでいく所存でございますので、議員の皆様、執行部の皆様にも御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

-----○-----

日程第4 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「委員会報告」。

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の議案の一覧表のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブ

レットに掲載の議案の一覧表のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第6 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第7 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり

り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和3年第6回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時28分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員